

350
485

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



特 217
236



京都宿屋業組合沿革史





(次六第) 長合組現
氏 郎 次 滿 山 城



長合組次二第
氏 助 和 崎 岡 故



長合組次一第
氏 郎 五 庄 村 西 故



(門前合組現) 長合組次五第
氏 郎 五 宗 木 青



長合組次四第
氏 二 文 田 澤



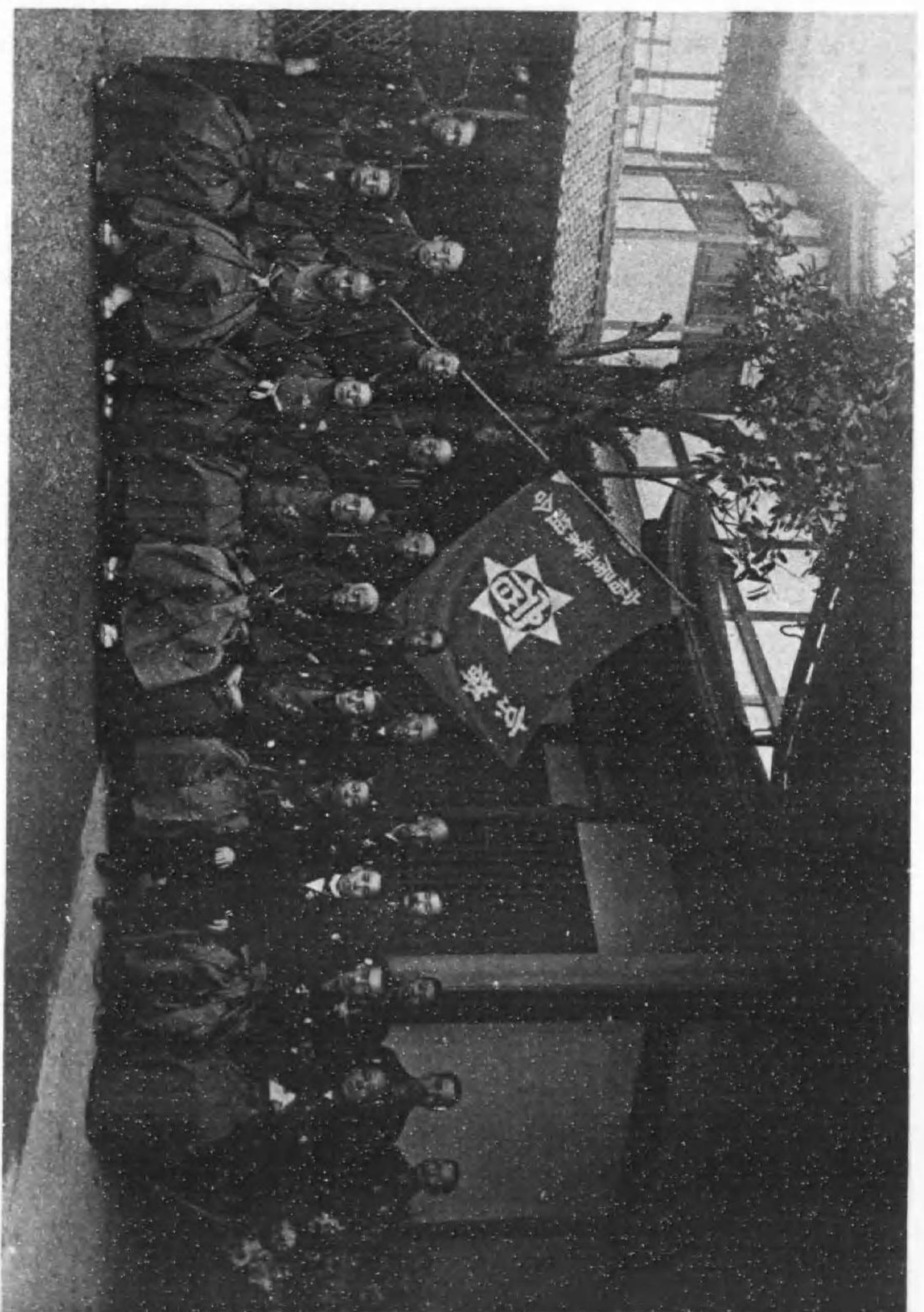
長合組次三第
氏 門 衛 右 六 伏 田 故



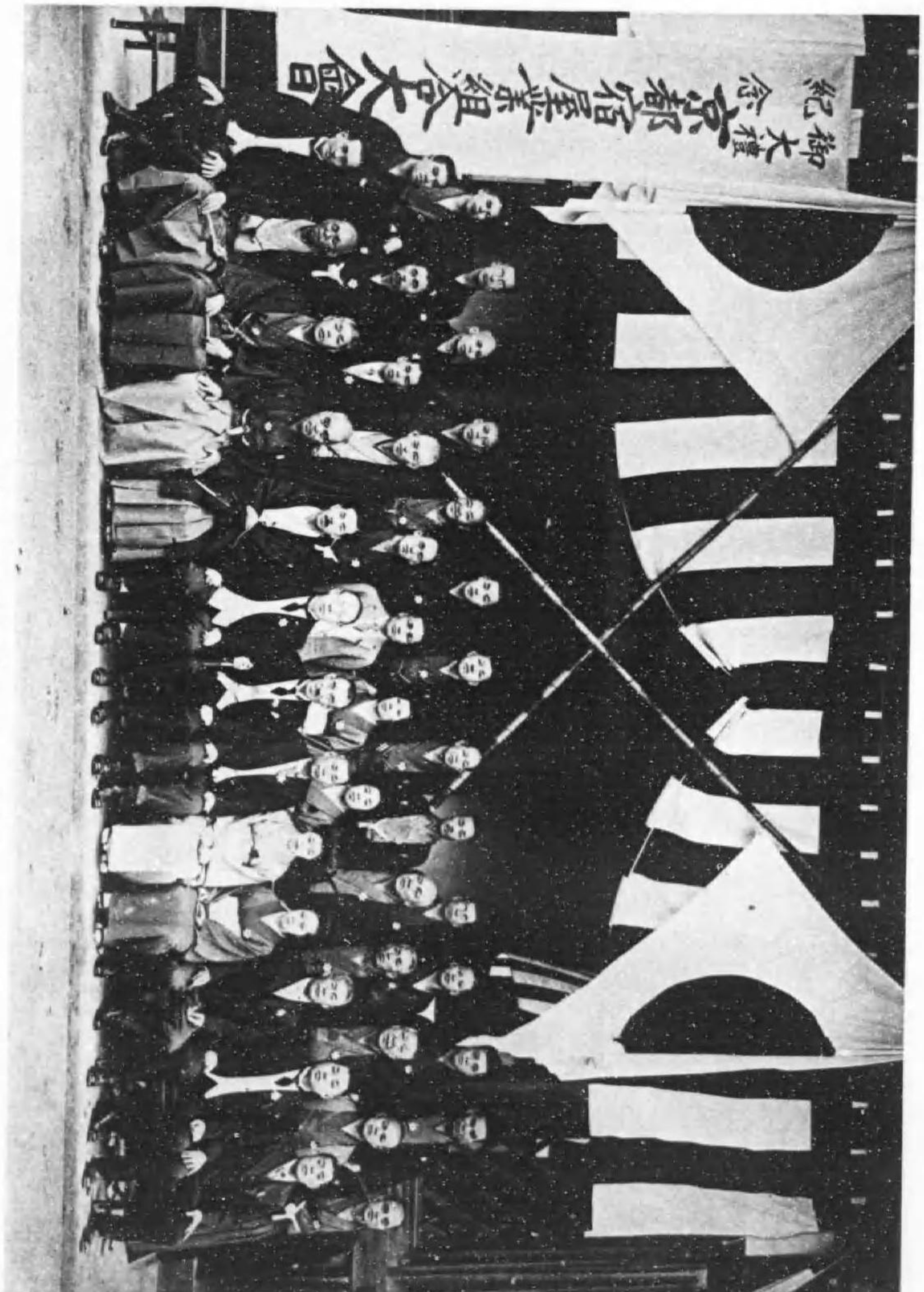
(員役存現ノリ)ニ初當立創合組)役談相現
氏 八 又 飼 鶴



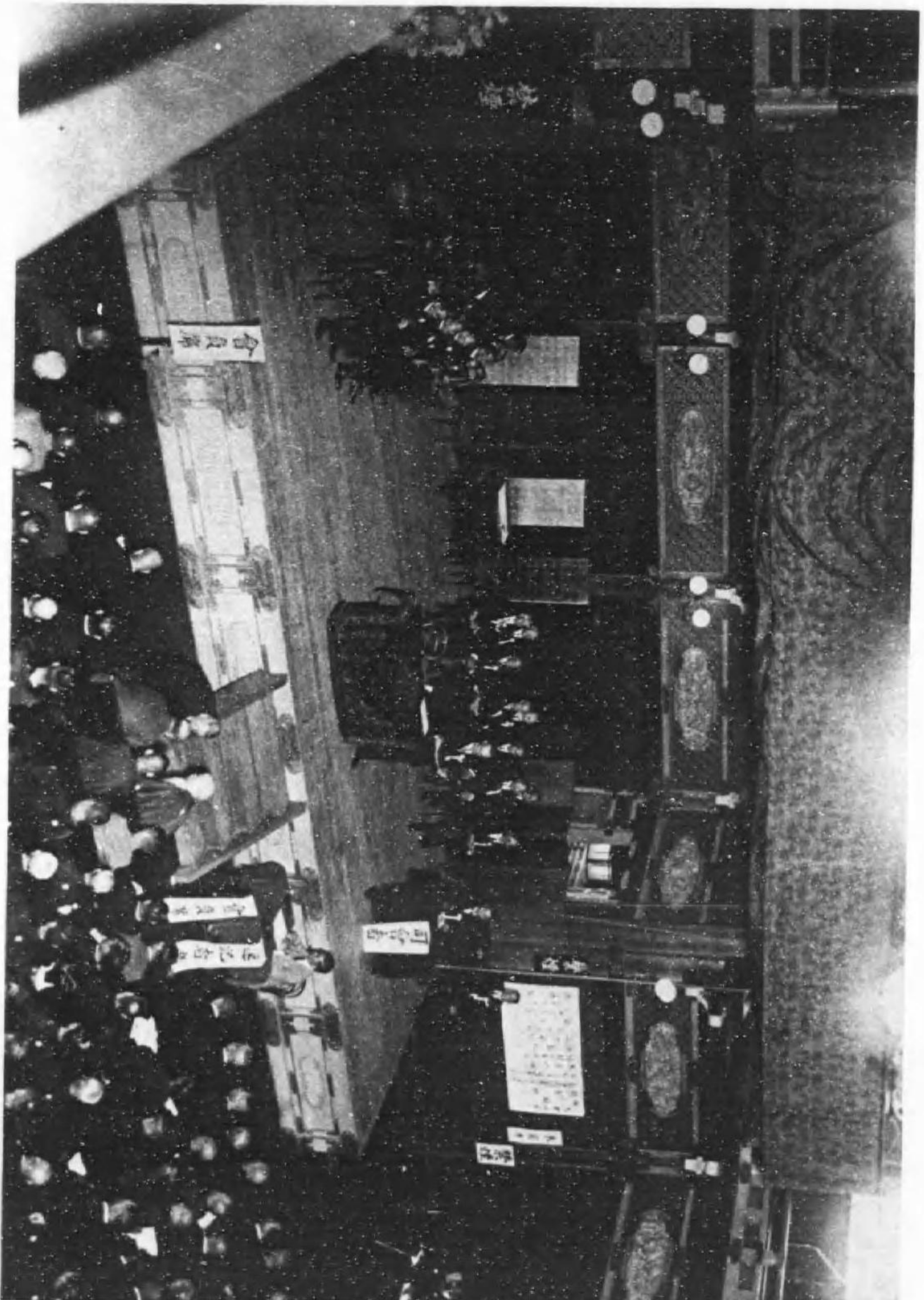
長 合 組 副 現
氏 郎 太 宗 根 山



大正六年十一月八日於坂樂俱樂部
組創立二十五年紀念攝影



昭和三年六月於京都市公會堂
御大禮紀念組合大會攝影



堂會公市都京於月十年五和昭
撥授事理山城會大回七第會台聯合組館旅國全



東京宿屋組創立十四周年記念

昭和八年一月於平安神宮
東京宿屋組創立十四周年紀念攝影

序

悠久一千有餘載、山容動カス水流息マス、京師ノ地自然ノ秀麗ハ桓武ノ古ニ渝ラスト雖モ人事勿忙世相ノ進展推移ハ須臾モ停マラス、朝ニ夕ヲ測ルヘカラス、翻テ往昔ヲ尋ネンカ日ヲ積ミ月ヲ重ネ年ヲ遡ルニ隨テ事象變遷ノ迹亦茫漠トシテ遽カニ究メ難シ、我カ京都宿屋業組合ハ明治二十六年創立以來年齒既ニ四十ニ及フ其間一見奇ナク坦々漸ヲ逐テ今日ニ至ルカ如キモ仔細ニ其生成發達ノ經路ヲ顧レハ長足ノ進歩洵ニ隔世ノ感ナキ能ハス、創業ノ功歴世ノ勞一トシテ斯業ノ繁榮ニ貢獻セサルモノナク共事蹟歿スヘカラス、即チ記要ノ散逸ヲ虞レ資料ヲ採蒐シテ史ニ籍シ上梓シテ以テ組合創業四十年ノ記念トスルト共ニ他日ノ考證ニ資セントス

昭和七年十二月

京都宿屋業組合沿革史

目 次

一、組合創立準備	………	(明治二十五年十月)	一
二、創立準備委員	………	(同 十一月)	一
三、創立事務開始	………	(明治二十六年八月)	二
四、創立委員再選	………	(同)	二
五、第一回役員決定	………	(同 十月)	三
六、組合規約認可	………	(同)	五
七、創立當初の組合規約	………	(参考 掲出)	五
八、初期の宿屋取締規則	………	(参考 掲出)	六
九、組合創立費	………	(明治二十六年十月)	九
一〇、初年度組合割當費	………	(同)	一〇
一一、營業稅改正反對陳情	………	(同 十一月)	二一
一二、組合規約改正	………	(明治二十七年八月)	二五
一三、役員改選並に顧問選任	………	(同)	二六
一四、平安遷都祭と同業大會	………	(明治二十八年三月)	二七
一五、役員改選	………	(明治二十八年十月)	二八

森川彌右衛門 古山米次郎 佐藤定助 中村常次郎
 檜村彦右衛門 田伏六右衛門 入江吉兵衛 中村嘉三郎
 内田誠次

建仁寺町警察署部内
 足立吉太郎 安食丹治 城山吉五郎
 以上の各委員中より委員長以下各役員を選定左記諸氏當選す。

委員長 檜村彦右衛門
 副委員長 内田誠次
 起草委員 八田益満
 同 中村常次郎
 同 田伏六右衛門

三、創立事務開始 (明治廿六年八月)

明治廿六年八月一日下京區裏寺町蛸薬師下ル西導寺内に事務所を置き、西村庄五郎、内田誠次、八田益満三氏執務せり

四、創立委員再選 (明治廿六年八月)

明治廿六年八月一日創立事務開始と同時に創立委員を再選左記諸氏當選す。
 西村庄五郎 岡崎和助 城山吉五郎 内田誠次
 鵜飼又八 八田益満 塚本卯三郎 澤田文二
 安食丹治 高橋善兵衛 田中友右衛門

五、第一回役員決定 (明治廿六年十月)

明治廿六年十月三日役員選舉會を開催、出席者は塚本卯三郎、高橋傳右衛門、澤田文二、吉田倍三、八田益満、片岡龜次郎、佐々木直次郎、吉田藤助、田中友右衛門、鵜飼又八、井上源三郎、井筒安次郎、吉田友三郎、隠岐久輔、安食丹治橋本儀兵衛、城山吉五郎の諸氏にして、選舉の結果左記各氏役員と決定せり。

組長 西村庄五郎
 副組長 内田誠次
 幹事 岡崎和助
 同 澤田文二
 同 鵜飼又八
 同 中村常次郎
 同 城山吉五郎
 同 田伏六右衛門
 同 田中友右衛門
 同 岡本猶吉
 議長 中村常次郎
 副議長 田伏六右衛門
 同時に議員及部長左の如く選出さる。

第一部 塚本卯三郎

第二部 高橋善右衛門

第三部	山口新助	第四部	齋藤東助
第五部	澤田文三	第六部	橋本儀兵衛
第七部	吉田倍三	第八部	村井周藏
第八部	八田益滿	第九部	片岡龜次郎
第九部	佐々木直次郎	第十部	吉田藤助
第十部	田中友右衛門	第十一部	德力重左衛門
第十一部	野瀬重助	第十二部	田原甚助
第十二部	中川喜六	第十三部	鶴飼又八
第十三部	中澤清次郎	第十四部	松田勘兵衛
第十四部	井上源三郎	第十五部	美濃部吉右衛門
第十五部	中村常次郎	第十六部	井筒安次郎
第十六部	田伏六右衛門	第十七部	吉田太兵衛
第十七部	隱岐久輔	第十八部	安食丹治
第十八部	城山吉五郎	第十九部	
第十九部		第二十部	
第二十部		第二一部	
第二一部	塚本卯三郎	第二二部	
第二二部	奥野市兵衛	第二三部	
第二三部	大谷健藏	第二四部	
第二四部	吉田倍三	第二五部	
第二五部	佐々木直次郎	第二六部	
第二六部		第二七部	
第二七部		第二八部	
第二八部		第二九部	
第二九部		第三十部	

第十一部	田中友右衛門	第十二部	田原甚助
第十三部	遠藤新兵衛	第十三部	伊藤平左衛門
第十五部	伊藤鶴太郎	第十四部	細谷庄兵衛
第十七部	森川彌右衛門	第十五部	入江吉兵衛
第十九部	中村嘉三郎	第十六部	甲斐伊兵衛
第二一部	安食丹治	第十七部	城山吉五郎

六、組 合 規 約 認 可 (明治廿六年十月)

明治廿六年十月九日組合規約制定京都府知事宛認可を仰ぎたる處、同月十四日認可指令ありたり。

七、創 立 當 初 の 組 合 規 約 (參 考 掲 出)

明治廿六年十月十四日京都府知事より認可指令ありたる組合規約左の如し。

第一章 組 織 ノ 目 的

第一條 當組合ハ明治十九年京都府令第五十八號宿屋營業取締規則其ノ他營業上ニ關スル諸布達ヲ遵奉スルハ勿論
同業組合員一致團結シ互ニ親密ヲ旨トシ從來ノ弊風ヲ矯正シ旅客ノ便益ト各自營業上ノ福利ヲ増進スルヲ以
テ目的トス

第二章 組 合 名 稱 區 域 事 務 所 位 置

第二條 當組合ハ京都宿屋組合ト稱ス
第三條 當組合ハ京都市内ヲ以テ區域トス
第四條 當組合事務所ハ京都市下京區裏寺町蛸樂師下ル西尊寺内ニ設置ス

第三章 役員及ビ職務權限

第五條 當組合ニ左ノ役員並ニ書記以下ヲ置ク

- 一、組長 一名 一、副組長 一名
- 一、幹事 五名 一、司計 二名
- 一、書記 二名 一、監察 三名
- 一、小使 一名

以上役員ハ名譽職トシ書記以下ハ有給トス

第六條

- 一、組合員營業上ニ係ル官達其他組合員ノ注意スヘキ條件ヲ組合員ニ通告スル事
- 二、組合全體ニ係ル願伺届ニ關スル事
- 三、組合全體營業保全ニ係ル廣告又ハ揭示ニ關スル事
- 四、隣府縣同業組合ト協議會アル場合參列スル事
- 五、同業者ノ官署ニ差出ス開廢業其他ノ願届書ニ連署スル事
- 六、定期會又ハ臨時會ノ決議ヲ執行スル事
- 七、議會ヲ開閉スル事
- 八、部長ヲ選任スル事
- 九、書記以下ヲ進退スル事
- 十、違約者處分ニ係ル決議ヲ執行スル事
- 十一、組合員ノ名簿ヲ整理スル事
- 十二、金品出納ヲ監督スル事

- 十三、組合事務所ノ各種印章並ニ諸帳簿ヲ保管スル事
- 十四、組合員ノ利害及ヒ違約者ヲ監察員ヲシテ偵察セシムル事
- 十五、組合員營業上ニ係ル紛議ヲ調和スル事

第七條 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第八條 幹事ハ庶務ヲ整理ス

第九條 司計ハ經費豫算賦課徴收ヲ掌リ及ヒ出納諸帳簿ヲ整理保管ス

第十條 書記ハ役員ノ指揮ニ從ヒ記録又ハ庶務ニ從事ス

第十一條 監察ハ役員ノ指揮ニ從ヒ組合員ノ規約違背者ヲ監察シ違約者アル時ハ組長ニ具伸シ處分ヲ請求ス

第四章 議員及部長選出區劃人員並ニ職務

第十二條 當組合區域ヲ左ノ二十二部ニ區分シ各部毎ニ議員ヲ選舉ス

- 第一部 上京區元一組三組四組六組七組八組 議員一名
- 第二部 同十三組十四組十五組十六組十八組十九組二十組二十六組 議員一名
- 第三部 同二組五組九組十組十七組二十組二十一組 議員一名
- 第四部 同二十三組二十四組二十五組 議員一名
- 第五部 同二十七組二十八組二十九組三十組 議員一名
- 第六部 同十一組十二組 議員一名
- 第七部 同二十二組 議員一名
- 第八部 同三十一組 議員三名
- 第九部 同三十二組三十三組三十四組 議員一名
- 第十部 下京區元一組九組十六組十七組 議員一名

- 第十一部 同二十三組二十九組三十二組 議員三名
- 第十二部 同三組 議員一名
- 第十三部 同四組 議員一名
- 第十四部 同五組 議員一名
- 第十五部 同六組 議員一名
- 第十六部 同十一組十二組十三組 議員一名
- 第十七部 同十四組 議員二名
- 第十八部 同十八組十九組二十六組 議員一名
- 第十九部 同二十四組二十五組三十組 議員一名
- 第二十部 同七組八組 議員三名
- 第二十一部 同十五組二十組二十二組 議員一名
- 第二十二部 同二十一組二十七組二十八組三十一組三十三組 議員一名

議員定員二十九名トス

第十三條 議員ハ定期會及ヒ臨時會ニ參列ス

第十四條 第十二條ノ各部内毎ニ部長一名ヲ選任ス

第十五條 部長ハ組長ノ指揮ニ從ヒ其部内組合員ニ對スル雜務ニ從事ス

以上議員並ニ部長ハ名譽職トス

但シ第五條ノ役員並ニ本章ノ議員又ハ部長ニシテ組合事務上特ニ功勞アルモノニ限り定期會又ハ臨時會ノ決議ニ據リ慰勞金品若クハ感謝狀ヲ贈ル事アルヘシ

第五章 選舉法及任期

第十六條 正副組長及ヒ幹事計ハ年齡滿二十五年以上ノ戸主ニシテ滿三ヶ年以上當業ヲ營ミ市公民ノ資格ヲ有シ左ノ各項ニ抵觸セサル者ヲ組合員中ヨリ各議員ニ於テ之レヲ選舉ス

但シ正副組長ノ任期ハ一ヶ年幹事計ノ任期ハ二ヶ年トシ各滿期再選スル事ヲ得

一、身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ償却ヲ終ヘサル者

二、重禁錮以上ノ處刑ヲ受ケタル者並ニ宿屋營業取締規則及ヒ本規約ニ違背シタル者

議員ハ年齡滿二十年以上ノ男戸主ニシテ滿二ヶ年以上當業ヲ營ミタル者ノ中ヨリ各部内同業者之レヲ選舉ス

任期ハ二ヶ年トシ滿期再選スル事ヲ得

但シ正副組長ハ議員ヲ兼ヌル事ヲ得ス

第十八條 部長ハ組長ノ指名ニ依リ之レヲ任ス

但シ任期ハ一ヶ年トシ再任セラル、事アルヘシ

第十九條 改選期ハ毎年定期會ニ於テ之レヲ行フ

但シ幹事計議員ハ明治二十七年ノ定期會ニ於テ抽籤ヲ以テ特ニ其半數ヲ改選ス

第二十條 補缺選舉ハ一周日内ニ之レヲ行フ其當選者ノ任期ハ其殘期ヲ以テ任期トス

第二十一條 選舉ノ點數同數ナルトキハ年長ヲ採リ若シ當選者辭退スル場合ハ次點者ヲ以テ當選者トス

第二十二條 各當選者ハ組長ヨリ各組合員ニ之レヲ報告ス

第六章 會議及議事細則

第二十三條 會議ヲ別テ定期會臨時會役員會ノ三種トス

第二十四條 定期會及ヒ臨時會ハ議員ヲ以テ組織スル議會ヲ云ヒ役員會ハ正副組長幹事計ヲ以テ組織スル議會ヲ云フ

第二十五條 定期會ハ毎年八月トシ臨時會ハ組長ノ請求又ハ議員三分ノ一以上ノ請求アルトキ及ヒ違約處分ヲ受ケタル者ノ抗告アリタルトキ之レヲ開キ役員會ハ議決スヘキ要件ノ生シタル都度之レヲ開ク

第二十六條

各種會議ハ之レヲ公開ス

第二十七條

但シ議長ノ見込ヲ以テ傍聴ヲ禁スル事アルヘシ
定期會臨時會ノ正副議長ハ議員中ヨリ互選ス
但シ任期ハ議員ト同シ

第二十八條

各種會議ハ組長ヨリ招集ス

第二十九條

各種會議ノ議案ハ三日以前ニ組長ヨリ各議員及ヒ役員ニ配付ス
但シ緊急ヲ要スル場合ハ本條ノ限リニアラス

第三十條

各種會議場ノ書記ハ組合事務所々屬ノ書記ヲ以テ之レニ充ツ
定期會ニ於テハ左ノ各項ヲ議定ス

第三十一條

一、前年事務成績及ヒ經費收支決算報告
二、經費收支ノ豫算及ヒ賦課徵收方法

第三十二條

三、役員及ヒ議員ノ改選
四、役員及ヒ議員ノ補缺選舉
五、規約ノ改正增補
六、組合ニ係ル矯弊圖益ノ要件

第三十三條

臨時會ニ於テハ左ノ各項ヲ議定ス

第三十四條

但シ第一條第四項以下其他緊急ト認ムル件
一、第三十一條第四項以下其他緊急ト認ムル件

第三十五條

但シ定期會開會中ニアラサル議員ノ補缺選舉ニ限り特ニ組長ニ囑託シ缺員部内ノ組合員ニ選舉用紙ヲ配付
シ開票ノ際議長ノ立會ヲ要シ當選者ヲ定ムル事ヲ得
二、規約違背ノ處分ヲ受ケタル者ノ抗告アリタルトキ

第三十三條

但シ役員會ニ於テ本件ヲ處分シタル役員ハ番外席ニ就キ理由ヲ説明シ可否ノ數ニ加ハル事ヲ得ス
役員會ニ於テハ左ノ各項ヲ議定ス

第三十四條

一、定期會ノ協賛ヲ求ムヘキ經費收支豫算及ヒ賦課徵收議定
二、規約改正增補ニ係ル定期會及ヒ臨時會ノ議ニ付スヘキ議案
三、定例アルモノ、外重要品ノ購求及ヒ不用品賣却ニ係ル事

第三十五條

四、部長ヲ選任スル事
五、書記以下任免ニ係ル事
六、同業組合員規約違背者ヲ偵察スル方法
七、規約違背者處分ニ係ル事

第七章 會 計

第三十四條

議事細則ハ別ニ之レヲ定ム

第三十五條

組合經費ノ項目ハ左ノ如シ
支出之部

- | | |
|--------------|----------|
| 一、備付器具費 | 二、筆紙墨印肉費 |
| 三、印刷及廣告費 | 四、郵便費 |
| 五、事務所家賃及ヒ修繕費 | 六、各種會議費 |
| 七、各選舉費 | 八、給與料 |
| 九、監察費 | 十、傭員給料 |
| 十一、慰勞金品費 | 十二、雜費 |
| 十三、豫備費 | |

收入之部

- 一、經費徵收金
- 二、加入費
- 三、違約者處分徵收金
- 四、豫備繰越金
- 五、寄附金
- 六、雜收入

第三十六條 經費賦課金ハ金額並ニ月別等定期會ニ於テ確定シタル上收納方法期日ヲ定メ組長ヨリ每一ケ年分ヲ豫メ各組員ニ告知書ヲ發シタル後之レヲ徵收ス

第三十七條 組合ノ財産ハ目錄ヲ調製シ定期會ニ報告ス

第八章 組合加入者

第三十八條 當組合區域内ニ於テ營業スル者又ハ新規開業スル者ノ官署ニ差出ス左ノ願届書ニハ組長ノ連署ヲ受クヘシ

一、新規開業ノ願書

第三十九條

前條新規開業者又ハ新タニ組合ニ加入スルモノハ加入ヲ證スル爲メ組合事務所ニ於テ加入證ニ記名調印シ組合加入費トシテ金貳拾錢ヲ差出スモノトス

第四十條

但シ新タニ支店ヲ設クルモノ亦同シ
強テ組合ニ加入セス又ハ組合ヲ除名シタル者ノ住所姓名ハ組員營業保全ノ爲メ新聞紙又ハ揭示ノ方法ヲ以テ一般ニ廣告スル事アルヘシ

第九章 組合員心得

第四十一條

旅宿業ハ每半年間ノ泊數ヲ組合事務所ニ届出ツヘシ

第四十二條

但シ下宿屋ハ前月分ノ下宿人ノ住所氏名ヲ每翌月十日以内ニ事務所ニ届出ツヘシ
組合事務所員ニ於テ宿泊人名簿又ハ客間等ノ點檢ヲ要スルトキハ之レヲ拒ム事ヲ得ス

但シ宿泊人ニ要川アルトキ亦同シ

第四十三條 自家ノ利益ヲ謀ラン爲メ同業者ノ名譽ヲ毀損シ又ハ營業上ノ妨害ヲ爲スコカラス

第四十四條 同業者ノ通稱屋號及ヒ商標ニ紛ハシキモノヲ用ユ可カラス

第四十五條 加入セサル者ノ住所姓名ヲ新聞紙其他ヲ以テ廣告セラレタル者ニシテ更ニ加入シタル時ノ廣告料ハ自辨トス

第四十六條 宿泊人宿料不拂又ハ不正ノ所爲ヲナシ無斷轉宿又ハ逃亡シタルモノアルトキハ各組員ニ通告スル爲メ組合事務所ニ申告スルモノトス

但シ通告ヲ受ケタル者ニ該當スル宿泊人アルトキハ直チニ申告者ニ通牒スヘシ
組合事務所ヨリ配布シタル左ノ心得書ハ客間看易キ場所ニ揭示スヘシ

第四十七條

京都宿屋業組合員旅客待遇心得書

- 一、總テ宿泊人ニ對シテハ誠實懇篤ヲ旨トシ叮嚀ニ取扱フハ勿論若シ疾病其他事故アルトキハ可及的親切ニ保護シ諸事粗略ナカラン事ヲ要ス
- 二、家屋ノ内外ハ勿論器具臥具等ヲ清潔ニシ不良ノ飲食物等ヲ供スヘカラス
- 三、宿泊人ノ需メナキ遊興ヲ勸メ又ハ酒肴其他ノ物品ヲ差出シ無益ノ浪費ヲナサシムル等ノ事アルヘカラス
- 四、宿泊人ノ需メニ依リ諸物品ノ買入ヲ託セラルトキハ假令ヒ些少ノ物品タリトモ正實ナル商店ニテ買取又ハ買取ノ紹介ヲ爲シ其他名所舊跡ノ案内者ヲ雇入ルトキ等口錢又ハ手數料等ヲ請取ル可カラス
- 五、午後十二時後ハ歌舞音曲其他喧噪ナル等他客ノ妨害トナル可キ所爲ハ總テ謝絶ス可シ
- 六、出發時間ヲ示サレタルトキニ違ハサル様注意ス可シ
- 七、宿引ヲ出シ旅人ニ宿泊ヲ勸メ又ハ追從シテ宿泊ヲ勸メ又ハ人力車夫其他ニ金品ヲ與ヘ共謀シテ旅客ヲ誘引スル等ノ所爲アルヘカラス
- 八、何等ノ名義ヲ以テスルモ出迎人ヲ出スヘカラス

- 但シ旅客ノ照會ニシテ其證左アルトキハ此限りニ非ス
- 九、宿泊料ハ左ノ等級定價ニ依リ領收シ過當ノ賃金ヲ貪リ又ハ定價外ノ低價ヲ以テ他ノ同業者ト競争スル等ノ所爲アル可ラス
- 十、旅客ノ需メニ依リ特別待遇ヲ爲スモノハ定價以上ニ爲ス事ヲ得ルト雖モ定價外ニ降ル事ヲ得ス
- 十一、下宿料ハ蒲團蚊帳ハ定額ニ含有ス故ニ下宿者ノ自辨ニ係ルモノハ相當割引ヲ爲ス事ヲ得ルト雖モ金參圓五拾錢以下ニ降ス事ヲ得ス
- 十二、旅人宿營業者ハ毎翌朝宿泊料ヲ申シ受クヘシ
- 十三、下宿料ハ半ヶ月分宛前金ヲ申シ受クルモノトス
- 十四、木賃宿ハ定價表ノ限ニ非ス

等級 宿泊料

晝飯

下宿料

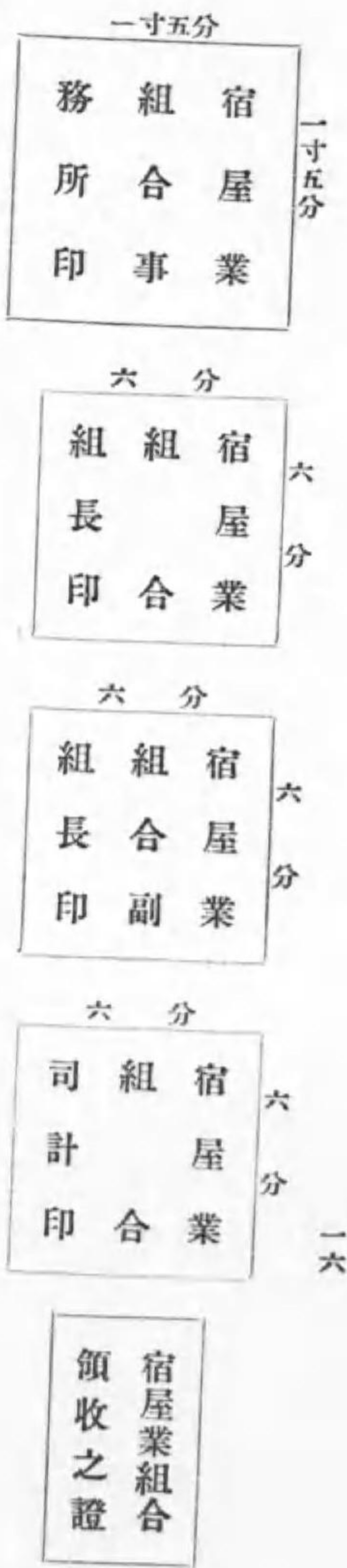
一 等	金 五 拾 錢	金 貳 拾 五 錢	金 七 圓 五 拾 錢
二 等	金 參 拾 五 錢	金 拾 七 錢	金 六 圓
三 等	金 貳 拾 五 錢	金 拾 參 錢	金 五 圓
四 等	金 貳 拾 錢	金 拾 錢	金 四 圓
五 等	金 拾 五 錢	金 六 錢	金 四 圓

右之通當組合同盟規約ヲ以テ相定メ候條其他ト雖モ不正ノ所爲ト認メラル、モノハ御遠慮ナク當事務所へ御通告被成下度候也

年 月 日
御 客 各 位
下京區裏寺町鎗藥師下ル西尊寺内
京 都 宿 屋 業 組 合 事 務 所 團

第十章 違約者處分

- 第四十八條 組合規約ニ違背シタル者又ハ宿屋業取締規則違反ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ其犯狀尙ホ規約違背ニ係ルモノハ金貳圓以上貳拾圓以下ノ違約金ヲ徴收ス
- 第四十九條 家族雇人又ハ非雇人ノ所爲ト雖モ違背事件ノ當該戸主ハ其責ニ任ス
- 第五十條 違約金ハ處分ノ通告アリタル日ヨリ十日以内ニ組合事務所ニ納ムヘシ
- 第五十一條 違約者ノ申告者アリタルトキノ違約者ノ違約金ハ其半額ヲ手數料トシテ其申告者ニ贈與ス
- 第五十二條 但シ組合役員部長其他事務ニ従事スル者ハ此限りニアラス
- 違約者ニ於テ役員會ノ處分ヲ不當ト認ムルトキハ處分ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ定期會又ハ臨時會ノ再議ヲ求ムル爲メ事務所ヲ經由シテ議長ニ抗告ヲ爲ス事ヲ得
- 但シ抗告アリタル爲メ特ニ臨時會ヲ開キタル場合尙ホ曲者ニ決スルトキハ其會議ノ費用全部ヲ抗告者ノ負擔トス依テ抗告ヲ爲スト同時ニ金五圓ヲ組合事務所ニ豫納スヘシ
- 第五十三條 規約違背ノ情狀重キモノハ組合ヲ除名スル事アルヘシ
- 但シ除名處分ヲ受ケタル者ハ悔悟ノ實ヲ表シ定期會又ハ臨時會ノ承認ヲ得ルニ非サレハ更ニ加入スル事ヲ得ス
- 第五十四條 違背者處分ヲ爲シタルトキハ新聞紙ヲ以テ一般組合員ニ報告スル事アルヘシ
- 第十一章 雜 則
- 第五十五條 組合事務所ノ事務規定ハ別ニ之レヲ定ム
- 第五十六條 組合事務所ノ諸帳簿ハ何時ト雖モ組合員ニ於テ之レヲ檢閱スル事ヲ得
- 第五十七條 組合事務所ハ左ノ印章ヲ設ク



第五十八條 此規約中重要ノ條項ヲ改正加除セント欲スルトキハ組合會議ノ決議ヲ經テ府知事ノ認可ヲ受クルモノトス

八、初期の宿屋取締規則 (參考掲出)

組合創立當時施行中の京都府令第五十八號宿屋取締規則(明治十九年十二月九日發布同二十年一月一日より施行但本規則第十七條より第二十條迄は上下京區及び伏見市街の外當分實施せず)左の如し。

第一章 通則

- 第一條 宿屋ヲ分テ旅人宿下宿屋木賃宿ノ三種トス
- 第二條 宿屋營業ヲ爲サントスル者ハ其種類ヲ記シ營業用ニ供スル建物坪數及間取ヲ記シタル明細圖面ヲ添ヘ所轄警察署又ハ分署ニ願出允許ヲ受クヘシ其間取坪數ヲ變更増減シタルトキハ圖面ヲ以テ届出認可ヲ受クヘシ
- 第三條 左ノ各項ニ觸ル、モノハ允許ヲ與ヘス
 - 一、未丁年者ニシテ後見人ナキ者
 - 二、白痴瘋癲者
 - 三、強窃盜及詐欺取財ノ罪ヲ犯シタル者又ハ其他ノ罪ヲ犯シ監視中ノ者

四、風俗ヲ亂ルヘキ所爲アリト認メタル者

- 第四條 改氏名又ハ廢業シタルトキハ其旨所轄警察署又ハ分署ニ届出ヘシ
 - 第五條 宿屋營業者ハ看板ヲ店頭ニ掲ケ旅人宿木賃宿ハ夜中標燈ヲ以テ之ニ代フヘシ
 - 第六條 宿泊料其他宿泊人ニ關スル緊要ノ事項ハ帳場及客室ニ揭示スヘシ
 - 第七條 宿泊人ノ所有品ハ特ニ其寄託ヲ受ケサルモ紛失セサル様注意スヘシ
 - 第八條 宿泊人疾病ニ罹ルトキハ醫藥食物等其求メニ應シ特ニ懇切ニ取扱フヘシ
 - 第九條 宿泊人變死ニ係リ又ハ其所有品紛失シタルトキハ宿泊人其他ノ者ノ外出ヲ止メ置即日所轄警察署分署又ハ派出所署若クハ巡行ノ巡查ニ届出ヘシ
 - 第十條 宿泊人中暴動不審又ハ金錢ヲ浪費スル者アルトキハ速カニ所轄警察署分署又ハ派出所署若クハ巡行ノ巡查ニ密告スヘシ
 - 第十一條 宿引ヲ出シ客ヲ誘引スヘカラス
 - 第十二條 宿泊人ノ承諾ナクシテ來訪者其他ノ者ヲ濫リニ其室内ニ入ラシムヘカラス
 - 第十三條 宿泊人ニ遊興ヲ勸メ又ハ宿泊料外ノ金錢ヲ得ル目的ヲ以テ客ノ求メサル飲食物ヲ供スヘカラス
 - 第十四條 宿泊人ノ求メタリトモ午後十二時後日出迄ノ間ハ歌舞音曲ヲ爲サシムヘカラス
 - 第十五條 宿泊人ノ求メタリトモ藝妓ニアラサルモノヲシテ之ニ紛ハシキ所業ヲ爲サシムヘカラス
 - 第十六條 宿泊料ノ抵償トシテ私擅ニ宿泊人ノ所有物ヲ押収又ハ受領スヘカラス
- #### 第二章 旅人宿
- 第十七條 旅人宿ハ客室拾坪以上アル家屋ニ於テ營業スル者ニ限ル
 - 第十八條 二階以上ノ客室十五坪以上アルモノハ階子二箇以上ヲ設クヘシ但階子ノ幅ハ三尺以上タルヘシ
 - 第十九條 客室ハ旅客一名ニ付一坪半ヲ下ルヘカラス但同行者ハ此限ニアラス

- 第二十條 客室ノ番號並ニ定員ハ客室ノ出入口ニ揭示スヘシ
- 第二十一條 客室ハ充分ニ光線ヲ取り且ツ空氣ヲ流通セシムヘシ
- 第二十二條 客室毎ニ堅固ナル錠前付ノ押入又ハ戸棚等ノ物入ヲ設クヘシ
- 第二十三條 便所ハ臭氣ノ客室ニ及ハサル所ニ設ケ屎尿ヲ受容スヘキ部分ハ石葺キ陶器等ヲ以テ構造スヘシ但構造上特ニ認可ヲ得タル者ハ此限ニアラス
- 第二十四條 便所ハ日々清潔ニ掃除ヲ爲スヘシ
- 第二十五條 正當ノ理由ナクシテ旅人ノ宿泊ヲ拒絕スヘカラス
- 第二十六條 營業者ハ別紙第一號ノ書式ニ從ヒ宿泊人名簿ヲ調製シ宿泊人發着毎ニ原簿ニ記入シ且別紙二三號書式ニ從ヒ所轄警察署分署又ハ派出所ニ届出ヘシ

第三章 下宿屋

- 第二十七條 下宿屋トハ一箇月ノ賄料座敷料ヲ約定シテ寄寓セシムルモノヲ云フ
- 第二十八條 下宿屋ハ客室五坪以上アル家屋ニ於テ營業スル者ニ限ル
- 第二十九條 下宿屋營業者ハ下宿人投宿後二十四時間内ニ其下宿人ト連署ノ上下宿人ノ族籍住所氏名年齢並下宿ノ事由ヲ記シタル届書ニ通フ所轄警察署分署又ハ派出所ニ差出シ一通ニ其檢印ヲ受ケ所持スヘシ
- 第三十條 第十八條第九條第二十二條第二十三條ハ下宿屋ニ就テモ適用ス
- 第三十一條 下宿人ノ族籍氏名ヲ記シタル木札ヲ店頭又ハ門戸ニ掲出スヘシ
- 第三十二條 下宿人他ヘ轉居シ又ハ五日以上外泊シテ其所在ノ不分明ナル時ハ其旨所轄警察署分署又ハ派出所ニ届出ヘシ
- 第四節 木貨宿
- 第三十三條 木貨宿營業ハ上下京區及伏見市街ハ左ニ掲ル場所ノ外之ヲ許サス

上京區

- 第一組 筋違橋町、若宮堅町、北中ノ町、若宮横町、若宮半町
- 第二組 姥ヶ西町
- 第十二組 青龍町、一眞町、扇町

下京區

- 第十六組 上長福寺町松原通ヲ除ク、下長福寺町、蛇ノ圖子
- 第十七組 大和大路一丁目及二丁目
- 第十八組 茶屋町ノ下棟梁町
- 第十九組 西ノ門町ノ内辰巳町、七軒町

紀伊郡伏見市街ノ内、北惠美須町

- 第三十四條 宿泊人滞在中外泊シタル者アルトキハ其旨ヲ帳簿ニ記シ置クヘシ
- 第三十五條 宿泊人届出方ハ第二十六條ノ例ニ從フヘシ

第五章 罰則

- 第三十六條 本則第二條第四條第五條第六條第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十六條第十八條第十九條第二十條第二十一條第二十二條第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第三十條第三十一條第三十二條第三十四條第三十五條ニ違背シタル者ハ違警罪ヲ以テ罰セラルヘシ

(以上、但シ届出書式省略)

九、組合創立費 (明治二十六年十月)

明治二十六年十月組合創立費を決定す。總額金百貳拾壹圓拾五錢にして其使途並に賦課割當額左の如し。

使途内譯

一金六拾圓也
 一金六拾壹圓拾五錢也
 合計 金百貳拾壹圓拾五錢也

明治二十六年七月より九月までの諸雜費
 規約其他諸印刷、組合鑑札及器具外諸雜費

等級	割當額	戸數	小計
一 等	金 五 拾 錢	二 十 八 戸	金 拾 四 圓
二 等	金 參 拾 錢	四 十 六 戸	金 拾 參 圓 八 拾 錢
三 等	金 貳 拾 錢	百 四 十 戸	金 貳 拾 八 圓
四 等	金 拾 五 錢	百 五 十 五 戸	金 貳 拾 參 圓 貳 拾 五 錢
五 等	金 拾 錢	四 百 二 十 一 戸	金 四 拾 貳 圓 拾 錢
合 計		七 百 九 十 戸	金 百 貳 拾 壹 圓 拾 五 錢

一〇、初年度組合割當費 (明治二十六年十月)

組合創立の初年度に於ける組合費賦課徴收割當額左の如し。

等級	割當月額	戸數	小計
一 等	金 貳 拾 貳 錢	二 十 八 戸	金 六 圓 拾 六 錢
二 等	金 拾 五 錢	四 十 六 戸	金 六 圓 九 拾 錢
三 等	金 九 錢	百 四 十 戸	金 拾 貳 圓 六 拾 錢
四 等	金 七 錢	百 五 十 五 戸	金 拾 圓 八 拾 五 錢

五 等 金 五 錢 四百二十一戸 金貳拾壹圓五錢
 一ヶ年間合計額 金六百九拾圓七拾貳錢也

一一、營業稅改正反對陳情 (明治二十六年十一月)

明治二十六年十一月京都府會に於て市部營業稅賦課率改正案を附議せんとするに先ち該議案を檢するに、從來賣上金額に依り課稅せられたる宿屋營業稅を客室數並に坪數に依り稅率を定むることに改正せんとするものなるを知り當業者の死活問題なりとして組合の協議を以て之れに反對陳情するに決し左記陳情書を提出せり。

陳 情 書

本年本府通常會議案中市丙號議案市部營業稅雜種稅賦課規則第一條營業稅中商業第九類宿屋營業稅ノ考案ヲ見ルニ從來ハ賣上金額ニ應シテ課稅セラル、ノ規則ナリシヲ改メテ各營業稅類別中獨リ宿屋業ニ限り客室數ト坪數トニ依リ稅率ヲ定メラレタリ右ハ何等ノ權衡ト實際ノ情況ヲ認メラレタルモノナルヤ其稅率ノ由來スル處ハ是レヲ知悉セスト雖モ當局者ハ或ハ我々宿屋業ノ情況又ハ土地ノ繁閑ニ應シ商況ノ異同アルヲ詳悉セラレサルヨリ斯ノ如キ議案ヲ發セラル、モノナラン又何カ故ニ今日迄行ナハレタル慣習ヲ改メ俄然客室及坪數ニ定メラル、モノナルヤ當局者ハ或ハ賣上高ニテハ隱蔽減額ヲ企圖スル輩アリト妄想シタルナラン歟是等ハ決シテ爲ス能ハサル事實ナルノミナラス宿屋業ハ特ニ旅客ノ宿泊及出發届ノ制規アリ之レヲ怠ルトキハ罪科アルカ故ニ其届出臺帳ト宿泊賃ヲ比較セハ賣上金額ハ明瞭ナルモノナリ何ゾ納稅負擔ヲ脱ル爲メ罪科ヲ甘受スルノ愚ヲ學ブモノアラン哉而シテ本議案ニ付テハ實際上不權衡ト云ハンヨリ寧ロ行フ能ハサル稅率ナリト斷言スルヲ憚カラス依テ宿屋業ノ情況ト商況ノ異同ヲ詳述シ併セテ新案ノ不當ナル要點ヲ列舉スル左ノ如シ

第一、宿屋營業ノ情況

抑モ宿屋營業ナルモノハ動産不動産ノ合成營業ニシテ直接ニ來客ノ生命財產ヲ託セラル、ト信用愛顧ヲ保ツ營業ナリ故

ニ其信用愛顧如何ニ依リ賣上收獲ニ等差アルハ論ヲ俟タス果シテ然ラハ新案ノ最高地位以上ノ室數坪數ヲ有スルモノト雖モ信用愛顧ナキモノハ最下ノ利益ヲ得ル能ハサルモノタルヤ亦多辯ヲ要セス然ルニ新案ハ毫モ是等ノ懸念セス又土地ノ繁閑如何ノ情態ヲ察セスシテ一見徵稅ノ手數ヲ省略スル點ヲ表示スルニ過キサルナリ要之スルニ新案ハ譬ヘハ富士山型賣上高ヲ平坦ナラシメ強テ平等ニ課稅セントスルニ過キサルナリ斯ノ如キハ從來山頂ノ位置ヲ占メタルモノヲシテ非常ニ減納セシメ兩端無利益ノモノヲシテ却テ重荷セシムルノ結果ヲ見ルハ識者ヲ俟タスシテ明カナリ而シテ又新案ハ恐ルベキ禁止稅ノ性質ヲ包含ス其理由左ノ如シ

一、茲ニ將來盛大ナル營業ヲ爲スノ目的ヲ以テ夥多ノ坪數及客室ヲ有スル家屋ヲ建造シ新規開業スルモノアラニ未タ信用愛顧ナキヨリ損益相償ハス累年ノ後テ始メテ信用愛顧ヲ得ルニ至ル迄ハ所謂試驗時代ニシテ而シテ其目的ヲ達シ得ルモノアリ然ラスシテ倒ル、モノアルハ旅宿業初歩ノ情況タルハ動カス可カラス然ルニ新案ハ是等情況ヲ詳悉セス未タ信用愛顧損益如何ヲ認メサル其者ニ對シ開業ノ當時直ニ其室數ト坪數ニ應シ過當ノ課稅セントスルハ苛酷モ亦甚シト云フ可シ依之觀之レハ將來新規開業者ノ跡ヲ絶テ漸次宿屋業ノ數ヲ減却スルヤ必セリ而已ナラス現ニ營業シ居ルモノト雖モ課稅ノ重荷ニ堪ヘサルヨリ斷然廢業スルモノ若クハ家屋切斷又ハ室數ヲ減縮又ハ合併スル爲メ客數ヲ減シ將來京都市ノ衰微ヲ來スノ起因トナルニ至ルハ數ノ免カレサル處ナリトス果シテ然ラバ本議案ハ恐ルヘキ特種禁止又ハ半禁止ノ性質ヲ包含スルモノニシテ行フ能ハサルモノトス所以ナリ而シテ他ノ營業稅率ハ依然上リ金高ナルニモ拘ハラス獨リ宿屋業ニ限り家屋稅若クハ禁止ノ性質ヲ帶ヒタル稅率ニ依ラントスルハ其理由ノ存スル處ヲ知ルニ苦シム而已ナラス京都市全般將來公益ニ關スルモノト實ニ憂慮ニ堪ヘサル處ナリ。

第二、土地ノ繁閑ニ應シ商況ニ異同アル理由

宿屋營業ナルモノハ他ノ賣品ヲ媒介トスル商店又ハ物産工業ト異ニシテ土地場所ヲ占ムルト否トニ依リ商業ノ景況ヲ異ニスルモノナリ又定客ノ性質ニ依リ營業上時々變更アルト然ラサルトアリ故ニ新案ノ稅率ニ依リ其繁昌ナル場所ト然ラサル處ト順次町毎ニ等級ヲ附シテ公平ヲ得ントスル論者アリト雖モ之亦行フ能ハス何トナレハ一町内ト雖モ信用愛顧如

何ニ依リ等差アルニ依リ竟ニハ一戸毎ニ評價法ヲ以テ其等級ヲ定メサルヲ得ス世豈ニ斯ノ如キ課稅法アラシヤ依テ異同アル例證一二左ニ掲ク

一、改正案最高位以上ニ該當スルハ外國人ヲ宿泊セシムル旅宿業ナリトス而テ該營業者ハ普通旅人宿ト同一ノモノニアラスシテ動産不動産共ニ皆外國人ニ適スル構造又ハ需要品ヲ要シ消耗品飲食物又ハ雇人ニ於ケルモ總テ外國人ニ適スルモノヲ使用セサルヲ得サルハ世ノ知ル處ナリ而シテ又信用愛顧ヲ得ルニ至ル迄ハ巨萬ノ資金ト幾多ノ勞苦經營ヲ以テスルモ亦皆認知スル處ナリトス果シテ然ラハ商業金高ノ多キハ多額ノ資本金ト辛苦經營ノ致ス處ニシテ決シテ普通旅人宿ト同一ノ談ニアラサルナリ然ルニ改正議案ハ外國人旅宿ヲ以テ普通旅人宿ト同様ニ課稅セントスルハ抑モ何等ノ理由ナルヤ何トナレハ外國人ハ一名ニツキ必ス一室ヲ要ス旅人宿ノ如ク數人雜居スルモノニ非ラサルナリ故ニ下宿屋ト同ク坪數若クハ室數ノ一ニ依リ相當比例減額スルヲ以テ寧ろ穩當ナリトス然ルニ尙ホ二重ニ課稅シ加フルニ其又二倍ヲ課セントスルハ何等ノ權衡比例ヨリ斯ノ如キ重荷ヲ負ハサントスル歟其由來スル處ヲ知ラス而シテ外國人旅宿業ハ常盤ホテル及ヒ也阿彌ヲ以テ最トス例ヘハ從來常盤ホテルハ營業稅十七等年稅十三圓ナリシニ新案ニ依ル時ハ七百八拾圓支出セサルヲ得ス之レニ加フルニ附加稅ヲ算スルトキハ實ニ驚ク可キ多額ナリト云ハサルヲ得ス到底外國人旅宿ヲ廢スルカ若クハ室數又ハ坪數ヲ減却スルノ外道ナキノ結果ヲ生ス斯ノ如クナルトキハ現ニ貴賓會ノ趣旨ニ反シ兼テ廣大ノ室數ヲ有ス可キ旨ノ内意ニ背カサルヲ得ス又同旅宿ニ於ケル時候ニ依リ異同ノ大差アルモノニシテ概シテ外國人ハ春季一二ヶ月ノ間ハ數多來遊アルモ其他ハ僅々若クハ皆無ノ情況ナルニモ拘ハラス常ニ不時用ノ爲メ裝飾又ハ數多ノ雇人ヲ寄食セシメサルヲ得サルモノトス

二、東西六條邊ノ旅人宿ハ一ケ年間兩本願寺ノ會式又ハ彼岸等ノ佛事アル季節ハ一時夥多ノ宿泊人アリト雖モ平時ニ在ツテハ殆ント無商業ノ如キモノアリ又鞍馬口丹波口ニ於ケルハ薪炭等ヲ京都市ニ賣込タル山持主等七月十二月ノ二季其賣掛金ヲ收集スル爲メ一時多人數宿泊スルモ是亦平時ニ在テハ無商業ノ姿ニシテ止ムヲ得ス常ニ他ノ營業ヲ爲スモノアリ故ニ是等ハ一時多額ノ揚リ金高アリト雖モ平均スルトキハ普通小旅宿業ニ異ナラス然レトモ其時季ニ際シ供給

スル爲メ夥多ノ室數又ハ坪數ヲ有シ又不時用ノ爲メ多數ノ雇人ヲ寄食セシメサルヲ得ス茲ニ一ノ實例ヲ舉クレハ西本願寺邊ニ於テ通稱砂糖茂ハ從來營業十八等税金拾貳圓ナリシニ新議案ニ依ルトキハ百圓ニ該當ス當局者ハ是等ノ情況ニ詳悉セサルモノト云フ可シ

三、下宿屋營業ハ十中八九不動産ハ他人ノ家屋ヲ借り受ケ而シテ數多ノ坪數ニ多數ノ下宿人ヲ置キ僅々ノ宿料ヲ集合シテ營業スルモノ多シトス然ルニ議案ハ最下等五坪以下トセシハ宿屋業取締規則ニ第十八條下宿屋定義ニハ五坪以上トアルヲ誤リタルモノナラン何トナレハ五坪以下ハ規則ノ許サ、ル處ナリ而シテ其實一家ヲ經營シ得ルハ二十坪以上ト前八拾錢新案六圓ニ該當スルモノニアラサレハ營業ノ實益ヲ見ル能ハサルハ世ノ認ムル處ナリ然ルニ當局者ハ六坪又ハ五坪以下ヲ規定シ最下ト雖モ金一圓ヲ課稅セントス從前下宿屋ハ過半營業稅二十八等税金八拾錢ナリシヲ斯ノ如ク重荷セントス是亦漸次廢業セシムル禁止法ト言ハサルヲ得ス

四、前第一乃至第三項ニ反シ前警ニ云フ富嶽絶頂ノ地位又ハ揚リ高ヲ得ル三條通り四條通り附近ノ地ニ於テハ四季斷ヘス旅人ノ輻輳スル場所ナルカ故ニ家屋構造廣大ナラスト雖モ多額ノ利益ヲ專有スルノ地位ナリトス然ルニ新議案ニ依ル時ハ却テ從前ヨリ減額ヲ見ルノ結果ヲ生スルハ奇モ亦甚シト云ハンノミ依テ一ノ實例ヲ舉示センニ三條小橋西詰ノ通稱山城屋ノ如キ從前營業二十二等税金五圓ナリシニ新案ニ依ルトキハ客室六間以上坪數二十坪以上ナルヲ以テ參圓五拾錢ニ該當ス又麩屋町俵屋ノ如キモ普通旅人宿ノ上位ヲ占ムルモノニシテ舊十五等貳拾四圓ナリシニ新案ハ拾五圓ニ降レリ又同町通り吉村屋ノ如キハ多ク客室坪數ヲ有スルモ下宿屋兼業ナルヲ以テ舊貳拾六等壹圓八拾錢ナリシヲ新案ハ參拾圓ニ該當シ山城屋及ヒ俵屋ヲ超過スルノ納稅ヲ要スル結果ヲ見ルニ至レリ前數項ト比例セハ權衡ヲ得サル則斯ノ如シ

右第一第二ニ於テ詳述スル如クナルヲ以テ當局者ハ營業ノ情況及ヒ商況ノ異同アル處ヲ詳悉セサルモノト云フ所以ニシテ而シテ之レヲ結言スレハ左ノ如シ。

一、禁止稅法ナル事

二、家屋ヲ切斷室數ヲ合併セシムル爲メ風俗ニ關スル事

三、下宿屋ヲ減スル爲メ無免許營業者ヲ増加シ風俗上又ハ衛生上ノ取締ヲ紊ル事

四、中央地則チ三條通り又ハ四條通り接近ニ營業者ヲ移住セシメントスル事

五、税金ノ重キカニ故自然待遇上ニ及ホシ外國人ハ勿論普通旅客ト雖モ來遊ヲ杜絶又ハ滞留セシメス近府縣ニ商利ヲ移サントスル事

以上ノ如キ結果ヲ見ルハ數ノ見易キモノタルニモ拘ハラズ尙改正ノ必要アリトスル道理ヲ知ルニ由ナキナリ聞ク外國諸邦ニ於テハ政府ヨリ『ホテル』ニ保護金ヲ投シ待遇ヲ鄭重ナラシメ以テ來遊者ヲ誘引シ都會ノ繁榮ヲ希圖スルト然ルニ目下近府縣ニモ未タ有ラサル改正案ノ如キ多額ノ課稅セントスルハ當局者或ハ二十八年ノ繁榮アルニ際シ宿屋業ハ過利ヲ得ルモノト認ムルニ起因スルトセンカ同時ハ物價又ハ消耗品ニ非常ノ高價ヲ來シ善後策ヲ講ヒサルヲ得サルハ達識者ノ既ニ憂慮スル處ニ非スヤ然ルニ此消耗品ヲ使用シ來遊者ニ交付スル者ハ宿屋業ナルヲ以テ今日ノ物價ヲ以テ豫メ概算スルヲ得サルノミナラス宿屋業ハ限リアル室數ナルヲ以テ他ノ物品賣店ト同一ノ談ニ非サルナリ又同時繁榮ノ爲メ利ヲ得ルハ物産工業者ヲ以テ最トシ骨董店之レニ次ク獨リ宿屋業ノミニ非ラサルナリ依テ改正案ハ宿屋業ノ情況ニ通曉セサルモノトスルノミナラス旅客ヲ減却セシメ以テ京都市ノ衰微ヲ招クノ惡因ヲ釀成シ延テ内國富強上ニ關係スルヲ顧慮セサルモノナルヲ以テ服從シ能ハサル所以ナリ請フ微意ノアル處ヲ諒セラレン事ヲ

然るに本陳情は府會の容るゝ所とならず該營業稅改正案の通過實施を見るに至りたり。

一一、組合規約改正 (明治二十七年八月)

明治二十七年八月二十五日並に同九月九日兩日の定期會に於て左記の通り規約を改正せり。

第五條中 書記ノ下ニ「トシ監察ノ下ニ」トス。

第十六條中 違背シノ下「タル者」ノ三字ヲ削リ「滿三ヶ年ヲ經過セサル者」ノ十一字ヲ挿入ス

第四十六條ニ左ノ一項ヲ追加ス

組合員使用ノ雇人ニシテ不正ノ所業ヲナシタル者ヲ解雇シタルトキハ其事實ヲ記載シタル書面ヲ以テ組長ニ報告シ其理ニ依リ組長ハ組合員ニ通告シ組合員ハ其者ヲ使用スル事ヲ得ス

第四十八條左ノ通改正ス
本規約第一章乃至第七章及ヒ第三十九條第四十條第四十五條並ニ第四十七條第五項第十二項第十三項第十四項ヲ除ク外各條項ニ違背シタルモノ又ハ宿屋業取締規則違犯ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ其犯狀尙ホ規約違背ニ係ルモノハ金貳拾圓以下貳圓以上ノ違約金ヲ徴收ス

一三、役員改選並に顧問選任 (明治二十七年八月)

明治二十七年八月定期會に於て役員改選の結果左の如く決定せり。

- 組長 西村庄五郎
- 副組長 澤田文二
- 幹事 岡崎和助
- 同 吉田倍三
- 同 城山吉五郎
- 同 中村常次郎
- 同 鷗飼又八
- 同 田伏六右衛門
- 同 岡本猶吉
- 同 中村常次郎
- 司計 田伏六右衛門
- 同 岡本猶吉
- 同 中村常次郎
- 議長 中村常次郎

副議長 吉田倍三

- 議員
- 塚本卯三郎 高橋善右衛門 山口新助 齋藤東助
- 岡崎和助 橋本儀兵衛 吉田倍三 片岡龜次郎
- 西村仙之助 吉田藤助 田中六右衛門 德力重左衛門
- 田原甚助 中川喜六 鷗飼又八 中澤清次郎
- 松田勘兵衛 井上源三郎 美濃部吉右衛門 中村常次郎
- 井筒安次郎 田伏六右衛門 吉田太兵衛 隱岐久輔
- 安食丹治 城山吉五郎
- 部長
- 塚本卯三郎 高橋善右衛門 飯田喜之助 吉村新七
- 宇野安右衛門 橋本儀兵衛 西川新太郎 片岡龜次郎
- 西村仙之助 金子直次郎 田中友右衛門 田原甚助
- 遠藤新兵衛 伊藤平左衛門 伊藤鶴太郎 細谷庄兵衛
- 森川彌右衛門 入江吉兵衛 中村嘉三郎 甲斐伊兵衛
- 安食丹治 城山吉五郎
- 同時に新に組合に顧問を置く事に決定し左記二氏を選任せり。
- 檜村彦右衛門 内田誠次

一四、平安遷都祭と同業大會 (明治二十八年三月)

明治二十八年三月十三日京都市に於て同年舉行の平安遷都一千年記念祭並に第四回内國勸業博覽會開催を機として、近府縣聯合宿屋業大會を催したり。參會者近畿各府縣の同業者諸氏にして盛會を極む。同日組長西村庄五郎氏の開會挨拶左の如し。

開會之辭

夫レ世ノ文明ニ進ムヤ交通ノ道隨テ頻繁ヲ加フルハ敢テ喋々ヲ俟タサルナリ。今ヤ平安遷都記念祭及内國勸業博覽會ノ開設セラル、ニ至レリ茲ニ於テカ我京都及ヒ各連合地ニ雲集スル處ノ賓客ハ踵ヲ接シテ其跡ヲ斷サルニ至ルヤ必セリ而シテ此賓客ニ對シ尤直接ニ便利ヲ與フルモノハ何ソヤ他ナシ我々宿屋業者ナル事ハ諸君ト共ニ信シテ疑ハサル處ナリ若シ夫レ同業者ニシテ此期節ノ奇貨トシ不當ノ利益ヲ貪ルモノアラシ乎我々同業者ノ體面ヲ汚損スル而已ナラス其他將來ノ繁榮ヲ害シ爲メニ他日營業上ノ發達ヲ妨クルヤ必然ナリ。故ニ本員ハ岡山市同業組合副取締窪田岩三郎氏ノ來談アルニ際シ不肖ヲ顧ミス中央ノ位置ナルヲ以テ發起者トナリ諸君ト共ニ聯絡ヲ通シ此好絶ノ機會ヲ利用シ營業上ノ發達ヲ計ラン事ヲ期シタル所以ナリ而シテ茲ニ將來諸君ト共ニ親睦ノ端緒ヲ開キ本日聯合組合會ノ組織ヲ議スルニ至リタルハ本員ノ尤モ光榮トスル所ニシテ家業繁忙一時千金ノ時機ナルニ拘ラス一致贊同セラレ遠路來會セラレタルハ本組合員ヲ代表シ諸君ニ深謝スル處ナリ。故ニ諸君ト共ニ議決スル處ノ聯合會則ノ好結果ヲ得隨テ相互ノ親睦ヲシテ將來永夕繼續セン事ヲ希望ス依テ聊カ蕪辭ヲ陳シテ開會ノ辭トス。

明治二十八年三月十三日

京都宿屋業組合

組長 西村庄五郎

一五、役員改選 (明治二十八年十月)

明治二十八年十月役員改選の結果左の通り決定。
組長 岡崎和助

副組長	田伏六右衛門		
幹事	中村常次郎		
同	城山吉五郎		
同	片岡龜次郎		
同	田中友右衛門		
同	吉田倍三		
同	鶴飼又八		
同	澤田文二		
同	中村常次郎		
副議長	吉田倍三		
副議長	内田誠次		
部長	内田誠次		
塚本卯三郎	橋本儀兵衛	野瀬重助	山口新助
片岡龜次郎	中澤清次郎	澤田文二	吉田倍三
松田勘兵衛	中村常次郎	田伏六右衛門	高橋善右衛門
安食丹治	西村仙之助	齋藤東助	猿橋勝次郎
堀田惣次郎	吉田藤助	村井周藏	野村庄吉
古山米次郎	丹羽平七		

一六、事務所移轉並に書記異動 (明治二十八年十一月)

明治二十八年十一月八日組合事務所を下京區裏寺町蛸薬師西尊寺より下京區麩屋町錦小路上ル菊岡ハル方へ移轉せり。當時書記は高木俊雄並に臨時雇野田宰治兩氏擔當せるも、十一月十八日新に富永常七氏書記に採川され、引續き十二月二十七日高木書記辭任し、後任として村上義友氏採用さる。

一七、組合臨時出張所設置 (明治二十九年一月)

明治二十九年一月九日より同十五日迄西本願寺に於て祖師報恩忌執行に就き右の期間中組合事務所臨時出張所を設置し岡崎組長以下役員交代執務せり。又同年三月十七日より二十五日まで下京區不明門通り中珠數屋町下ル謝徳講説教所内へ臨時出張所を設け彼岸中東西兩本願寺近傍巡視の爲め村上、富永兩書記交代出張執務せり。四月五日更に上記個所へ臨時出張所開設、富永書記並に臨時雇員森本、原の三名出張執務し、更に四月二十日より西本願寺附近に臨時出張所を設け書記交代何れも監視の任に當り、兩所とも同月末閉鎖せり。以上は毎年兩本願寺參詣者の混雜に乗じ、宿引其他の反則者多く所轄警察署よりの達示により設置したるものにして、四月十一日には特に第十九部内各組合員を東本願寺前臨時出張所へ召集し、五條警察署長羽田信明氏出席之れが防止に就き懇篤なる訓辭あり、署長退出後田伏副組長、中村部長、丹羽、吉田、井筒の三議員は一同と更にこれが防止策に就き協議を遂ぐる所ありたり。兩出張所は明治四十二年堀川宿屋業組合大正二年七條宿屋業組合分立せるまで毎年開設せるを例とせり。

一八、議員改選 (明治二十九年七月)

明治二十九年七月議員改選の結果左記諸氏當選せり。
議長 中村常次郎
副議長 吉田倍三
議員

塚本卯三郎	橋本儀兵衛	西村仙之助	吉田藤助
高橋善右衛門	吉田倍三	田中友右衛門	山口新助
片岡龜次郎	堀田惣次郎	齋藤東助	野村庄吉
猿橋勝次郎	澤田文二	村井周藏	田原甚助
中川喜六	鶴飼又八	中澤清次郎	井上源三郎
松田勘兵衛	古山米次郎	美濃部吉右衛門	中村常次郎
井筒安次郎	吉田太兵衛	隱岐久輔	安食丹治
城山吉五郎			

一九、補缺選舉並に相談役選任 (明治二十九年八月)

明治二十九年八月十一日役員補缺選舉の結果左記諸氏當選せり。
幹事 澤田文二
司計 長谷川與之助
副議長 古山米次郎
同時に新に相談役を設くる事となり左記二氏選任されたり。
西村庄五郎 田中友右衛門

二〇、宿泊料値上 (明治二十九年九月—同三十年十一月)

明治二十九年九月十九日規約の一部改正を行ひ同時に宿泊料定價を松竹梅の三種に區別して改正を行ひたるが、翌三十年十一月十八日更に諸物價騰貴に就き二割の値上を斷行したり。

三二、取締規則改正 (明治三十一年八月)

明治三十一年八月十一日京都府宿屋營業取締規則改正發布され同第十五號に新に左の如き制度を見るに至れり。
 營業者ハ警察官署ノ區域毎ニ組合ヲ設クヘシ、但土地ノ狀況ニ依リ數警察署ノ區域ノ通シテ一組合ヲ設ケ又ハ營業ノ種別毎ニ組合ヲ設クルコトヲ得組合ハ規約ヲ定メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ數警察官署ノ區域ヲ通シテ一組合ヲ設ケタルトキハ事務所々在地ノ警察署ニ届出ツヘシ

三三、組合組織變更 (明治三十一年九月)

明治三十一年九月一日緊急役員會開催、取締規則改正に依る從來の私設自由組合を強制組合として新に組織することとなりたるが、同時に各警察署管内に一組合を設けるや全市に一組合を設けるやの組織方針に就て協議の結果、依然として全市單一組合とすることに決し其旨府廳宛認可申請したところ、同月六日認可指令ありたり。依つて現役員は新設組合成立まで其儘事務を繼續する事とし一方新設組合創立委員として
 岡崎 和助 田伏六右衛門 西村庄五郎 中村常次郎
 内田 誠次 片岡龜次郎 田中友右衛門
 の七氏を選任し新組合規約編成其他諸般準備中のところ、十一月一日新組合規約認可あり。茲に新に京都宿屋營業組合の成立を見るに至りたり。

三四、新設組合役員決定 (明治三十一年十一月)

明治三十一年十一月十日新設組合役員選舉の結果左記諸氏當選せり。
 組長 岡崎 和助
 副組長 田伏六右衛門

川端署部内幹事	片岡龜次郎		
中立賣署部内幹事	永井義資		
上長者町署部内幹事	小西嘉一郎		
堀川署部内幹事	田中友右衛門		
五條署部内幹事	長谷川與之助		
塩小路署部内幹事	中村嘉三郎		
松原署部内幹事	甲斐伊兵衛		
司計	鶴飼又八		
同	長谷川與之助		
相談役	西村庄五郎		
同	内田誠次		
議長	中村常次郎		
副議長	古山米次郎		
部長			
澤田十九三郎	古本駒次郎	林勝之助	吉村新七
上田九兵衛	藤井龜次郎	伏田庄次郎	小島藤次郎
川合喜次郎	金子直次郎	西村佐兵衛	富田正太郎
鶴飼又八	伊藤鶴太郎	宮崎助次郎	玉井徳三
美濃部吉右衛門	青木宗五郎	丹羽平七	足立吉太郎
加藤安五郎	小川昇太郎		

議員

塚本卯三郎	原野治三郎	青山治兵衛	黒田勘七
澤田文二	藤井龜次郎	吉田倍三	野村庄六
片岡龜次郎	村井周藏	西村仙之助	金子直次郎
猿橋勝次郎	藤井伊兵衛	岸田治三郎	岩田定八
伊藤平左衛門	中澤清次郎	古山米次郎	松田勘兵衛
森川彌右衛門	中村常次郎	中村嘉三郎	井筒安次郎
吉田太兵衛	辻井市太郎	林吉兵衛	城山吉五郎

二四、組合事務所移轉 (明治三十一年十二月)

明治三十一年十二月二十八日組合事務所を下京區麩屋町錦小路上ル菊岡ハル方より下京區木屋町三條下ル瑞泉寺に移轉す
書記は八田益滿、富永常七兩氏。

二五、相談役増員 (明治三十二年二月)

明治三十二年二月六日相談役増員の爲め選挙の結果左記三氏當選せり。
吉田 倍三 城山吉五郎 遠藤新平

二六、部長補缺選挙 (明治三十二年四月—十月)

明治三十二年四月より十月に至る間部長の補缺選挙四回あり。當選者氏名左の如し。
四月四日 野村庄太郎 四月十一日 武田源三郎

四月十五日 長谷川濱七
十月十一日 井上利三郎

七月二十日 音島三郎兵衛

二七、組合功勞者表彰 (明治三十三年一月)

明治三十三年一月十二日岡山公園平の家に於て新年宴會を兼ねて本組合創立以來組合事業に對する功勞者の表彰式を舉行
されたり、當日岡崎組長の式辭並に表彰者氏名左の如し。

岡崎組長式辭

今ヤ人智日ニ開進シテ内外ノ交通大ニ其頻ヲ來シ百業月ニ興隆シ東西ノ往來益々其繁ヲ加フ是ノ時ニ當リ適當ナル旅舍
ノ供給ニ缺如タランカ當ニ羈旅ノ人士ニ不便ヲ感セシムルノミナラス間接ニハ人智日業ノ開展ヲ妨止スルモノ蓋鮮少ニ
アラサルヘキナリ故ニ業ヲコ、ニ取ルモノハ能ク彼我ノ風土ヲ考ヘ事態ヲ審ニシ或ハ衛生ニ鑑ミ暴利ヲ制シ客ニ接スル
ニ誠意ヲ以テシ從來ノ弊風フ一洗シテ利便ヲ謀ル等留意戒飭スヘキモノ一ニシテ足ラサルナク是ヲ以テ貴下ハ同業有志
者ト協議シ明治二十六年十月始メテ宿屋業組合ヲ創設シ大ヒニ百般ノ施設ニ改善ヲ致セリ然レトモ貴下ハ未タ以テ足レ
リトナサス尙之レヲ公設スルノ必要ヲ感シ拮据經營同三十一年十一月終ニ其目的ヲ達スルニ至レリコレ實ニ自己ノ業務
ニ私スル所以ニアラスシテ大ニ公益ニ資セルモノト云フヘキナリ其功勞豈偉大ナラスヤ依テ組合ノ決議ニ基キ別記目錄
ノ記念品ヲ贈呈シテ茲ニ其功績ヲ表彰スト云爾

甲種功勞者氏名

明治二十六年前私設組合創設發起者として爾來組合事業に盡瘁されたるもの
組長相談役歴任 西村庄五郎
副組長相談役歴任 内田誠次
組長幹事歴任 岡崎和助

副組長司計歴任 田伏六右衛門
 同 榎村彦右衛門
 相談役議員幹事歴任 田中友右衛門
 幹事議員歴任 澤田文二
 幹事司計議員部長歴任 鶴飼又八
 幹事部長議員歴任 片岡龜次郎
 幹事相談役部長議員歴任 城山吉五郎
 議長議員歴任 八田益滿

乙種功勞者氏名

明治二十六年以來私設組合中正副組長幹事司計相談役並に正副議長を滿五ヶ年以上歴任されしもの
 部長副議長議員歴任 古山米次郎
 幹事副議長議員相談役歴任 吉田倍三
 相談役部長議員歴任 伊藤平左衛門
 幹事議長歴任 中村常次郎
 部長幹事司計歴任 長谷川與之助
 部長幹事歴任 甲斐伊兵衛

丙種功勞者

明治二十六年以來私設組合中部長若くは議員を兼任し又は一方を滿三ヶ年以上歴任されしもの
 岡本猶吉 森川彌右衛門 安食丹治 塚本卯三郎
 中村嘉三郎 足立吉太郎 吉田太兵衛 中澤清次郎

松田勳兵衛 青木宗五郎 井筒安次郎 猿橋勝次郎
 田原甚助 村井周藏 岩田定八 金子直次郎
 西村仙之助 吉村新七 中島延之助

二八、議員増員選舉 (明治三十三年三月)

明治三十三年三月十二日議員増員選舉を行ふ。當選者氏名左の通り
 岡崎彌平 音島三郎兵衛

二九、役員改選 (明治三十三年十月)

明治三十三年十月二十日役員改選の結果左の諸氏當選す。
 組長 岡崎和助
 副組長 長谷川與之助

(副組長に田伏六右衛門氏當選せるも一身上の都合に依り辭退せるを以て次點者長谷川與之助氏を選任す)

上長者町署部内幹事 小西嘉一郎
 中立賣署部内幹事 永井義資
 川端署部内幹事 片岡龜次郎
 五條署部内幹事 鶴飼又八
 松原署部内幹事 足立吉太郎
 堀川署部内幹事 岸田治三郎
 鹽小路署部内幹事 丹羽平七

司計 鶴飼又八
 同 吉田倍三
 同 西村庄五郎
 同 内田誠次
 同 田伏六右衛門
 同 澤田文二
 同 伊藤平左衛門

部長 久保留吉 古本助次郎
 宇野安右衛門 藤井龜次郎
 晋島三郎兵衛 金子直次郎
 山根宗太郎 小西龜次郎
 森川彌右衛門 綱島勸兵衛
 武田源三郎 小川昇太郎
 林勝次郎
 伏田庄次郎
 藤井多三郎
 山内武兵衛
 高橋藤兵衛
 岩田定八
 小島重政
 黑田勘七

三〇、中村議長廢業補選 (明治三十四年五月)

明治三十四年五月十四日議長中村常次郎氏廢業失格に付正副議長補缺選舉の結果左記二氏當選す。
 議長 古山米次郎
 副議長 中尾平兵衛

三一、郡部同業者組合加入 (明治三十四年八月)

明治三十四年八月鹽小路分署よりの通知により紀伊郡柳原同業者十一名加入の事に協定なり其手續を了せり。

三二、役員改選 (明治三十五年十月)

明治三十五年十月一日役員改選の結果左記諸氏當選す。

組長 田伏六右衛門
 副組長 鶴飼又八
 上長者町署部内幹事 小西嘉一郎
 中立賣署部内幹事 永井義資
 川端署部内幹事 村井周藏
 五條署部内幹事 山根宗太郎
 松原署部内幹事 足立吉太郎
 堀川署部内幹事 岸田治三郎
 鹽小路署部内幹事 中野吉兵衛
 部長 澤田十九三郎 古本駒次郎
 宇野安右衛門 藤田安吉
 西村仙之助 金子直次郎
 山根宗太郎 伊藤平左衛門
 林勝之助
 伏田庄次郎
 野村庄吉
 黒田勘助
 石川半兵衛
 高橋善右衛門
 但村松之助

森川彌右衛門 入江吉兵衛 今井仙太郎 辻井市三郎
 井上利三郎 小川昇太郎

三三、書記

異動 (明治三十四年九月—同三十六年十月)
 明治三十四年九月都合に依り桐村書記を解職し、同年十月明石義守氏を書記に採用、同三十六年三月同氏辭任し同年十月新に岡政秀氏を採用し八田益滿氏と共に執務する事となれり。

三四、幹事並部長補選

(明治三十六年十一月)
 明治三十六年十一月二十四日幹事並に部長の補缺選舉を行ひ左の二氏當選せり。
 幹事 澤田文二
 部長 小原由松

三五、拾週年記念祝賀中止

(明治三十七年一月)
 明治三十七年一月組合創立拾週年記念祝賀會開催の計劃ありしも日露戰爭の開始に依り中止する事に決定せり。

三六、役員議員改選

(明治三十七年十月)
 明治三十七年十月一日役員並に議員改選の結果左の諸氏當選す。
 組長 澤田文二
 副組長 古山米次郎
 上長者町署部内幹事 小西嘉一郎

中立賣署部内幹事 松谷吉兵衛
 川端署部内幹事 村井周藏
 五條署部内幹事 森川彌右衛門
 松原署部内幹事 城山吉五郎
 堀川署部内幹事 岸田治三郎
 鹽小路署部内幹事 中野吉兵衛
 議長 田伏六右衛門
 副議長 古山米次郎

部長 塚本卯三郎 竹内利兵衛 有本鶴三郎 黒田勘七
 字野安右衛門 中島嘉七 小西治三郎 野村庄太郎
 人見武助 上坂安藏 藤井多三郎 畑谷庄兵衛
 山根宗太郎 小西龜次郎 但村松之助 石原利八
 高田茂一郎 入江吉兵衛 今井仙太郎 辻井市三郎
 稻田政次郎 城山滿次郎
 議員 上田源助 有本鶴三郎 岡崎和助 伏田庄次郎
 村井周藏 松田常七 岡崎彌平 藤井伊兵衛
 長谷川理之助 木村定次郎 小原由松 黒田勘七
 中島嘉七 片岡龜次郎 野村庄太郎 人見武助

上坂安藏 大村源之助 岩田定八 伊藤鶴太郎
 中島延之助 古山米次郎 松田勘兵衛 西田俣太郎
 安村五三郎 田伏六右衛門 井筒安次郎 山内武兵衛
 甲斐伊兵衛 北村象藏 城山吉五郎 山内武兵衛

三七、役員改選 (明治三十九年十月)

明治三十九年十月五日役員改選の結果左記諸氏選舉されたり。

組長 澤田文二
 副組長 古山米次郎
 上長者町署部内幹事 小西嘉一郎
 中立賣署部内幹事 松谷吉兵衛
 川端署部内幹事 松田常七
 五條署部内幹事 伊藤平左衛門
 松原署部内幹事 甲斐伊兵衛
 堀川署部内幹事 岸田治三郎
 堀小路署部内幹事 中野吉兵衛
 相談役 岡崎和助
 同 西村庄五郎
 同 田伏六右衛門
 同 鶴飼又八

同會同 伊藤鶴太郎
 計 内田誠次
 同 丹羽平七

三八、宿泊料改正 (明治四十年一月)

明治四十年一月宿泊料並に下宿料を左の如く改正せり。

梅	貳圓五拾錢	壹圓七拾錢	壹圓貳拾錢
竹	壹圓貳拾錢	壹圓	八拾錢
松	八拾錢	六拾錢	四拾錢
下宿	拾貳圓	拾圓	八圓

三九、正副議長改選並に部長補選 (明治四十年十一月及十二月)

明治四十年十一月議員の改選に引続き正副議長改選の結果左記二氏當選す。

議長 片岡龜次郎
 副議長 伊藤鶴太郎
 尙同年十二月十日部長補缺選舉の結果左の如く當選せり。
 部長 青木宗五郎

四〇、役員改選

(明治四十一年十月及十一月)

四四

明治四十一年十月十八日役員改選の結果左記諸氏當選す。

組長	西村庄五郎
副組長	松谷吉兵衛
上長者町署部内幹事	小西嘉一郎
中立賣署部内幹事	大谷健藏
川端署部内幹事	松田常七
五條署部内幹事	青木宗五郎
松原署部内幹事	甲斐伊兵衛
堀川署部内幹事	岸田治三郎
鹽小路署部内幹事	中野吉兵衛
相談役	岡崎和助
同	古山米次郎
同	澤田文二
同	鶴飼又八
同	田伏六右衛門
同	伊藤鶴太郎
同	内田誠次
同	丹羽平七
計	

同十一月部長改選の結果左記諸氏當選。

部長

澤田十九三郎	小原由松	大谷治郎吉	黒田勘七
宇野安右衛門	植村安太郎	小西治三郎	飯島國太郎
人見武助	水口辰三郎	石田太兵衛	藤井多三郎
島田庄太郎	山根宗太郎	伊藤清兵衛	但村松之助
吉川太吉	高田茂一郎	綱島勘兵衛	今井仙太郎
辻井市三郎	武田源三郎	小川昇太郎	

四一、取締規則改正 (明治四十二年一月)

明治四十二年一月八日京都府令第二號を以て明治二十八年二月京都府令第十六號宿屋營業取締規則の改正發表を見たり。

四二、幹事補缺選舉 (明治四十二年五月)

明治四十二年五月二十八日五條署部内幹事補缺選舉の結果、山根宗太郎氏當選せり。

四三、川端堀川兩組合分離 (明治四十三年六月—九月)

明治四十三年六月川端警察署部内組合は本組合を脱退分離し別に川端宿屋業組合を創立し、同年九月堀川警察署部内組合員も同様新に堀川宿屋業組合を創立するに至りたり。

四四、役員議員改選 (明治四十三年十一月)

四五

明治四十三年十一月四日役員並に議員改選の結果左の諸氏當選す。

- | | |
|-----------|--------|
| 組長 | 西村庄五郎 |
| 副組長 | 松谷吉兵衛 |
| 上長者町署部内幹事 | 小西嘉一郎 |
| 中立賣署部内幹事 | 大谷健藏 |
| 川端署部内幹事 | 松田常七 |
| 五條署部内幹事 | 青木宗五郎 |
| 松原署部内幹事 | 甲斐伊兵衛 |
| 堀川署部内幹事 | 岸田治三郎 |
| 鹽小路署部内幹事 | 中野吉兵衛 |
| 相談役 | 内田誠次 |
| 同 | 澤田文二 |
| 同 | 田伏六右衛門 |
| 同 | 古山米次郎 |
| 同 | 鶴飼又八郎 |
| 同 | 伊藤鶴太郎 |
| 同 | 山根宗太郎 |
| 同 | 丹羽平七郎 |
| 同 | 古山米次郎 |
| 同 | 安村五三郎 |
| 會計 | |
| 議長 | |
| 副議長 | |

議員

- | | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 岩崎平三郎 | 澤田十九三郎 | 小原由松 | 伊藤平左衛門 |
| 北川萬之助 | 堀田伊三郎 | 中澤國三郎 | 安達鐵之助 |
| 橋本龜次郎 | 長谷川卯市 | 南市治郎 | 綱島勘兵衛 |
| 武田源三郎 | 城山吉五郎 | 西田儷太郎 | 吉川太吉 |
| 安村五三郎 | 黒田勘七 | 宇野安右衛門 | 古山米次郎 |

四五、八田書記引退 (明治四十四年一月)

明治四十四年一月、本組合創立以來役員として又書記として組合事務の上に功勞淺からざりし八田益滿氏引退すること、なりたるを以て組合よりは特に退職手当として金五拾圓を贈與し、新に長澤書記を採用、圖書記の下に事務を執る事となれり。

四六、規約並に宿泊料改正 (明治四十四年三月)

明治四十四年三月九日の臨時總會に於て川端、堀川兩組合分離に伴ふ規約一部の改正をなし、同時に宿泊料並に下宿料を左の如く改正せり。

- | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-------|
| 松 | 五拾錢 | 宿泊料 | 七拾錢 | 壹圓 |
| 竹 | 壹圓 | | 壹圓參拾錢 | 壹圓五拾錢 |
| 梅 | 壹圓五拾錢 | | 貳圓 | 貳圓五拾錢 |
| 下宿料 | | | | |

四七、明治大帝崩御改元 (明治四十五年七月)

明治四十五年七月三十日明治天皇崩御同時に新帝御即位の結果年號を大正と改元さる。

四八、役員改選 (大正元年十二月)

大正元年十一月十二日役員改選の結果左記諸氏決定せり。

- 組長 西村庄五郎
- 副組長 鷗飼又八
- 上長者町署部内幹事 小原由松
- 中立賣署部内幹事 岡崎和助
- 五條署部内幹事 青木宗五郎
- 松原署部内幹事 城山滿次郎
- 七條署部内幹事 中野吉兵衛
- 相談役 澤田文二
- 同 田伏六右衛門
- 同 古山米次郎
- 同 松谷吉兵衛
- 同 小西嘉一郎
- 同 内田誠次

會計 山根宗太郎

四九、御大典準備委員選任 (大正二年六月)

大正二年六月二十一日役員會に於て大正三年本市に於て御舉行の御大典に關する準備委員として左記諸氏選任されたり。

- 内田誠次 古山米次郎 青木宗五郎 田伏六右衛門
- 伊藤鶴太郎

五〇、宿泊料改正 (大正二年六月)

大正二年六月近來諸物價騰貴に伴ふ宿泊料改正の議起り左の如く決定を見、同時に從來使用し來れる松竹梅の符號を廢するに至れり。

- 一、參圓五拾錢 貳圓五拾錢 貳圓
- 一、貳圓五拾錢 壹圓八拾錢 壹圓貳拾錢
- 一、壹圓參拾錢 壹圓 七拾錢

五一、議員改選 (大正二年十月)

大正二年十月議員改選の結果左記諸氏當選せり。

- 議長 古山米次郎
- 副議長 黑田勘七
- 議員 澤田十九三郎 澤田文二 黑田勘七 岩崎國三郎

伊藤 鶴太郎 西田 儼太郎 古山 米次郎 吉川 太吉
 木村 徳兵衛 安村 五三郎 武田 源三郎 岩田 定八
 城山 吉五郎

五〇

五一、七條組合分離脱退 (大正二年十一月)

大正二年十一月七條警察署部内組合員分離脱退の結果七條宿屋業組合を創立せり。

五三、照憲皇太后崩御 (大正三年四月)

大正三年四月十一日照憲皇太后崩御せられ、同年五月二十四日御大葬の御儀行はせられたり。仍て諒闇の爲め、御舉行さるべき御大典の御儀は大正四年御舉行の事に御延期相成りたり。

五四、京都組合聯合會組織 (大正三年五月)

大正四年本市に於て御大典を行はせらるゝに就き京都府より参列員宿舍割當の交渉を受けたるを以て、同年五月八日各組合聯合協議會を開き京都宿屋業組合聯合會を組織せり。

五五、役員重任 (大正三年十一月)

大正三年十一月二十日定期總會に於て役員改選のところ全部重任に決す。

五六、西村青木兩氏營業稅調查委員當選 (大正四年四月)

大正四年四月一日本組合の推薦に依り上京區營業稅調查委員補缺選舉に組長西村庄五郎氏、下京區營業稅調查委員に幹事

青木宗五郎氏當選せり。

五七、黒田副議長廢業補選 (大正四年八月)

大正四年八月十一日副議長黒田勘七氏廢業失格の爲め補缺選舉を行ひ、安村五三郎氏當選せり。

五八、本組合名稱につき抗議 (大正四年九月)

大正四年九月二十一日曩に脱退分立せる川端宿屋業組合組長松田常七副組長田口徳次郎、堀川宿屋業組合組長藤井多三郎副組長渡邊繁治、七條宿屋業組合組長橋本永太郎副組長今井仙太郎各氏の連名を以て、本組合が『京都宿屋業組合』の名稱を今日なほ保持するは妥當ならずとして抗議し來れるも、本組合は組合創立當初より今日まで終始一貫本名稱を使用し來れるものにして抗議者側各組合が各自の都合上脱退獨立せるものなる以上該抗議は當らずとしてその旨回答せり。

五九、西村組長辭任再選 (大正四年九月)

大正四年九月二十七日組長西村庄五郎氏は一身上の都合に依り辭意を表したるも、時恰も御大典御舉行の直前にて組合事務殊に繁忙を極むる際なるを以て十一月二日再選さるゝに至りたり。

六〇、御大典御舉行 (大正四年十一月)

大正四年十一月十日京都御所に於て御即位式を挙げさせられ、同十四日大會同十六、十七兩日二條離宮に於て大饗宴の儀あり、御大典の御儀滞りなく終了せらる。

六一、京都市組合聯合大會 (大正四年十一月)

大正四年十一月二十五日京都市會議事堂に於て京都宿屋業組合聯合大會を開催出席各組員三百餘名、來賓として京都府香川理事官、富田保安課長、濱岡京都商業會議所會頭、西池同書記長、西松京都驛長其他臨席、各自御大典式場跡拜觀入浴者に對する適切なる演説、講話等ありたり。

六二、役員議員改選 (大正五年十一月)

大正五年十一月二十四日役員議員改選の結果左記諸氏當選せり。

- 組長 岡崎和助
- 副組長 青木宗五郎
- 西陣署部内幹事 小原山松
- 中立賣署部内幹事 松谷吉兵衛
- 五條署部内幹事 木村徳兵衛
- 松原署部内幹事 城山滿次郎
- 會計 山根宗太郎
- 同 中澤國三郎
- 同 西村庄五郎
- 同 内田誠次
- 同 鶴飼又八
- 同 古山米次郎
- 同 古山米次郎
- 議長 高田繁太郎
- 副議長 高田繁太郎

部長

- 澤田十九三郎 小原由松 田井槌之助 杉本新太郎
- 清水富久造 長谷川卯市 伊藤平左衛門 南市治郎
- 北川萬之助 村田才藏 西田傳太郎 綱島勘兵衛
- 佐々木吉造 武田源三郎 城山吉五郎

議員

- 澤田十九三郎 小原由松 田井槌之助 杉本新太郎
- 清水富久造 長谷川卯市 木村徳兵衛 中澤國三郎
- 古山米次郎 村田才藏 高田繁太郎 青木宗五郎
- 佐々木吉造 武田源三郎 城山吉五郎
- 組長 青木宗五郎
- 副組長 城山滿次郎
- 松原署幹事 佐々木吉造

然るに岡崎和助氏は一身上の都合を以て組長就任を辭退せるを以て同年十二月二十日臨時議員會を開き、補缺選舉の結果左記諸氏の當選を見たり。

六三、創立二十五年記念式並に功勞者表彰 (大正六年十一月)

大正六年十一月二十九日午後一時より祇園八坂俱樂部に於て組本合創立二十五年記念式を舉行、開會に先ち役員一同記念撮影をなし、會員並に來賓の着席を待つて司會者副議長高田繁太郎氏開會の辭に次ぎ、組長青木宗五郎氏式辭を述べ續いて組合功勞者の表彰並に記念品贈呈を行ひ、それより來賓木内京都府知事、丸茂警察部長、大野京都市長、濱岡京都商業

會議所會頭代理等の祝辭又は代讀あり、之れに對し組合員總代安村五三郎氏の答辭、功勞者總代内田誠次氏及び組合代表者城山滿次郎氏の答辭あり、最後に司會者高田氏閉會の挨拶を述べて式を終りそれより來賓並に金參圓以上の寄附ありたる組合員一同の饗宴會あり、餘興數番各歡を盡して午後八時散會せるが、自餘の一般會員へは記念品及び祝餅一重宛を贈呈せり、尙當日表彰されたる組合功勞者は合計十九名にして其の闕歴並に氏名左の如し。

西村庄五郎 内田誠次
岡崎和助 鷗飼又八

右ハ本組合創立當時創立委員トシテ之レヲ組織成立セシメ爾來二十餘年組長、副組長、相談役、幹事、司計等ノ要職ヲ經テ現ニ相談役トシテ在職

古山米次郎

本組合創立以來二十餘年副組長、相談役ヲ經テ現ニ議長並ニ相談役ヲ兼任

青木宗五郎 城山滿次郎
曩ニ幹事トシテ其職ニ盡シ今ヤ推サレテ現任正副組長タリ

山根宗太郎 小原山松 松谷吉兵衛
十年以上幹事、司計或ハ副組長ニ選任サレ、現ニ幹事、司計タリ

小西嘉一郎
十年以上幹事トシテ在職

木村徳兵衛 佐々木吉造
現任幹事トシテ在職中

高田繁太郎

部長トシテ八年間勤績、現任副議長タリ

安村五三郎

議員トシ十二年間連續當選又前副議長タリ

西田儼太郎

十四年間議員及ビ部長トシテ歴任現ニ部長タリ

中澤國三郎

現任會計トシテ在職中

綱島勸兵衛 武田源三郎
議員及ビ部長トシテ十餘年間勤績現今ニ至ル

六四、物故役員追悼法要 (大正六年十二月)

大正六年十二月九日物故せる本組合役員の追悼法要を新京極誓願寺に營む。故人の氏名左の如し。

田伏六右衛門 伊藤平左衛門 城山吉五郎 辻井市次郎
伊藤鶴太郎 中澤清次郎 松谷吉兵衛 青木宗五郎
中島延之助 田原甚助 小川昇太郎 大隅次郎吉

六五、宿泊料改正 (大正七年二月)

大正七年二月五日歐洲大戰後諸物價暴騰の影響甚だしきを以て、宿泊料値上左の如く改正實施せり。

壹等甲 拾圓七角五分
壹等乙 七圓五角四分
貳等甲 五圓四角四分
貳等乙 四圓四分

貳等乙 四圓 參圓 貳圓五拾錢
 參等甲 參圓 貳圓五拾錢 貳圓
 參等乙 貳圓五拾錢 貳圓 壹圓五拾錢

六六、上木屋町編入 (大正七年四月)

大正七年四月川端警察署所管區域變更の爲川端組合と協定の上、上木屋町同業者を本組合に編入せしめ、第十六部となす事に決定せり。

六七、廣田從業員表彰 (大正七年三月)

大正七年三月二十一日春季皇靈祭に際し本組合員依屋旅館岡崎和助氏從業員廣田傳次郎氏は模範從業員として京都市長より表彰されたり。

六八、青木組長所得稅調查委員當選 (大正七年六月)

大正七年六月六日本組長青木宗五郎氏は組合の推薦に依り下京區所得稅調查委員に當選せり。

六九、役員重任 (大正七年十一月)

大正七年十一月二十三日役員改選の結果全部重任の事に決す。但し部長は左の如く改選されたり。

澤田十九三郎	小原由松	尾花正治	田井槌之助
橋田和一郎	片岡龜次郎	大島幸太郎	田中實之助
長谷川卯市	伊藤平左衛門	南市治郎	北川萬之助

吉川太市郎	西田傳太郎	杉本清次郎	稻垣升藏
武田源三郎	青木力之助	村井周藏	

七〇、青木組長營業稅調查委員當選 (大正八年三月)

大正八年三月七日組長青木宗五郎氏は組合の推薦に依り下京區營業稅調查委員に再選されたり。

七一、青木組長府會議員當選 (大正八年九月)

大正八年九月組長青木宗五郎氏は組合の推薦に依り下京區選出京都府會議員に當選せり。

七二、議員改選 (大正八年十一月)

大正八年十一月議員改選の結果左記諸氏當選せり。

議長	古山米次郎
副議長	高田繁太郎
議員	

高田繁太郎	村井周藏	片岡龜次郎	田中實之助
長谷川卯市	小島定太郎	岩本仙太郎	橋田和三郎
木村徳兵衛	伊藤留三郎	古山米次郎	北川萬之助
吉川太市郎	佐々木吉造	武田源三郎	安村五三郎

七三、第一回國勢調査 (大正九年十月)

大正九年十月一日第一回國勢調査執行さる。本組員豫め夫々準備せるを以て大過なく申告せり。

七四、部長改選 (大正九年十一月)

大正九年十一月十三日部長改選の結果左の諸氏選任されたり。

澤田十九三郎	尾花正治	小原由松	橋田和一郎
林清五郎	片岡龜次郎	杉本新次郎	田中實之助
小倉愛之助	伊藤平左衛門	布浦彌三郎	北川萬之助
吉川太市郎	西田儂太郎	松本清次郎	稻垣丑藏
武田源三郎	大塚駒三		

尙組長以下幹部役員全部重任と決し、又同月三日第六部議員補缺選舉の結果遠藤新平氏當選せり。

七五、物故役員追悼法要 (大正十年十二月)

大正六年以後逝去されたる役員諸氏の追悼法要を大正十年十二月四日瑞泉寺に於て營む。その故人氏名左の如し。

大正七年十一月八日逝去	吉川太吉
大正八年六月二十九日同	長谷川卯市
大正九年十月九日同	大島幸太郎
大正九年十一月二十六日同	西田儂太郎
大正九年十一月二十六日同	富田正太郎
大正十年十月六日同	内田誠次
大正十年十月十八日同	古山米次郎

明治三十六年十一月九日同 永井義資
當日青木組合長の弔辭左の如し。

祭八靈辭

恭シク吾組合員先輩八氏ノ靈ヲ祭ル 其辭ニ曰ク
八靈前後アリ休光ノ垂ル、處一ナラスト雖共ニ功ヲ吾組合ニ貽シテ長ク後進ヲ照セリ組合ノ今日ヲ得タル之ニ負フ處多シ予等組合員進ムニ八靈カ在世ノ先蹤ヲ踐ンテ益々遺業ヲ快クセン之レ先芳ヲ彰シテ更ニ後進ニ傳フルノ道ナリト信ス
以テ香ヲ炷シ謹シテ白フ英魂希クハ冥セヨ云爾
大正十年十二月四日

京都宿屋業組合
組合長 青木宗五郎

七六、松原署部内に一部増設 (大正十年十一月)

大正十年十一月二十三日定期總會に於て松原署部内に一部を増設することゝなれり。

七七、役員議員改選 (大正十一年十一月)

大正十一年十一月役員並に議員改選の結果左記諸氏當選せり。

組合長	青木宗五郎
副組合長	城山滿次郎
西陣署部内幹事	小原山松
中立齋署部内幹事	合資會社 柘家旅館

五條署部内幹事
松原署部内幹事

木村徳兵衛
佐々木吉造

會計

山根宗太郎

同 相談役

中澤國三郎

同 議長

西村庄五郎

同 副議長

岡崎和助

澤田十九三郎

鶴飼又八

田中實之助

高田繁太郎

細谷庄兵衛

澤田十九三郎

佐々木吉造

上土生徳三郎

武部龍太郎

遠藤新平

部 長

吉川太市郎

澤田十九三郎

木村徳兵衛

林清五郎

高田繁太郎

伊藤平左衛門

大塚駒三

西田正義

稻垣才藏

坂口英太郎

小原由松

水島梅吉

林清五郎

伊藤平左衛門

遠藤新平

西田正義

吉川太市郎

大塚駒三

飯島國太郎

大塚 駒三 村井 周藏 武部 龍太郎

七八、關東大震災と宿泊料割引 (大正十二年九月)

大正十二年九月一日關東地方大震災に際し罹災旅客に對し宿泊料の三割を低減し尙出來得る限り便宜を圖る事とせり。

七九、震災見舞金贈呈 (大正十二年十月)

大正十二年十月京都組合聯合會の名を以て東京旅館組合聯合會へ金貳百圓を見舞金として贈呈せり。

八〇、安川書記就任岡書記引退 (大正十三年六月—十一月)

大正十三年六月二十八日安川波英氏を書記に採用(これより先き、大正八年九月採用せる臨時雇書記泉秀夫氏は大正十三年六月十日退職)同年十一月十日岡政秀氏書記を辭任せるを以て、同書記多年の功勞を重んじ解職手當として組合より金貳百圓、組合長以下役員並に有志諸氏より金參百圓合計金五百圓を贈與せり。

八一、役員改選 (大正十三年十一月)

大正十三年十一月役員改選の結果組合長以下幹部役員は重任とし、部長左記諸氏當選せり。

坂口英太郎 木村喜市 小原由松 林清五郎
水島梅吉 片岡龜次郎 田中實之助 遠藤新平
伊藤平左衛門 南市治郎 村田才藏 吉川太市郎
西田正義 松本清次郎 稻垣才藏 西田太市郎
大塚駒三 飯島國太郎 武部龍太郎

尙大正十四年三月二十六日片岡龜次郎氏は部長並に議員を辭任せり。

八二、高田議長引退 (大正十四年三月)

大正十四年三月三十一日高田繁次郎氏議員並に議長を辭したるを以て五月三十一日糺ノ森檜垣亭に於て同氏の送別會を催し席上記念品を贈呈せり。

八三、議員改選 (大正十四年十一月)

大正十四年十一月三日議員改選の結果左記諸氏當選せり。

議長	木村徳兵衛			
副議長	澤田十九三郎			
議員	内田梅太郎	岩本仙太郎	林清五郎	遠藤新平
	田中實之助	大塚駒三	稻垣升藏	中尾武次郎
	木村徳兵衛	松本清次郎	水島梅吉	吉川太市郎
	村田才藏	飯島國太郎	西田市太郎	西田正義
	澤田十九三郎			

八四、青木組合長引退補選 (大正十四年十一月)

大正十四年十一月十二日組合長青木宗五郎氏辭任したるを以て即日補缺選舉を行ひ其結果左記の如く役員諸氏の異動ありたり、之に依つて新組合長城山氏は京都宿屋業組合聯合會理事を兼ねる事となれり。

組合長	城山滿次郎
副組合長	山根宗太郎
五條署部内幹事	内田梅太郎
會計	吉川太市郎

八五、青木顧問推戴 (大正十四年十一月)

大正十四年十一月十二日組合長青木宗五郎氏辭任と同時に同氏を顧問として推戴せり。

八六、組合各部區劃異動 (大正十四年十一月)

大正十四年十一月十二日日本組合規約の一部を改正し、組合各部の區劃を左の如く改正に決す。
組合ヲ十九部ニ分チ、西陣署部内ヲ三部ニ、中立賣署部内ヲ四部ニ、五條署部内ヲ六部ニ、松原署部内ヲ六部ニ區劃ス

八七、岡崎相談役逝去 (大正十四年十一月)

大正十四年十一月十四日日本組合創立以來の功勞者にして第二次組合長たりし相談役岡崎和助氏逝去されたり。

八八、青木前組合長慰勞會 (大正十四年十二月)

大正十四年十二月七日祇園中村樓に於て前組合長青木宗五郎氏の慰勞會を催し、席上感謝狀に記念品を添へて贈呈せり。

八九、婦人役員選任 (大正十五年三月)

大正十五年三月二十八日規約の一部を改正し、婦人組合員を部長或は議員に選任し得ることとなり同日補缺選舉を行ひ左

記諸氏の當選を見たり。

部長	村田才藏	青木益三	鳥井タミ	辻重彦
議員	小島コウ	長光ツキ		
	北村完一	古山菊太郎	松本清次郎	森川彌右衛門
	松田サト	岩永マツ	入江キタ	

九〇、幹事補缺選舉 (大正十五年七月)

大正十五年七月七日補缺選舉の結果吉川太市郎氏五條署部内幹事に當選せり。

九一、役員改選 (大正十五年十一月)

大正十五年十一月役員改選の結果左記諸氏當選せり。

組合長	城山滿次郎
副組合長	山根宗太郎
西陣署部内幹事	小原由松
中立賣署部内幹事	林清五郎
五條署部内幹事	鶴飼又八
松原署部内幹事	佐々木吉造
會計	中澤國三郎

同相談役	吉川太市郎
同	西村庄五郎
同	鶴飼又八

又同月十三日補缺選舉の結果第八部議員に奥村政次郎氏當選せり。

九二、大正天皇崩御改元 (大正十五年十二月)

大正十五年十二月二十五日大正天皇崩御遊ばされ、翌二十六日新帝陛下御即位年號を昭和と改元されたり。

九三、不良客引取締請願 (昭和二年三月)

昭和二年三月七條警察署長並に京都驛長宛にて不良客引、車夫、自動車運轉手等の弊害甚だしきに顧み、これが取締方を左の如く請願せり。

請願書

例年春秋ノ旅行季節ニハ入浴者ノ増加スルニ乘シ吾同業者中盛ニ宿引ヲ用ヒ或ハ車夫ト結託シテ旅客ニ迷惑ヲ加フルモノ往々有之本組合ニ於テハ全市同業組合ト相圖リ之レガ矯正ニ力メ居候モ未ダ著シキ効果ヲ得ズ殊ニ近來自動車ノ激増ニ伴ヒ其運轉手中又此種ノ奸策ヲ弄スル者益多キヲ加ヘタルカノ觀有之今ニシテ之レガ徹底的防止スルニアラズンバ獨リ一部旅客ノ迷惑ニ止マラズ延イテ本市ノ體面ヲ傷ケ又最近行ハセラル、御大興期ニ於ケル影響等寒心ニ堪ヘザルモノ有之候本組合ニ於テハ専ラ之レガ對策ニ腐心シ居候ヘ共又一面車夫運轉手等ノ取締ハ偏ニ官憲ヲ煩スノ外無之固ヨリ府令ニ依リ禁止セラル、所ノモノ四時共ニ閑却スヘカラザルモノト存候共今ヤ遊覽季節ニ當リ一層憂慮ニ堪ヘサル次第ニ御座候 何分ノ御考慮相仰度此段及懇願候也

京都宿屋業組合 組合長 城山滿次郎

九四、全國旅館組合聯合會へ加盟 (昭和二年九月)

六六

昭和二年九月全國旅館組合聯合會へ加盟の事に決し、城山、山根正副組合長、中澤、吉川兩會計は同月十九日大連市に於て開催の第四回全國旅館組合聯合大會へ出席せり。

九五、正副議長其他補選 (昭和二年十一月—十二月)

昭和二年十一月より十二月に至る迄の間に於て正副議長、相談役、部長等の補缺選舉執行の結果左記諸氏當選。

- 議長 奥村政次郎
- 副議長 奥島藤三郎
- 相談役 木村徳兵衛
- 部長 青木益三 高岡長兵衛 小野善二郎
- 議員 岡崎和助 三橋チカ

九六、宿泊料改正 (昭和三年一月)

昭和三年一月十七日御大典參列員宿泊料決定に伴ふ宿泊料の改正ありたり。

九七、御大典記念組合大會 (昭和三年六月)

昭和三年六月十三日京都市公會堂に於て御大典記念本組合大會を舉行、午前十一時役員一同記念撮影後、來賓知事代理

石田京都府内務部長、福島學務部長、土岐保安課長、和田社會課長、小倉教育主事、土岐京都市長、岡崎同勸業課長、高落中立賣署長、岡田西陣署長、中村五條署長、船越松原署長、稻垣商工會議所會頭、釜内京都驛長、有山二條驛長、長谷川上京稅務署長、小野下京稅務署長、橋本七條宿屋業組合長、中野同副組合長、長谷川堀川宿屋業組合長、上坂同副組合長、駒井川端宿屋業組合長、深見同副組合長、青木、三浦、本組合兩顧問渡邊上京所得稅調查委員、大阪朝日、大阪毎日京都日出、京都日日、京華日報等の各新聞社員諸氏臨席、司會者奥村政次郎氏開會の辭を述べ、本組合長城山滿次郎氏の式辭に次いで、大海原知事の訓示、土岐市長の告示其他來賓の祝辭あり、次に土岐市長並に城山組合長より勤績従業員の表彰を爲し、之れに對し勤績従業員總代廣田傳次郎氏の答辭あり、終つて本組合副組合長山根宗太郎氏閉會の辭を述べて式を閉ち、小憩後小宴並に餘興等ありて散會せり、當日の表彰者並に城山組合長の式辭、來賓祝辭等左の如し。

勤績従業員表彰者

- 一、四十年以上勤績者 廣田傳次郎
- 同 松田キヌ
- 一、三十年以上勤績者 十倉信次郎
- 同 上田ウタ
- 一、二十年以上勤績者 中尾豊次郎
- 外 十名
- 一、十年以上勤績者 藤村寛
- 外 五十三名

城山組合長式辭

茲ニ本組合旅館業者ノ大會ヲ開催スルニ當リ不肖組合長トシテ一言蕪辭ヲ陳ジ以テ式辭ニ代ヘントス
由來我カ京都ハ四季ノ風光ニ勝レ多クノ名所舊跡ヲ擁シ所謂花ノ都詩ノ都會トシテ世界有數ノ遊覽都市タルノ名譽ヲ博

シ来レリ 而シテ遊覽都市トシテノ有機的ナル向上ハ交通機關ノ完備ト旅館ノ整全ニ俟ツ事ナルハ今更贅言ヲ要セサル所既ニ天恵ヲ擅ニセル我京都市ガ立市ノ要儀ハ實ニ前記兩機關ノ完全ナル發達ヲ期スルニアリトハ夙ニ有識具眼ノ士ニヨツテ屢々唱導セラレ、トコロニシテ吾等當業者トシテモ常ニ其責任ノ輕カラサルヲ痛感ス

殊ニ今秋ハ曠古ノ御大禮ヲ舉ケサセラル、ニ當リ畏クモ夙蒙ヲ奉迎シ各皇族宮殿下ヲ始メ奉リ高位顯官ノ長期ニ亘リ御滯洛アラセラル、ハ勿論此ノ國家最高ノ典儀ニ際シ莊嚴華麗ナル鹵簿ヲ拜觀シアフキマツル若キ大君ノ颯爽タル御英姿ヲ拜セントスル赤子ノ至情ヨリシテ廣ク全國ヨリ來洛スル衆庶ノ數又算ナカルベキヲ想ヘバ吾等當業者ノ責任正ニ最重極頂ニ達スト云ハサルヘカラス 吾等同業者ハ今ヤ其際ニ處スル準備ノ爲メニ日夜勗メテ尙足ラス 今茲ニ本大會ヲ開クノ所以モ一ハ此重責ヲ完フセンコトヲ期スルタメ當業者一同協心戮力至誠以テ其職分ヲ盡スヘタ共ニ固ク誓フト同時ニ關係要路各位ノ御示教ヲ仰カントスル微衷ニ他ナラス

尙ソレニ引續キ此席ニ於テ勤績從業員ノ表彰式ヲ兼行フ 而シテコレカ表彰ヲ受クル從業員ハ六十七名ノ多キニ達ス併カモ是等ノ諸君ハ短キモ十年長キハ四十年ノ久シキニ亘ツテ當該業務ニ從事格勳精勵會テ倦ムコトヲ知ラス 以テ他衆ノ模範トスルニ足ルハ勿論諸君ハ實ニ主家ノ至寶ニシテ我組合ノ貴什タリ此ノ意義アル席上ニ於テ表彰サル、ノ名譽ヲ擔フモ洵ニ宜ナリトイフヘシ 冀クハ益々其職責ノ重キヲ顧ミ今後更ニ一層斯業ノ爲メ奮勵セラレンコトヲ

終リニ臨ミ公務御繁多ノ折柄ニモ不拘特ニ御來臨ヲ忝クセシ各位諸賢ニ對シ組合員一同ヲ代表シテ深甚ナル敬意ヲ捧ケ舉ツテ出席セラレシ組合員諸氏ニ對シ不肖組合長ノ名ニ於テ多大ノ満足ト感謝ノ意ヲ表ス

昭和三年六月十三日

大海原知事訓示

京都宿屋業組合本日ヲ以テ大會ヲ開キ曠古ノ御大典ヲ記念スルト共ニ旅館改良ノ氣勢ヲ興ケ勤績者ノ表彰ヲ行フニ當リ

御大典記念京都宿屋業組合大會
組 合 長 城 山 滿 次 郎

一言所懷ヲ述ヘントス

抑モ我カ京都ノ地タルヤ歴代先聖ノ芳跡ニ富ミ皇室ニ深キ關係ヲ有スル名都ニシテ襟帶ノ山河殊ニ麗シク加フルニ美術工藝ヲ以テ夙ニ知ラレタルカ爲メ貴顯紳紳ノ來往繁ク内外旅客ノ來リ遊フモノ常ニ絶エス 從テ旅館ノ設備ノ如キハ古クヨリ發達シタリト雖モ時代ノ要求ヨリ之ヲ察スルニ改良ヲ要スルノ餘地モ亦一ニシテ止マラサルアラン 諸氏茲ニ見ル所アリ千載ノ一遇萬代ノ盛典ヲ迎フルヲ機トシ同業者相圖リ率先シテ其設備ニ改良ヲ施シ衛生其他ノ施設ニ改善ヲ加ヘ進テ宿泊客ノ待遇ニ周到ナル注意ヲ拂ヒ以テ奉公ノ誠ヲ致サントスルハ洵ニ機宜ニ適セルノ措置ト謂フヘキナリ 惟ニ旅館ノ改善ハ單ニ旅客ヲシテ便宜ト慰安トヲ感セシムルニ止ラス一面ニ於テハ旅館ノ繁榮ヲ招來スル所以ニシテ又實ニ名都ヲ世界ニ紹介スルノ途ニ外ナラス 是故ニ組合員諸氏互ニ相提携相協力シテ施爲共宜シキヲ得更ニ從業員ニ對シテモ能ク其精神ヲ徹底セシメ決シテ目前ノ小利ニ捉ハル、事ナク所期ノ實績ヲ舉クルニ努メラレンコトヲ望ム

昭和三年六月十三日

土岐市長告辭

京都府知事 大海原重義

今秋御即位ノ大禮ヲ當地ニ於テ行ハセラレントスルニ當リマシテ京都宿屋業組合カ記念大會ヲ開催シテ勤績從業員ヲ表彰セラル、ハ本市宿屋業ノタメニ最モ機宜ニ適シタル舉トシテ洵ニ慶賀ニ堪ヘナイ次第デアリマス 申ス迄モナク吾京都市ハ觀光客ノ最モ多イ都市テアルカタメ是等ノ觀光客ノ足ヲ止メシムルニ直接關係深キハ宿屋業者ニアルノデアツテ來客待遇ノ實務ニ當ル從業員諸氏ニ負フ所誠ニ大ナリトイフヘキデアリマス

殊ニ今回ノ御大禮期ニハ夥シキ入洛者ノアルトイフコトハ前回ノ大禮入洛者カ五百萬以上ニ及ヒマシタ例ニ徴シテモ想像スルニ難クナイノデアリマス

斯ノ如キ壓倒的ノ來市者ニ對シテ如何ニシテ満足ヲ與ヘ好感ヲ持タレマスカハ一ツニ各位ノ深甚ナル努力ト充分ナル準備トニヨルモノデアルト思フノデアリマス

トウカ各位ハ此ノ點ニ就キマシテ十分ナル御研究ヲ積マレ本市宿屋業ノ隆昌ノタメニ一段ノ御盡瘁アラシコトヲ切望シテ止マヌ次第アリマス
一言ヲ述ヘテ告辭ト致シマス
昭和三年六月十三日

從業員答辭

京都市長 土 岐 嘉 平

本日茲ニ京都宿屋業組合大會ヲ開催セラレタルニ際シ不肖等從業員六十七名京都市及ヒ當組合ヨリ表彰ニ預ルノ名譽ヲ擔フ誠ニ身ニ餘ル光榮ニシテ深ク感謝ノ至リニ堪ヘス 將來渝ラサル御指導ノ下ニ更ニ精勵以テ此ノ御仁旨ニ酬ヒン事ヲ誓フ

昭和三年六月十三日

表彰者總代 廣 田 傳 次 郎

尙同大會當日の本組合係員諸氏役割左の如し。
受附係係長 吉川 太市郎

- 係員 澤田十九三郎 森川彌右衛門 大野 甚松 松田 サト
- 八木 近造 中尾武次郎 竹内 辨造 安川 波英
- 式場裝飾係係長 林 清五郎
- 係員 辻 重彦 宇多 禎藏 水島 梅吉 鳥井 タミ
- 來賓係係長 西村庄五郎 鶴飼 又八

係員 小島 コウ 岩 永 マツ 三橋 千賀 入江 キタ

會員接待係係長 小原 由松

- 係員 稻垣 丑藏 木村 喜市 奥村喜三郎 北村 完一
- 霞田庄太郎
- 饗宴係係長 中澤國三郎

南 市治郎 田中實之助 岩本仙太郎

餘興係兼攝影係係長 奥島藤三郎

- 表彰係係長 佐々木吉造
- 係員 遠藤 新平 松本清次郎 岡崎 和助 古山菊太郎
- 庶務係係長 木村徳兵衛
- 係員 青木 益三 高岡長兵衛 小野善二郎

九八、西村相談役引退 (昭和三年七月)

昭和三年七月二十四日本組合相談役西村庄五郎氏辭任せるにつき組合よりは感謝狀を贈呈せり。

九九、第五回全國組合聯合大會 (昭和三年九月)

七二

昭和三年九月十日別府市に開催されたる第五回全國旅館組合大會へ本組合よりは左記各氏出席せり。
 組長 城山滿次郎、副組長 山根宗太郎、西陣署部内幹事 小原山松、會計 中澤國三郎、同 吉川太市郎、相談役 木村徳兵衛、議長 奥村政次郎、副議長 奥島藤三郎、部長 高岡長兵衛、同 小野善二郎、議員 遠藤新平、組合員 西田李三郎

一〇〇、西村前相談役逝去 (昭和三年九月)

昭和三年九月十二日本組合第一次組合長として功勞淺からざりし前相談役西村庄五郎氏は東京に於て逝去されたり。

一〇一、御大典宿舍係員選任 (昭和三年九月)

昭和三年九月二十一日御大典參列員並に團體等の宿舍係を左の如く選任せり。

- 組合長 城山滿次郎
- 副組合長 山根宗太郎
- 幹事 小原由松
- 同 林清五郎
- 同 鷗飼又八
- 同 佐々木吉造
- 會計 中澤國三郎

一〇二、議員改選 (昭和三年十一月)

昭和三年十一月四日議員改選の結果左記諸氏當選されたり。
 議長 奥村政次郎
 副議長 奥島藤三郎
 議員

- | | | | |
|---------|---------|--------|--------|
| 北村 完一 | 澤田 十九三郎 | 岩本 仙太郎 | 林 清五郎 |
| 水島 梅吉 | 岡崎 和助 | 三橋 千賀 | 奥村 政次郎 |
| 奥島 藤三郎 | 遠藤 新平 | 八木 近造 | 綱島 勘兵衛 |
| 森川 彌右衛門 | 稻垣 升藏 | 宇多 禎藏 | 田中 龜次郎 |
| 岩永 マツ | 入江 キタ | 中尾 武次郎 | |

一〇三、昭和御大典御儀 (昭和三年十一月)

昭和三年十一月京都御所に於て御即位式の御儀を舉げさせられ、同十一日賢所大前の御儀、同十四十五兩日大嘗祭の御儀、同十六十七兩日大饗宴の御儀ありて、御大典の御儀芽出度く御終了ありたり。

一〇四、御大典記念行賞 (昭和三年十二月)

昭和三年十二月四日役員會に於て御大典に際し組合事務に盡瘁せる各役員に對し記念品並に感謝狀を贈呈することに決し、同月二十日木屋町魚清に於て慰勞宴を催して同席上前記行賞ありたり。

一〇五、城山組合長商工會議所議員當選 (昭和四年三月)

昭和四年三月六日組合長城山滿次郎氏本組合の推薦により京都商工會議所議員に當選せり。

七三

一〇六、第六回全國組合聯合大會 (昭和四年十月)

七四

昭和四年十月十五日箱根に於て開催の第六回全國旅館組合聯合大會へ本組合よりの出席者氏名左の如し。

組合長 城山滿次郎 副組合長 山根宗太郎
幹事 佐々木吉造 會計 中澤國三郎
會計 吉川太市郎 議員 田中龜次郎

一〇七、役員改選 (昭和四年十一月)

昭和四年十一月役員改選の結果左記諸氏當選す。

組合長 城山滿次郎
副組合長 山根宗太郎
西陣署部内幹事 小原由松
中立賣署部内幹事 西村善三郎
五條署部内幹事 奥村政次郎
松原署部内幹事 佐々木吉造
會計 中澤國三郎
同 吉川太市郎
相談役 鷗飼又八
同 木村徳兵衛
議長 奥島藤三郎

副議長 岡崎和助

部長 竹内辨造 木村喜市 小原由松 奥村喜三郎
水島梅吉 松本賢次郎 大野甚松 南市治郎
高岡長兵衛 小野善二郎 八木近造 青木益三
鳥井タミ 佐々木吉造 宇多頑藏 辻重彦
小島コウ 井上スガ 中尾武次郎

一〇八、第八部議員補選 (昭和四年十二月)

昭和四年十二月第八部議員奥村政次郎氏辭任し補缺選舉の結果布浦彌三郎氏當選せり。

一〇九、収益税減税陳情 (昭和五年三月)

昭和五年三月同業者一率最近一般世相不況の反映として營業不振減收甚だしきを以て左の如く營業收益税減税方を上京下京兩稅務局長並に所得稅調查委員會宛陳情せり。

回顧スレハ歐洲大戰前後ノ一般經濟界ハ世界的ニ空前ノ活況ヲ齎シ我邦ニ於テモ未曾有ノ好況時代ヲ現出致候然ルニ平和復歸後數年ナラスシテ急轉直下反動的ニ一大不況期到來シ年ヲ逐フテ益々深刻化スル勢ニシテ我國ノ財界ハ極度ノ疲弊萎微ヲ呈スルニ至リ國民ハ生活上甚タシキ脅威ヲ感スル傾向ヲ迎リツ、有之候此秋ニ當リ現内閣ハ組閣以來此ノ經濟國難ヲ打開スヘク緊縮節約ヲ高唱シ國民ノ反省自覺ヲ促シ以テ國民經濟ノ基礎ヲ鞏固ナラシメントシテ今ヤ國ヲ舉ケテ隱忍自重將來ニ資スヘキ場合ニ遭遇致候隨テ吾々宿屋業者モ一昨秋當地ニ於テ御舉行被遊候曠古ノ御大典御盛儀ノ前後ヲ除ク外爾來財界不況ノ直接ナル餘波

ヲ受ケ近時悲慘ナル不振ニ沈淪シ現情ニ於テハ家族従業員ノ生活ダニ支障ヲ來スカ如キ有様ニシテ一同定ニ苦慮罷在候カ、ル状態ハ吾々業者ノミニ影響ヲ視ルニアラサルモ殊ニ本市ノ如ク由來遊覽ヲ目的トスル都市ニアリテハ觀光ヲ以テ主トスル顧客ハ著シク減少シ春秋兩季ニ於テモ平時ト何等異ナラサル現況ニシテ一入苦境ニ呻吟スルノ餘儀ナキ状態ニ御座候

然ルニ吾々業者ニ對スル國稅殊ニ營業收益稅ニ對シテハ財界ノ好不況ニ關セス從來其査定ニ就テハ毫モ異ナル所ナク依然トシテ同一ノ御方針ヲ以テ律セラレ、ノ實情ニ御座候 固ヨリ吾々業者ニ於テモ近キ將來ニ必スヤ財界ノ復歸ヲ期待シ出來得ル限リ營業ヲ持續セントスルモ現狀ノ儘ヲ以テ推移センカ廢業者續出ノ外途ナク如何ニ其經營ノ困難ナル哉ハ實地調査ニ依リテモ立證スルニ足ルヘク御當局ニ於テモ克ク御諒承ノ事ト被存候 前陳ノ事情何卒御洞察賜リ本年度ノ御査定ニ就テハ格別ノ御詮議御願申度茲ニ業者一同連署奉嘆願候

一〇、京都市觀光課新設 (昭和五年五月)

昭和五年五月京都市役所に觀光課新設され、課長に天矢景光氏主事に木寺基一郎氏任命されたり。

一一、第七回全國組合聯合大會 (昭和五年十月)

昭和五年六月二十七日役員會を開き城山、山根正副組合長、小原、西村、奥村、佐々木各幹事、中澤、吉川兩會計奥島岡崎正副議長並に全國旅館組合聯合會相談役北村甚藏氏出席、本年度舉行すべき第七回全國旅館組合聯合大會を當市に開催の事に内定、以下同大會の経過左の如し。

1、京都市組合聯合協議會

七月三日午後一時より京都市役所樓上に於て京都市旅館組合聯合會を開催、出席者は當組合より城山、山根正副組合長以下各役員、七條組合より橋本、中村正副組合長以下各役員、堀川組合より長谷川、渡邊正副組合長以下各役員、川端

組合より深見、横田正副組合長以下各役員並に京都市役所より天矢觀光課長以下同課員諸氏列席協議の結果、京都旅館組合聯合會主催の下に第七回全國旅館組合聯合大會を昭和五年十月當市に於て開催の事に確定せり。

ロ、近藤聯合會長西下打合

七月十日當組合事務所に於て京都組合聯合打合會を開き、當組合並に七條、堀川、川端各組合役員出席、大會準備打合せの爲め西下せる全國旅館組合聯合會長近藤末一氏、同幹事濱田氏朗氏並に大阪の北村相談役列席大會々費其他重要事項協議の上、八瀬終家にて晚餐會を催したり。

ハ、大會支出金議定

七月十三日當組合のみの臨時議員會並に役員會開催城山、山根正副組合長以下各役員並に部長、議員全部出席、大會費として組合積立金五百圓支出流用の件、並に組合全般より有志寄附金を募集すること等を決定せり、募集金額は拾圓以上と貳圓以上拾圓以下の二種に分ち、前者を大會特別會員として待遇し、拾圓以下の寄附者を普通會員とすること、し夫々組合員へ通告せり。

ニ、大會日時順序決定並に準備委員選任

八月十九日聯合協議會開催、各組合役員出席大會日時並に順序を左の如く決定す。

一、十月十九日午後一時より都ホテルに於て役員並に議案提出者の協議會開催

二、十月二十日午前十時より市公會堂に於て聯合會大會

午前 式辭、祝辭、挨拶、表彰式、記念撮影等

午後 議事、會務會計報告

三、十月二十一日 午前 京都御所並に二條離宮拜觀

午後 平安神宮神苑に於て園遊會開催

四、十月二十二日午後二時平安神宮時代祭參觀
同時に大會準備委員として左記諸氏選任されたり。

委員長 橋本永太郎

- | | | | | |
|----|-------|-------|-------|--------|
| 委員 | 城山滿次郎 | 山根宗太郎 | 小原由松 | 西村善三郎 |
| | 奥村政次郎 | 佐々木吉造 | 奥島藤三郎 | 岡崎和助 |
| | 中村多三郎 | 高樹正次郎 | 田谷庄七 | 長谷川利兵衛 |
| | 渡邊繁治 | 三井章一 | 深見辰次郎 | 東郷菊松 |
| 會計 | 横田伊四郎 | 其他 | | |

中澤國三郎 吉川太市郎

ホ、大會準備行程大要

八月二十一日以降大會開催迄の準備行程大要左の如し。

八月二十一日

記念品、懇親會、豫算審議等について協議、小委員會設置

九月十日

會場及園遊會場實地調査報告、東京本部との打合せの爲城山、橋本兩理事名古屋へ出張の件決定
九月十五日
城山橋本兩理事名古屋にて近藤聯合會長と會見顧末報告、餘興の件、印刷物案内狀整理
九月十八日、十九日、二十日

出席會員整理、案内狀發送準備、有志寄附金整理、提出議案審議、府、市、會議所其他との交渉、御所拜觀に關する準備、其他雜務

九月二十九日

準備決定報告、大會當日配役決定、餘興に關する報告、文書整理

十月七日

橋本理事東京本部と打合せの爲め東上
十月八日
城山理事、青木顧問御所並に二條離宮拜觀手續の爲め主殿寮出張所及び府廳へ出頭

十月十一日
橋本理事上京結果報告、寄贈品、記念品に就ての手配

十月十四日
事務打合せ、本部との重要交渉

十月十六日

五條大橋辨慶樓にて全組合役員集合、橋本準備委員長より當日迄の經過報告、大會係員への打合事項等の注意あり

十月十八日
準備委員會開催、會員名簿整理、會場其他一切の準備調査、近藤會長以下本部先發係員と會見、大會の準備完了

ハ、大會役員主任氏名

- | | |
|----|-------|
| 總務 | 近藤末一 |
| 同 | 城山滿次郎 |
| 同 | 橋本永太郎 |

副 總 務

同

同

會 計 主 任

同

十月二十日市公會に於ける大會

大會司會者

受附主任

會場係主任

攝影係主任

費食配膳係主任

議場係主任

議事進行係主任

記念品引換係主任

折詰引換係主任

連絡自動車係主任

宿舍係主任

十月二十日都ホテルに於ける懇親會

山根宗太郎

長谷川利兵衛

深見辰次郎

中澤國三郎

吉川太市郎

長谷川利兵衛

佐々木吉造

中村多三郎

深見辰次郎

奥村政次郎

小原山松

山根宗太郎

筒井幸三郎

吉川克己

奥島藤三郎

東師菊松

鶴飼又八

高岡長兵衛

西村善三郎

波邊繁治

奥島藤三郎

長谷川利兵衛

田谷庄七

鳥居清藏

岡崎和助

三井章一

深見辰次郎

松尾藏太郎

加藤清之丞

受附主任

記念品引換係主任

十月二十一日 御所及二條離宮拜觀

自動車連絡係主任

御所拜觀係主任

二條離宮拜觀係主任

十月二十一日 平安神宮神苑に於ける園遊會

受附主任

餘興係主任

折詰係主任

模擬店係主任

鶴飼又八

中村多三郎

山根宗太郎

佐々木吉造

横田伊四郎

奥村政次郎

長谷川利兵衛

山根宗太郎

奥村政次郎

奥島藤三郎

木村喜一

入江キタ

小野善二郎

森川彌右衛門

馬場彌惣平

西村善三郎

高樹正次郎

奥村政次郎

深見辰次郎

奥島藤三郎

深見辰次郎

中村多三郎

奥島藤三郎

長谷川利兵衛

岩永マツ

井上スガ

高岡長兵衛

鳥居タミ

三橋千賀

岡崎和助

筒井幸三郎

奥島藤三郎

中村多三郎

奥島藤三郎

深見辰次郎

深見辰次郎

水谷源兵衛

瀧川常一

河田利喜造

立花文吉

横田巳之助

ト、議案提出者協議會

十月十九日午後一時より都ホテルに於て第七回全國旅館組合聯合大會議案提出者の打合せ協議會を開催、出席者左の如

く、提出議案の取捨、併合、順序等協定深更散會せり。

東京

近藤末一	矢田藤孝	濱田氏朗	日下部志勇
今城英一	初谷藤兵衛	高橋常太郎	大野甚松
佐藤敬次	關勝泰	富田岩吉	高木勝一郎
吉川克巳	穴澤忠善	今井儀三郎	永井仙太郎
豊橋良橋	朝倉富重	沖田光太	古川水豊
奈城良	松永利助	西尾隆二	
都城	福永澤藏	渡邊伊右衛門	
大阪	北村甚藏	中村常太郎	高原和一
廣島			
田川福松			
松江			
新湊			
大津			
山田			
別府			
奉天			
大連			
兒玉哲太郎			

和歌山	有本武藏	藤村榮藏	深見辰次郎
岐阜	玉井悟一		奥村政次郎
名古屋	白木周次郎		吉川太市郎
水戸	中村千代松		渡邊繁治郎
仙臺	大泉梅次郎	高橋三代次	吉川太市郎
岡山	鈴木竹三郎		奥村政次郎
京都	鈴木竹三郎		渡邊繁治郎
城山満次郎	橋本永太郎		深見辰次郎
山根宗太郎	小原山松		奥村政次郎
佐々木吉造	奥島藤三郎		吉川太市郎
高岡長兵衛	青木益三郎		渡邊繁治郎
東郷菊松	島居清藏		加藤清之丞
筒井幸三郎	高樹正次郎		立谷庄七
西條龜吉	三井章一		立谷庄七
堀切常次郎	飛田友次郎		立谷庄七
書記	柴田岩		立谷庄七

第七回全國旅館組合聯合大會第一日は十月二十日午前十時より京都市公會堂に於て開會

手、大會第一日

鐵道省國際觀光局長

新井堯爾殿

鐵道省國際觀光局事業課長
 京都府知事
 京都府内務部長
 京都府警察部長
 京都府商工課長
 京都市長
 京都市助役
 京都市役
 京都市觀光課長
 京都市勸業課長
 京都商工會議所會頭
 ジャパン・ツーリスト・ビュロー
 ジャパン・ツーリスト・ビュロー
 京都驛長
 二條驛長
 西陣警察署長
 中立賣警察署長
 五條警察署長
 松原警察署長
 川端警察署長

森本 義夫 殿
 佐上 信一 殿
 福田 虎龜 殿
 泊村 敬之 殿
 中村 嘉平 殿
 土岐 嘉平 殿
 安川 和郎 殿
 村田 景武 殿
 天矢 康四郎 殿
 鈴木 德太郎 殿
 大澤 甚之助 殿
 高久 忠雄 殿
 山中 勇次郎 殿
 釜内 晋次郎 殿
 有山 憲邦 殿
 船越 憲邦 殿
 黒川 新一 殿
 久家 誠夫 殿
 根垣 誠夫 殿
 伊室 治夫 殿

堀川警察署長
 七條警察署長
 下鴨警察署長
 京都商工會議所理事
 京都商工會議所
 京都商工會議所
 京都市觀光課主事
 京都市觀光課
 京都府會議員 (本組合顧問)
 大阪朝日新聞社
 大阪毎日新聞社
 京都日日新聞社
 京都日出新聞社
 京華日報社
 旅館新聞社

萩谷 徳一 殿
 中村 尙武 殿
 大津 山兵衛 殿
 平田 慶太郎 殿
 竹内 義尙 殿
 笹田 主事 殿
 木寺 基一郎 殿
 吉川 彌一 殿
 青木 宗五郎 殿
 瀬良 文三 殿
 鹿野 秀雄 殿
 青山 二郎 殿
 岩田 鯉喜千 殿
 高橋 信一 殿
 高橋 保雅 殿

來賓並に會員着席するや司會者長谷川利兵衛氏開會を宣し、橋本理事開會の辭を述べ、次いで近藤會長並に城山理事の挨拶あり、江木鐵道大臣の祝辭を初め、佐上京都府知事、土岐京都市長、ジャパン・ツーリスト・ビュロー會長鐵道次官青木周三氏、大澤京都商工會議所會頭の各祝辭、引續き森本國際觀光局事業課長、高久ツーリスト・ビュロー専務理事、天矢京都市觀光課長の各挨拶あり、それより吉川聯合會副會長左記各氏の祝電を披露す

(一) 祝電

大阪鐵道局長	中山隆吉氏	滿洲旅館協會長	山田三平氏
名古屋	山岡氏	仙臺	針生喜助氏
東京下谷	名倉屋支店	多度津若菱	山城儀八郎氏
高崎市	田島屋旅館	高松市	可祝旅館
京城	朝鮮旅館協會	廣島西部旅館組合	矢城氏
東京日本橋	大野屋旅館	東京神田	昌平氏
東京新橋	三橋亭旅館	足利市初谷本店	東京旅館懇話會
山梨縣精進湖畔	對岳樓	札幌市	初谷多十郎氏
京城	岩崎三藏氏	其他	大竹敬助氏
	北海道旅館聯合會		

更に引續き朝鮮旅館協會長新田利兵衛氏、岡山旅館組合長鈴木竹三郎氏等の祝辭ありて、それより表彰式に移り聯合會事業功勞者京都橋本永太郎氏他二十五氏の表彰ありて正午休憩、當日の祝辭並に挨拶等左の如し。

(三) 挨拶並に祝辭

橋本理事開會の辭

本日茲に全國旅館組合の第七回聯合大會を開くことを得ましたことは洵に光榮と存じます。殊に本日は俄かに雨天になりまして、お出憎い中を斯く來賓並に多數の會員がお出まし下さつたことは衷心より厚く感謝を表します。殊に今回の大會を開くに當つて多大の御援助を賜りました京都府、京都市、商工會議所其他主なる商店、物産館、大丸、高島屋、酒造組合二三の大商店から御聲援を得ましたことを、併せて御禮を申述べて置く次第であります。倍て吾々業者が常に叫んで居ります如く、交通機關の重要な一部として社會が認め、その第一線に立ちて眞に目覺めたる業務經營を行なはねばならぬと云ふ聲は、吾々業者の當然なる責務である事は申す迄もないのであります。故に

今日茲にお集り下さつた全國旅館組合の代表者並に有力な各位が、本日午後には亘つて適切なる議案を審議さるゝと云ふことは洵に時宜に適した事と存じます。願くば忌憚なき御意見を發表せられ、益々斯業の爲めに發展努力を切望致すと共に、本大會開催の目的に副はれんことを。時間が切迫致して居りますから、簡單でございますが遠路お出まし下さいましたお禮と、本市同業者各位が多大の御努力をお拂ひ下さつたことに對して私より各組合を代表して深く感謝致します。

近藤聯合會長挨拶

本日は御當地京都各旅館組合聯合會の御主催の下に我が聯合會第七回大會を開催致しまするに際し、京都府知事、京都市長閣下を始め多數來賓各位には御多忙中にも拘はらず御臨席を辱ふしました事は本會の光榮此上ありません、誠に有難く一同に代り謹んで御禮を申し上げます。尙又各地代表諸氏には御多用中にも拘はらず、遠路態々御來會下さつたことは、斯業に對する御熱心の程も拜察され、誠に喜ばしう存じますと同時に有難く御禮申し上げます。今回は重要な議案が多數各地より御提出になつて居りますから何卒慎重御審議の程御願ひ申し上げます。尙前大會にも御願ひ申上げて置きましたが、御歸國の上は當聯合會の趣旨を洽く御同業各位に御宣傳下さつて宜しく御勧誘の程偏に御願ひ申上げます。終りに臨み第七回の聯合大會を京都組合各員が御主催下されました多大の御骨折に對し、一同に代り厚く御禮を申し上げます。甚だ簡單であります時間が餘裕がありませんから、之を以て御挨拶に代へる次第でございます。

城山理事挨拶

本日全國旅館組合聯合會第七回大會を開催するに當りまして、全國から斯様に同業者の方々が大多數遠路ワザ／＼御來會下さいましたことは、全國聯合會と致しましては勿論、主催地たる京都旅館組合聯合會と致しまして甚だ欣懐とする所でございます。厚く御禮申し上げます。

又本日は特に鐵道大臣代理の方を始としまして、國際觀光局長、京都府知事、京都市長、京都商工會議所會頭、其他官民來賓各位が公私御繁忙の中を御來臨下さいましたことは、大會に取つて誠に光榮の至りと存じます、深く感謝する次第でございます。

諸本大會は御承知の如く、全國旅館業者の業務發展改善を圖ることを目標として、毎年一回各地に大會を開催して居るものでありますが、本年は幸に各位の御賛同御後援に依りまして、當京都市に於て開催すること、相成りました次第でございます、私はこゝに主催地たる京都旅館組合聯合會の代表者として一言御挨拶を申し上げたいと存じます、近來交通機關が非常に發達するに従ひまして交通機關の一部である所の旅館業は第一にその影響を免がれませんが、我々同業者は之に對して常に旅客の誘致、待遇等、周圍に應じ、時代に適するやう、その對策を講じて行かなければなりません、營業の性質が交通上の補助機關として、公共的性質を帯びて居りますので、以上の様な事柄でも、同業者の利害は共通的でありますから、一致して先づ其土地の繁榮を第一としてそれに伴つて各自の利益を圖ると云ふことが大切だと思ひます。

幸ひ政府も本年國際觀光局を設けられて、外人旅館の誘致に努力せられることとなり、同時に我が京都市に於ても觀光課が新設されました外人旅客は元より、内地遊覽客の誘致と云ふことに主力を注いでくれることとなりましたので、我々京都の當業者は、今後大いに市當局と相提携しまして、京都市の繁榮と我々旅館業の發展とを兼せたいと存じて居りますが、それにはどうしても同業者の一致を必要と致します、そして其の同業者の一致と云ふ事は取も直さず、組合の結束と云ふ事に外なりません、幸にして當京都市には府令を以て定められました宿屋業組合規則がありまして、營業者は全部之に加入しなければならぬ事になつて居りますので、組合制度が比較的完備して居ります、現在市内に四つの組合がありましてそれ／＼統制を保つて居りまして、今回の聯合大會を主催地として、御引受しましたのも、この四つの組合が同一歩調を取つて協力した結果に外ならない次第でございます。

それで、この際甚で潜越な申分ではあります、各地の組合が全國的に聯合統一されましたならば、こゝに始めて名

實共に完備した全國旅館組合聯合會の結成を見ることになりました、同業者全體の利益進展を圖る上に於て、非常に力強い一大勢力を樹立することが出来る事と確信して居る次第でございます。

例へば營業收益税とか、家屋税とか云ふ様な問題に付きましては、我々同業者は全國的にいづれもその過重な負擔に苦しんで居る事柄でありまして、是等の改善には宜しく、全國一齊に結束運動してこそ、始めて其目的を達成し得べきものでありますから、以上の様な理由から私共は組合聯合運動が目下の急務であることを痛感して居るものであります、勿論全國旅館聯合會は其の目的を以て創立されたものでありまして、既に滿七ヶ年を経過して居ります、此の間に於ける本部役員諸氏の御盡力に對しましては、大いに其の勞を多とするものであります、尙全國的に組合聯合が普及して居らない憾みがありまして、随つて聯合會の基本金も乏しく、これが爲め有益な活動も思ふ様に出来ない

と云ふ様な經濟的にまことに苦しい立場にあると承つて居ります。是は勿論獨り本部員のみの方に歸すべき問題でなく、前申上げましたやうに各地組合の全國的な結束が、未だそこま

で到達して居らない結果と愚考致しますので、丁度幸ひ本日の如く全國同業者の方々が斯く大多數一堂に會すると云ふことは減多に得られぬ絶好の機會ですから、此際甚だ差出がましいやうではあります、御參集の諸君に御相談と御願ひとを兼ねまして、以上の理由を訴へこの上共に全國旅館聯合會の爲めに御盡力を願ひまして、御歸國の上は未だ加入されて居られぬ同業者の方々を御勧誘の上此の聯合會を眞に權威あり力強い實行力のある我々の機關として、全國同業者の營業の發展と利益の擁護とを圖るため、御互に御盡力下さいますやう切望して止まぬ次第でございます、どうか以上申上げました事が幸ひ皆様の御賛同を得まして御盡力が願へましたならば、本日の大會が一層意義あるものとなりまして、主催地組合としまして非常に喜ばしい次第だと存じます、一寸御挨拶かた／＼希望を申し上げた次第でございますが、終りに臨みまして愚見を御靜聽下さいました事を深く感謝致します。

江木鐵道大臣祝辭

茲に全國旅館業組合聯合會第七回大會を開催せらるゝに方り一言する事を得るは予の欣快とする所なり願ふに旅行の安易快適は交通機關の整備に繋る事固より大なりと雖旅館の施設に俟つもの亦洵に多し輓近交通の發達は旅館の使命をして愈々重からしめたりと謂ふべく殊に外客誘致の現下至要の一事業たるに稽へ日本旅館又洋風旅館と相俟て外人宿泊の便を圖り能く其特色を發揮し外客をして本邦の風習情趣眞奥を理解するを得しむるは又實に其新使命たらずばあらず

庶幾はくば關係諸賢の具さに時運の要求に顧み相率ひ相促して益々力を斯業の改善に効し以て旅客の利便を増し併せて營業の繁榮に資すると共に進んで邦家の隆盛に貢献せらるゝあらんことを一言希望を陳へ以て祝辭と爲す

佐上京都市知事祝辭

本日全國旅館聯合會第七回大會を開催せらるゝに當り各地當業者各位と親しく相見ゆるの機會を得たるは予の欣快とする所なり

惟ふに輓近交通機關の發達に伴ひ内外旅客の來往日を追ふて益々繁く旅館の利用せらるゝこと亦昔日の比に非ず從て旅客の慰安と便宜とを計るべき當業者各位の使命も愈々其の重要な程度を加へつゝあり然るに旅館業の施設經營に付ては各位の努力により漸次向上を見つゝありと雖も之を他の一般交通機關の急激なる發達に比すれば未だ進歩の跡概ね遅々たる感あるは洵に遺憾とする所なり殊に最近外客誘致の方策に關し熱心調査考究せられつゝあるに鑑み斯業の現状に満足する能はざるは敢て多言を要せざるなり

此の秋に當り山紫水明を誇る觀光都市たる我が京都の地に於て本大會を開催せられ時世の進運に伴ふ旅館業の改善振興に關し慎重協議を遂げ本大會をして充分なる効果を擧げしめ以て斯業の向上發展を圖り社會公衆の福利増進に寄與せられむことを式に臨み一言を敘して祝辭とす

土岐京都市長祝辭

全國旅館組合聯合大會が本市に於て開催せられ全國各地より遠近を問はず關係各位が多數御來臨下され、非常の盛況

を呈しました本會場に於きまして、一言祝辭を述べた機會を得ました事は、私の最も欣快とする所であります

凡そ旅館業の發達は國民生活の實際に伴ふものでありまして、我國に於きましては往昔交通未だ開けず文化亦進まざりし時代に在りましては、宿舎は衣食の供給を伴はず、旅客自ら必要なる調度を整へ、不便極りなき旅を致したのであります、徳川時代に至りまして旅館の設備漸く進み、明治大正の御代を経るに及んで益々發達して遂に現在の如き完備せる状態を示すに到つたのであります

惟ふに旅館業の將來は今後交通の發達産業の興隆に伴ひ或は文化の進展生活の向上に従つて、愈々多端に倍々重要な業務となるべきは何人も疑を容れざるところであります

殊に近時觀光施設の必要力説せられ各地競ふて是が宣傳に充實に日も惟れ足らざる時に當つては旅館は實にその遊覽地を代表すべき接客機關でありまして、本業の經營如何は直ちに遊覽地の死命を制すべき重大なる性質を有して居るのであります、今や旅行趣味の普及と交通の發達による人事往來の繁劇とは、年と共に多きを加へ、遂に人を驅つて旅を家となすの風さへも生ずるに至つて居るのであります

この匆忙煩多の現代人にとつては、心地よき旅館こそ洵に第二の家庭ともいふべきであります

斯業が代表せらるゝ御列席の各位が夙に此の時代の動きに着目せられ、早くも全國同業者の團結を圖り、時々大會を開いて各種の研究討議を盡され、施設經營三段の進歩を期せられつゝあるは、時局に處する意義深き會同でありまして、衷心本大會の成功を祈つて止まないところであります、希くは將來各位が本會の決議を重んじ研究を應用せられて、大會出席の實際的効果の發揚に努められ、その職とするところに向ひ愈々努力勉勵せられんことを切望する次第であります

茲に本會の盛況を祝し將來の發展を祈つて祝辭といたします

青木ジャパン・ツーリスト・ビューロー會長祝辭

我が旅館は今日數萬を算し交通上重要な使命を果しつゝあるも今後の改良と進歩例へば外客來遊の現況に顧みて適

切なる施設を必要とする等即ち時代に順應して行ふべきもの尙甚だ多し全國の當事者諸君夙に茲に見る所あり全國旅館組合聯合大會を催し以て斯業に對する周到なる研究を重ね進歩改善の道を講ずること既に七回に及べるは斯業の爲め誠に慶賀に堪へざるなり

冀くは今後一層協力一致本會の基礎を鞏固ならしむると共に斯業の爲盡瘁せられ以て本會の益々隆盛ならむことを一言以て祝辭とす

大澤京都市工會議所會頭祝辭

本日を以て全國旅館組合聯合會第七回大會を開催せらるゝに方り、一言祝意を表するの機を得ましたことは、洵に光榮とし欣快とするところであります。

惟ふに、社會の進歩に伴ひ國民の生活様式並に趣味嗜好が急激に推移するので、旅館も亦これに歩調を共にし、構造にもサービスにも絶えず改善講究を要するのであります。由來我が國は風光明媚であり、史蹟溫泉等、到る處に多く内外人の旅行者は交通機關の發達と共に年々増加し、今や世界の大部分も外客誘致に依り國際的親善を増すと同時に、産業の發達を促進せんとするの傾向となり、我が國に於ても曩に國際觀光局の設置を見た次第で、地理的關係に依つて特に國際的となつて居る地方は、一層之が對策の急を痛感するのであります。冀くは、此の此聯合大會開催を機とし、協同一致共通の利害を講究し、小異に拘らず大同に就き慎重審議、正鵠なる方針を確立し、同業者の歸嚮を慰らしめず、以て内外旅客に對し斯業改善の實を擧げ、國運の隆昌に寄與せられんことを至囑する次第であります。

天矢京都市觀光課長祝辭

この度、本市に此大會を御開催になりました、不肖ながら皆様にも最も關係深き觀光の事務を執らして戴いて居ります私と致しまして、一言御祝辭を申し上げますと存じます。

夫々既にお述べになりましたのでありますから、重複致しますことは申上げませぬが、今日の總會は丁度帝國の國策としまして、外人を誘致すると云ふ仕事の始りました、即ち國際觀光局が出来ました折柄でありますので、只今迄の

總會よりは一層意義深く御感じになるであらう、又私共も左様に考へて居る次第であります。

亞米利加邊りの事情を伺つて居りますが、或は歐羅巴に参ります客の數、其の使はれる旅費、是等を考へますと總て國際觀光局の活動に依りまして、我國にも非常な外客が入込んで來るゝだらうと存じますので、將來の我國の旅館は餘程只今より、設備なり待遇なり、凡ゆる點に於きまして一新紀元を劃すべき時期であらうと存じられます、故に今日よりは是が順應上の對策をお練りになつてゐらつしやることゝ存じますが、能く政府の御趣旨の在る所を御考察になりまして、夫々時代の要求に伴ふ御設備なり或はサービスなりをお考へ下さることが最も必要でないかと存じます國際觀光局の御仕事は漸次發達して参りますれば、そこに國民同志の國際親善が非常に進められますことは勿論、又國際貸借の決済に於きまして、非常に經濟的に有利な事を招來することは明らかであります、斯う云ふやうな國策には國民全體が目覺めて、共鳴し順應して参らなければなりません、取分け最も第一線に立たれるのは旅館業者でありますから、此點も最早や時代の要求として、舊態をお逐ひになるばかりでなく、今日より十分なる御研鑽を積みになるやうに願ひたいと存じて居る次第であります。無論是等は此大會に於きまして御研究になることゝ存じ上げますが、洵に意義ある御會合と存じ上げまして衷心より御祝詞申上げる次第であります。

申上げるまでもなく、外國に参ります船の中で、是は旅行した人から伺つたのであります、諸國の人が乗合せますと、僅か一人二人各國の人が乗つて居ります、其乗船した人の品性なり、品位なりに依つて直ちに、そこに國と國との分野が現はれるといふやうなことを能く聞いて居るのであります、旅館等に於きましては、例へば内地の人の同志の往來をするに付て考へましても、其土地々々に入りまして、先づ旅館に於て味はひます氣分が、直ちに其土地の評判の善惡に關係すると云ふやうな事例は澤山あるやうに考へて居ります、隨て、其地方々々を繁榮せしめると云ふやうな上に於きましても、矢張り旅館業者が其の第一線に居らるゝ立場から、餘程能く懇切丁寧に御取扱ひになることが其土地を繁榮せしめる所以であると考へられます、是等は勿論釋迦にお説法をするやうで、甚だ恐入りますが、是非漸次改善の緒にお進みになるやうに希望して止まない次第であります。

べきものにあらずとして、明治四十五年現在尙ほ盛んに活動しつゝある所のジャパン・ツーリスト・ビュローと云ふものが新設されたのであります。此ジャパン・ツーリスト・ビュローと云ふのは日本を外國に紹介しやう、又向ふから見えた所のお客様を取持つ、と云ふ所から生れたのであります。其後歴代内閣に於きまして、或は貴族院に、或は衆議院に色々な此外客誘致を目的とする申請、請願、若くは建議が屢々提出され可決されたのであります。併しながら遂に其機を得ずして今年迄立至つたのであります。

諸外國の外客誘致成績 所が遙かに遠く歐洲諸國を一瞥致しますれば、歐洲諸國は戦後——戦後と申しますのは彼の歐洲大戰であります——あの歐洲大戰に依りまして幾百萬の人命を擲ち、幾百億の財貨を消費せしめた悲惨な戦争であります。この爲めに何れの國も疲弊したのであります。此疲弊し盡した國力を恢復するには何う云ふ事をするべきであるかと云ふ事を、各國共に朝野擧つて盛んに研究されたものであります。所が其結果として國々に色々な事業が計畫されましたが、齊しく何れの國も考へられたのは外客を誘致すると云ふことであつたのであります。現在世界第一の觀光國と云はれて居るのは佛蘭西であります。佛蘭西では年々來遊者の數は約二百萬人を持つて居るのであります。此二百萬人が費して居る金高と云ふものは八億圓に達して居るのであります。第二の觀光國と申しますか、遊覽國と申しますか、それは伊太利であります。伊太利は矢張り觀光事業が極めて盛んであります。昨年邊りで九十幾萬人の外客が來遊して居ります。之に依て國內に落ちる金は約三億圓であります。第三の觀光國と申すのはスイスであります。世界の公園と稱せられるスイスであります。此國に來遊する客は可なり多いが、是は國が小さいから比較的落ちる金は少いのであります。それにしても約二億圓前後の金であります。嘗ては總て保守的にやつて居つた英吉利ですら約三十萬圓を投じて觀光事業を援助することをやつて居ります。斯かる歐洲各國の實情を考へますならば、單に今迄在り來りのジャパン・ツーリスト・ビュローなるものを以て満足し得ず、茲に大いに決意して國際觀光局と云ふものを設け、我が國を海外に宣傳し、外客を誘致して接待する設備をしやうとしたのであります。

新設觀光局事業としての宣傳

それでは私の即ち國際觀光局は如何なる事業をなさんとするものであるかと云ふ事を簡單に申上げて見たいと思ひますが、第一には我が日本を色々な方面から海外に宣傳したいと云ふのであります。日本の國民の綺麗な所も海外に宣傳することが必要でありませうし、又世界の公園と云はれて居るスイスに比して劣らぬとも云ふべき我が風光明媚を諸外國に宣傳すると云ふことは必要であらうと考へます。其宣傳方法は私の所では色々考へて居りますが或は活動寫眞にし、或は印刷物に致し、或はポスター、或は各國に於ける展覽會に出品すると云ふやうなことを色々企劃致して居りますが、現在の所、漸く本年に到りまして國際觀光局は出來たばかりで十分な豫算も取り得なかつたのであります。來年は凡そ百萬圓近い宣傳費を得られること、考へますので、大々的に日本を海外に宣傳したいと考へて居ります。

外人は日本旅館宿泊を希望する。それから此宣傳の仕事を始めると同時に、海内即ち日本國內に於ては如何なる準備をするのであるか、それは宿泊の設備の完備であります。即ち皆さんが最も密接の關係に居られる所の問題であります。現在我が國に來遊する客は、昨年の數を申上げますれば三萬四千人、佛蘭西の二百萬人に比して非常に僅かな數であります。此三萬四千人を先づ一年に付て、一割五分の増加と見て行きますと五年後には丁度七萬近く今の倍に達するのであります。そうすると宿屋の設備といふことは當然不足を生じて來るのであります。そこで五年先のことを考へましても現在の宿屋或はホテルのみを以てして當然事足らず、茲にホテルの新設といふ問題が起り、又日本旅館の改造といふことが起つて來るのであります。吾々が諸外國を廻ります場合でも、ロンドン、ベルリン、パリ、ニューヨーク、到る處必ず日本旅館の何軒かを見出すのであります。其時に我々は外國に於ける日本旅館に於て最も心易さを感じるのは其言葉であります。此日本旅館では佛蘭西語を使ふ必要もなく、英語を使ふ必要もなく、獨逸語を使ふ必要もない、日本語で充分である。此言葉の點に於ては極めて吾々は樂に考へますが、併しながら何と申しましても遠い外國に日本式に建つたものでない模様替へしたものである、そう云ふ所の宿屋と日本内地の旅館と較べれば到底問題にならない、そうすると言葉の自由さは持つが、餘り日本旅館ばかりに泊りたく

ない、又それと一方には折角諸外國を廻るのだ、何も日本旅館ばかりに泊る必要もなからう、日本旅館ならば日本旅館として、より良きものは日本に歸れば澤山あるといふ考へが吾々の頭を支配するが爲めに、佛蘭西のパリに行きましても、パリのホテルは何う云ふ模様であるか、お客さんの取扱ひはどう云ふ風にやつて居るか、或は英吉利はどうであるか、米國はどう云ふ風であるかと云ふやうに色々其國々のホテルの模様なりサービスを見て歩きたいのであります、吾々が外國に行つても其國々のホテル旅館に接したいと云ふことは恐らく日本に來遊する外國人に於ても差があらう筈がない、又色々雑誌に依つて見ても、外國人が日本に來遊した場合に、何も米國式のホテルに泊りたくない、日本固有の氣分に接したいと云ふことは誰しも同じであります、所が外國人が日本に來て日本旅館を希望する、或は日本の色々物の物に接したいと云ふことは、吾々が英吉利に渡つた時に向ふの旅館に泊りたいと考へるよりもより一層甚だしいと思ひます。外國は英吉利でも、佛蘭西でも、米國でも大體ホテルは模様と同じである、所が日本に於ては色々變つた趣味もある、そこで日本の旅館に泊つて見たいと云ふ考へを起すのは當然だと思ひます。

外人宿泊と日本旅館の改善

愈々日本のホテルに外國人が泊るとなりましたならば、馴れない外國人に取りますには襖一重と云ふことも是は確に苦痛でありませう、何時何人が侵入するかも知れないと云ふ状態にある事が、彼等に取つては何心なく不安でありませう、其次には風呂場の設備と云ふことに付きましても、外國人は色々な希望を持つのも當然だらうと思ひます、第三の問題は尾籠な話でありますが便所の問題であります、是は單に外國人ばかりでなく日本人でも常にそう考へて居る者が可なり多いだらうと思ひます、又此席にお集りの方々の御經營になつて居る日本旅館は、必ずしも則は汚いと云ふ譯でありませぬが、茲に私が一つお話申上げたいのは、私はウイーンに長く居りました時に、醫學博士連中が大分其の土地に居りましたが、二三人同時に歸ると云ふので、私の住居して居りました下宿屋に一度其歸られる所の二三人をお呼びして色々話をしたことがあります、其時に三人集つていざ日本に歸るんだ嬉しいが併し一番先に氣になるのは日本の便所だと云ふことが話題になりました、それから詰ら

ぬことでありましたが、夜の二時頃まで最も機敏に日本便所の汚臭を避けるにはどうしたら宜いかと云ふので、徳川時代からの古い話から便所の話をしてお別れた次第であります、あちらの生活に馴れたら一番氣になるのは日本便所であると思ひます、此日本便所の改造と云ふことは外國人を相手にする以上は是非考へて頂かなければならぬことと思ふのであります。

それから尙ほ私の方の仕事を申上げますならば、ホテル若くは日本旅館の改造と云ふ問題が重荷として残つて居る其次は觀光地の開發、或は觀光地連絡と云ふやうな問題を今後考へやうと思つて居るのであります、其次に温泉がある、温泉があつても設備が充分でない爲めに外國人に知られないと云ふ憾みがあるが、之を如何にするか、或は甲と乙の地は非常に良い景色を持つて居りながら何うも其間の連絡が悪い、良い道がない、之を如何に解決するかと云ふ問題を含んであります。

旅館業者の外人待遇心得

其次に第四番目の問題であります、今迄私の申上げた事は外客を迎へる物的設備であります、第四は人的設備であります、それは日本國民全體の方々が外國人を迎へると云ふ氣分になつて頂くと云ふ問題であります、若し金さへあれば觀光道路の建設もホテルの設備も日本旅館の改造も左迄困難な問題でないと思ひます。併し日本國民が一般に外客を迎へる氣分になると云ふことは、金を以て如何とすべからざる重大な問題と考へるのであります、今外客を幾千人何時でも引受けられる設備が出来たとしても、外客が來て日本人の態度或は扱ひ方に依つて不愉快を感じましたなら、折角の大なる設備も何等の意味をなさず却て逆宣傳をされると思ひます、斯う云ふ意味に於きましてより困難なるは日本國民が外客を迎へる氣分になつて頂くと云ふことと云ふことと云ふこと、斯う云ふ氣分になると申しますればどう云ふ事であるかと云へば、心から外客を迎へてやると云ふことと思ひます、うつかりして居ると六つか七つの子供が英語を話すと云ふことを感心する者がある、是は外國人がそれは偉いと考へて居るからであります、外國に生れた子供が六つか七つになつて其の國の言葉を話すのは何の不思議もないのであります、外國人と云ふと感心し易いのであります。

それと反對に又日本には尊王攘夷と云ふ言葉が昔からあります、此尊王、君に忠義を盡すと云ふ氣分は極めて結構であります、國際的である今日此攘夷と云ふ考へは是非除かなければならぬと思ひます、毛唐共を追拂ふと云ふことを頭の何れの部分にも持つて貰つては觀光施設も何等の効果がなく、思ひます、今日ではそう云ふこともないかも知れませぬが、日本と支那は、今中華民國人と申しますが、日支親善すべしと云ふことは可なり朝野の名士に依つて叫ばれて居りますが、併しながら日本國民の頭の何れの部分にか、若し卑しむと云ふことがあつたならば、親善と云ふことは百年河清を待つ如く到底望むことを得ないのであります、親善しやうと云ふことはお互に對等の立場で、對等の氣分で接するのでなければ望み得ないこと、思ひます、若し此外客を誘致すると云ふ氣分を一般國民が持つに非ずんば、幾らホテルの設備が良くならうと日本旅館が改造されやうと、何等意味を爲さない、そこで皆さんに特に申上げて置きたいのは山海の珍珠を並べる御馳走よりも、心を籠めての一碗の麥飯がより價値のある場合が多いと云ふことを皆さんに申上げたいのであります。色々まだ小さく申上げますれば細々した事がありますが、私は現在國際觀光局が如何なる仕事を爲さんとしつゝあるかと云ふ大要を申述べて皆さんの御理解を願ふと同時に今後は非研究しなければならぬ問題であります、此問題に付きましたも當事者であらせられる皆様は十分の御研究あること、思ひます、機會ある毎に私は若し皆さんの御智慧を拜借することが出来れば何よりの仕合せと考へて居るのであります、下らぬことを細々しく長くなりましたが此折角の機會を利用致しまして一言觀光局の新設及事業と云ふことに付きました申述べた次第であります。

(四) 議 事

午後一時再開橋本理事議長席に着き、最初に近藤聯合會長より會務、會計並に事業報告あり、次で議事に入り吉川聯合會副會長議事進行係となり、各地組合並に個人よりの提出に係る議案審議の経過左の如し

議案第一 旅館法案 (東京旅館組合提出)

調査委員會設置附託、委員人數指定議長一任に決す

- 議案第二 鐵道局各營業所が將來引續き巡覽團體の主催又は後援せらるゝ場合其宿舍は其地の旅館組合へ選擇方委託を大會決議を以て關係方面へ陳情するの可否 (奈良市組合代表松矢利助氏提出)
- 可 決 聯合會本部の名を以て各地に陳情の事に決す
- 議案第三 低利資金に依るホテル及び特殊建物に於て旅館類似の業を營む者に對し業者に及ぼす影響 (名古屋驛前旅館組合提出)
- 撤回 既に聯合會本部に於て其筋へ交渉中につき
- 議案第四 家屋稅輕減に關する件 (岐阜、都城、豊橋、水戸、帶廣、伊香保、京都各組合提出)
- 可 決 聯合會本部の名を以て各府縣又は市當局に陳情の事に決す
- 議案第五 旅館業者に對する火災保險料率營業割増撤廢期成運動徹底の件 (京城、京都兩組合提出)
- 可 決 聯合會本部より陳情に決す
- 議案第六 不良新聞記者の取締を一層嚴密ならしむることを其筋に請願するの件
- 可 決 提案者缺席せるも聯合會本部にて適宜善處する事に決す
- 議案第七 營業收益稅(個人)稅率低下の件 (伊香保、朝鮮各組合提出)
- 可 決 個人とあるを除いて請願のことに決す
- 議案第八 旅館案内の一方策として所在地驛構内に旅館案内所若くは旅館案内係を設置することを鐵道省へ許可方請願の件 (鹿児島縣川内町高瀬屋旅館提出)
- 可 決 聯合會本部との連署にて各要請地に請願の事に決す
- 議案第九 類似下宿業者撤廢の件 (京都川端組合提出)
- 可 決 其筋へ建議の事に決定
- 緊急動議 業者にして鐵道省各種私設遊覽團體收容に對し不良の行爲を認むる時は直ちに摘發すること (京都佐々木

吉運氏提出)

- 可決 議案第十 女學校教科書訂正要望の件 (和歌山旅館組合提出)
- 可決 文部省へ記事削除方請願に決す
- 議案第十一 滿鮮發展の爲め滿洲旅行に對しては汽車及汽船賃を輕減方請願の件 (滿洲旅館協會提出)
- 可決 滿洲とあるを滿鮮と訂正請願に決す
- 追加單行案 滿洲鐵道關係外旅館救済に關する件 (滿洲旅館協會提出)
- 可決 關係各方面へ運動に決定
- 議案第十二 旅館類似行爲の取締法規定要望に關する件 (廣島東西旅館組合提出)
- 可決 本部に於て内容取捨選擇の上請願に決す
- 緊急動議 旅館業既得權擁護侵害排除の件 (廣島市古川水豊氏提出)
- 可決 保留説出でたるも多數決にて請願に決す
- 議案第十三 全國旅館組合聯合會を改組して旅館協會とするの件 (東京旅館組合提出)
- 緊急動議 調査委員會設置附託、委員十名指名議長一任 (東京旅館組合提出)
- 緊急動議 旅館協會調査委員會に併託
- 緊急提案 隣接地電話料撤廢の件 (名古屋組合提出)
- 可決 請願に決す
- 緊急提案 滿洲に於て兵舎に學生團體の宿泊することを制限するの件 (大連旅館協會提出)
- 可決 請願に決す

以上にて議事終了、午後六時より普通會員を除く一同は都ホテルの懇親會へ臨み晚餐の宴あり、橋本理事一場の挨拶を述べ、これに對し來賓代表として福田京都府内務部長の謝辭あり、歡を盡して午後十時散會せり

リ、大會第二日並第三日

引續き翌十月二十一日午前八時三十分京都御所清所御門に會員一同參集御所を拜觀し、次で二條離宮を拜觀、正午より平安神宮神苑内の園遊會に臨む、模擬店數ヶ所、京都市内七遊廓藝妓交替出演の餘興數番ありて、夕頃散會。第三日は午後二時平安神宮前に設けられたる樓敷に於て折柄當日執行の平安神宮時代祭行列を參觀し、これを以て京都組合聯合會主催に係る第七回全國旅館組合聯合大會は大盛況裡に終了せり。

又、大會出席會員氏名 (普通會員省略)

旭館	近藤末一	終家支店	田中吉藏
中央ホテル	小玉藤吉	日出館	矢田藤孝
日出館	江口彦十郎	龍名館本店	濱田昌彦
龍名館分店	濱田氏朗	日昇館	日下部志勇
昌平館	日下部儀作	今城館本店	今城禎太郎
今城館本店	今城英一	東岳館	高橋倉二郎
錦館	鈴木木潔	一橋館	三島福太郎
五十嵐旅館	五十嵐喜三郎	つたや	星川源助
清光館	大島惣兵衛	初谷支店	初谷藤兵衛
喜久家館	菊地周次	佐々木旅館	佐々木利助
青山館	井上清	金晴館	佐藤キヨ

改明館	三田ホテル	神奈川縣	高崎市	宇都宮市	足利市	栃木縣	水戸市	福島縣	福島市	郡山市
都賀家旅館	廣島屋	日芳館	萬代家	有明館	せき旅	信濃屋	大津旅	花水館支店	群玉舍上野館	宇仁館支店
松葉館	甲陽館	大泉館	新宿ホテル	錦泉館	名古屋本店	千代田屋	松島屋	宇仁館支店	群玉舍上野館	花水館支店
稻田龍之助	井澤吉之助	日下部胤人	古田榮作	大野甚松	關野勝泰	小池憲	大津一	石堂幹子	木村彦三	杉原與之助
穴澤忠善	田中正之助	丸山貞幸	黒澤初之助	古川新太郎	根本仙助	清水廣道	赤間弘	杉原與之助	木村彦三	石堂幹子
梅村勝枝	田中かつ子	鶴見晃一	初谷多十郎	西山繁作	中村千代松	石堂惠之亮	杉山秀次	渡邊棄吉	太田屋本店	瀧田金之助
米山館	前田周治	鈴木七郎	梅屋	内堀かね	土方幸作	丸山夫	結城惣次郎	錦志館	甲陽館	幸樂館
大泉館	内堀かね	土方幸作	丸山夫	結城惣次郎	錦志館	甲陽館	幸樂館	大泉館	幸樂館	甲陽館
東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託

都賀家旅館	廣島屋	日芳館	萬代家	有明館	せき旅	信濃屋	大津旅	花水館支店	群玉舍上野館	宇仁館支店	松島屋	千代田屋	名古屋本店	錦泉館	東京府	新宿ホテル	大泉館	甲陽館	松葉館
稻田龍之助	井澤吉之助	日下部胤人	古田榮作	大野甚松	關野勝泰	小池憲	大津一	石堂幹子	木村彦三	杉原與之助	赤間弘	清水廣道	根本仙助	古川新太郎	穴澤忠善	田中正之助	丸山貞幸	黒澤初之助	
日木川館	柳川盛館	豐盛館	扶桑館	城東館	伊勢屋	追分館	蓋平別莊	群玉舍上野館	山下野館	名古屋支店	東山會囃託	吳服橋龍名館	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託	東山會囃託
岸野源六	外記今吉	加藤吉	高橋常太郎	佐藤啓治	富田岩吉	坂田民助	高木勝一	吉川克巳	小瀧甲尾	濱田善理	村上夕	桑田安次郎	小瀧清四郎	芹澤清四郎	内堀かね	土方幸作	丸山夫	結城惣次郎	

岐 ま つ や	豊 朝 つ 橋 市	大洲 ホテル	朝日 館	小松屋 本店	大野屋 名古屋支店	依 屋	松葉 屋	勢州 館	清駒 支店	シ ナ 忠	名古屋 市	池之 端	杉本 旅館	沼津 市	小松屋 本店
高橋 武之助	石井 長左衛門	加藤 庄六	鈴木 増造	新畑 庄次郎	大野 慶一郎	水谷 一哉	三輪 次郎	伊藤 清次郎	近藤 清次郎	白木 周次郎	土屋 儀作	杉山 和子	平野 儀平		
	吉野 屋	岡田 屋	吉原 屋	榮太 樓	米屋 館	松川 亭	扇屋 館	名古 屋	五支 店	シ ナ 忠	臨川 閣	桔梗 屋			
	横田 初次郎	岡田 吉三郎	吉田 勝道	河竹 榮太郎	伊藤 米太郎	青山 米太郎	土井 吉次郎	箕浦 次郎	吉村 恒三郎	加藤 五三郎	白木 忠夫	大橋 平治	岩崎 佐次平		

濱 松 市	大東 市	相模 市	古 屋	静岡 縣	山梨 縣	山形 縣	仙北 ホテル	竹内 旅館	秋田 縣	八戸 市	仙臺 市	會津 館
森 直太郎	平尾 久晴	野田 一枝	濱田 三郎	内田市 郎左衛門	池田 喜作	渡邊 登彌太	大津 ヨシ吉	竹内 佐吉	奥田 定七	大泉 梅次郎	伊藤 庄太郎	
安田 屋	中藤 屋	山藤 館	大東 屋	古 屋	精進 ホテル			金丸 旅館			栢 屋	
森 文平	若狭 又右衛門	山田 いく	稲葉 總次郎	内田 ひさ	星野 喜美子	齋藤 健次郎		金丸 政治			内海 榮次郎	

松	島	島	下	廣	岡	旭
景山旅館	日の野屋	高根砂	川卯旅館	岡崎旅館	岡村旅館	三松市屋
景山萬次郎	小川與四郎	池内熊藏	川崎大吉	岡崎熊次郎	岡村勝之進	近藤肇
臨水旅館	青木屋旅館	藤原館	金海旅館	仲谷見旅館	塩見見旅館	吉原屋
西尾隆二	三浦靜一	藤原虎次郎	小里キイ	仲谷富三	鹽見三吉	吉原信辰

岡山縣	兵庫縣	和泉	大日	虎本	日本	大和	岸澤屋本店	讚岐屋	前川旅館	浪花旅館	浪花旅館	大阪市	和歌山	和歌山	宇仁	小川
西村六左衛門	清水廣子	波多野榮次郎	西村武良太郎	根來常吉	岡本七惠庸	吉川彌吉	岸澤彌吉	松澤彌吉	前川源兵衛	北村甚藏	有本武	藤村ユキ	西田周吉	大野屋大阪支店	望海樓	井田一雄
佐々木孝太郎	村上タミ	石橋政次郎	稻田正一	向井正一	野崎要右衛門	中野平兵衛	武本友太郎	今井儀三郎	泉五樓	中平旅館	山形屋	富田屋	大和田屋	紫雲樓	東京館	村上タミ

香川縣

花びし

櫻井和
山城儀八郎

櫻井滿壽男

一一二

高松市

西山穰

福岡市

倉成久米吉

榮水野屋

水野秀雄

旅順館

小田久太郎
矢野善右衛門

門司市

古賀敬造

別府市

古賀敬造

宮崎市

倉持アバント旅館

倉持正七郎

大吉旅館

吉川シヨ

都城

丸一旅館

宮内傳次郎

北海

丸仙旅館

福永澤藏

札幌市

井森仙之助

丸幸旅館

松尾幸太郎

函館市

村上トク子

越前屋

下田長之助
鹿野篤壽
加藤久吉
高橋吟治
樋口豊太郎

福廣旅館
泉屋
山内温泉旅館

下田フミヨ
水上新吉
廣田豊太郎
庄司豊藏
山内傳作

朝鮮釜山
松井旅館

松井榮太郎

米屋旅館

稻田仲次

馬山府

關地長次郎

關地夫人

咸南咸興府

長谷川勝道

日本橋ホテル

桑島豊重

滿洲大連市

管村爲藏

東洋ホテル

篠田タマ

東郷旅館

中原和一郎

常盤旅館

相原一

鎮西旅館

相原楚一

常盤旅館

相原一

一一三

吉西八可玉北喜水大竹大松京
岡村重視川大樂青津可都
家家弘樓樓嘉亭樓家島樓吉ル

中前福駒堀塚濱伊吉竹塚松井今鈴霞小岩森遠
澤田田井内本崎達川島本谷上井木田島永彌藤
清ミメサトヒ三キフヤフ兵武ハト太ナマ衛新
二枝ノトミサ郎ヌサウジ衛夫ナク郎ツツ門平

伏富玉と安鶴水月川あ中
見の房も見明下村づ村
支店家樓淺家糸樓亭樓や家
店家樓淺家糸樓亭樓や家

佐今服高安吉松村河馬中本谷塚田前小入田綱
々庫部田見積尾井村場村多越本中田川江中島
木トフアタイフス縫みト康は喜筆ヤコキ次兵
サミササネトミエ子なヨ雄つ一吉ストタ郎衛

大丹喜中六八綿秋松藤俵近吉大小晴
千波樂の花尾田の岡文字原鴨
賀亭館家園宗善家家屋又家家館樓
三岩中 小宇青小南松木岡鶴中奥小城山
橋本尾島多木野本市賢村崎飼澤村政原山
千太次コ頑益二治次喜和又三郎郎
賀郎郎ウ藏三郎郎郎市助八郎郎松郎

大赤尾増祇岡八菱大檜加甲近伏終千
津總張乃中タ木屋垣茂賀見切
家樓屋井樓ミ近長店亭川屋太屋家家

布林澤井辻鳥八高大大奧竹奧吉佐西山
浦田上井井木岡野村內島川々村根
彌清九ス重タ近兵弘三辨三市吉三太
郎郎郎ガ彦ミ造衛治郎郎造郎郎郎
代チ

京都府 宇野初次郎 保田茂三郎 上田茂三郎 前田彦次郎 立田忠幸郎 高橋龜太郎 石田竹次郎 河田利喜造 京都市 (川端宿屋業組合員) 深見辰次郎 西村義直 堀場常次郎 振古孫六郎 塔本伊三郎 馬場彌惣平 東郷菊松 中島龜太郎 横田伊四郎 自由館 八景館 武藏家 若葉家 扇屋 白水園 名古屋館 名古屋館 自由館

春日屋 増井重吉 桑名屋 水谷源兵衛 北陸屋 木村猪之助 岩國屋 安本伊兵衛 あづまや 小谷キヌヲ 瀬川松藏

丸東洋花壇 飛田友次郎 池田屋 上田藤三郎 鶴田家 出崎鶴吉 但馬家 馬島幸之助 洛陽館 石黒延太郎 駒井才造 佐藤重次郎 丹後家 水本勝三

十一月四日午後一時より洛東永観堂に於て観楓を兼ね第七回全国旅館組合聯合大會に奔走したる京都旅館組合聯合會役員慰勞會

十一月四日午後一時より洛東永観堂に於て観楓を兼ね第七回全国旅館組合聯合大會に奔走したる京都旅館組合聯合會役員慰勞會

員の慰勞會ありたり。

一一二、部長議員補選 (昭和五年十一月)

昭和五年十一月部長並に議員補缺選舉の結果左記三氏當選せり。

- 第三部々長 田中筆吉
- 第十四部々長 岡本米藏
- 第十四部議員 井口賢一郎

一一三、規約改正 (昭和五年十一月)

昭和五年十一月二十七日定期議員會に於て、組合相談役を五名と限定し、相談役の選任は從來議員會に於て選舉せるを廢し組合長の推薦に依り役員會の同意を求むることとしこれに伴ふ規約の改正ありたり。

一一四、驛前觀光案内所開設 (昭和六年一月)

昭和六年一月京都市觀光課驛前案内所新築落成開設されたり。

一一五、大京都市成立 (昭和六年四月)

昭和六年四月一日京都市は隣接町村編入増區し大京都市成立せり。

一一六、京都旅館研究會成立 (昭和六年五月)

昭和六年五月二十日京都旅館研究會の發會式を擧げ同時に役員の選舉ありたり、同會規約並に役員氏名左の如し。

幹事長	奧島藤三郎	高岡長兵衛	城山友之助
幹事	金子竹次郎	西田奎三郎	田中龜次郎
會計	宇多禎藏		
顧問	山根宗一郎		
顧問	中澤清二		
顧問	城山滿次郎		
顧問	山根宗太郎		

京都旅館研究會規約

- 第一條 本會ハ京都旅館研究會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ京都市木屋町三條下ル京都宿屋業組合事務所内ニ置ク
- 第三條 本會ハ旅館業者ノ向上發展福利増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 前條ノ目的ヲ達成スル爲メ本會ハ左ノ事業ヲ執行スルモノトス
 - 一、隨時總會ヲ開キ研究事項ヲ討議シ又ハ講師ヲ招キ講演會ヲ開クコト
 - 二、必要ニ應ジテ見學團ヲ組織シ視察又ハ見學旅行ヲ爲スコト
 - 三、各營業者ノ必要ニ對シテ別ニ機關ヲ設ケテ研究ヲ爲シ購買ノ利便ヲ圖ルコト
 - 四、其他前條ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル一切ノコトヲ爲ス
- 第五條 本會ノ會員資格ハ京都宿屋業組合員並ニ其従業員タルコト
- 第六條 會員ノ入退會ハ幹事會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
- 第七條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、幹事長 一名

幹事 九名 内一名ヲ會計トス

- 第八條 本會ノ役員ハ會員ノ選舉ニ依ル
- 幹事長並ニ會計ハ幹事ノ互選トス
- 第九條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ再選シ得ルモノトス
- 第十條 役員ハ無報酬トス
- 第十一條 本會ハ京都宿屋業組合正副組合長ヲ顧問トス
- 顧問ハ幹事會へ出席スルモノトス
- 第十二條 幹事長ハ本會ノ一切ノ事務ヲ總理シ幹事會並ニ總會ヲ招集シ其議長トナル
- 第十三條 幹事ハ幹事長ヲ補佐シ幹事長事故アル時ハ幹事長ノ指名ヲ受ケタル幹事其職務ヲ代理ス
- 第十四條 會計ハ本會々計ノ一切ノ事務ヲ掌ルモノトス
- 第十五條 本會ニ於テ決議ヲ要スル場合ハ總テ多數決トス
- 第十六條 本會々員ハ毎月金五拾錢ノ會費ヲ負擔スルモノトス
- 第十七條 毎年五月卅一日ヲ以テ會計ヲ締切リ六月中ノ總會ニ其報告ヲナスモノトス

一一七、第八回全國組合聯合大會 (昭和六年十月)

昭和六年十月十日東京に於て開催の第八回全國旅館組合聯合大會へ本組合より城山、山根正副組合長、吉川會計出席セリ

一一八、木村相談役逝去 (昭和六年十月)

昭和六年十月十一日本組合相談役木村徳兵衛氏逝去されたり。

一一九、議員改選 (昭和六年十一月)

昭和六年十一月議員定期改選の結果左記諸氏當選せり。

議長 奥島藤三郎
副議長 岡崎和助

議員

岩鼻ノブ	澤田十九三郎	岩本仙太郎	林清五郎
水島梅吉	岡崎和助	三橋千賀	布浦彌三郎
奥島藤三郎	小野善二郎	北川久治郎	青木益三
森川彌右衛門	岡本榮太郎	宇多禎藏	辻重彦
菱田ウノ	入江キタ	中尾武次郎	

二〇〇、扇風機税反対陳情 (昭和六年十一月)

昭和六年十一月京都府に於て昭和七年度新財源動力税として扇風機に課税せんとするの意嚮あり、十二月の府會に上程されんとするに先立ち右反対運動として左記陳情書を黒崎府知事宛提出せり。

最近我國に於ては經濟的見地より觀光局を設置し外遊客の誘致に全力を擧げつゝある現狀に際し、我國隨一の觀光都市として又一面織物漆器陶器等の工藝品生産都市として、内外遊覽客並に商取引客の往來を生命とせる我京都市は、從來とても夏期高温に禍されつゝある折柄、扇風機に課税さるゝが如きことあるに於ては、其の使用は自から制限を受け、保險衛生上弊害を生じは勿論、延いては前記觀光誘致の目的に反するが如き結果となり、我等當市旅館業者として黙視するを得ず左に列記其の反對理由を明らかに致候

一、扇風機は贅澤物に非ず
夏期に於ける扇風機は冬期に於ける暖房装置と異ならず、人體々温の調節上必要なるものにして、未だ冬期火鉢は勿

論、スチーム、ヒーター等如何なる暖房設備に對しても、課税されたるが如き例を聞かず、是を以ても本税が不當財源源たること明白と存候

一、京都市旅館業者の特質

京都市が觀光都市として最も生命とする處は、その山姿水容の優れたると、これに伴ふ千古の文化を誇る市街の古雅なる情趣にして、當市旅館業者も亦その古き日本の姿を保持するの意志を自ら體して、その家屋構造も四五の例を除けば、いづれも所謂京式の棟低く、奥深き様式にして採光通風の點より見れば遺憾多く、その上土地自身盆地としての性質上、夏期は殊に暑氣に惱まざるゝ狀態にあり、爲めに當市高温の評は全國的に遍く、往來客夏期は特に乏しき有様なれば、是が誘致策に就ては市當局は勿論、市民一般昨年夏當市測候所の温度發表にさへ論議を生じたる程なれば旅客待遇策の筆頭に扇風機を必要とするの事情切なるもの有之、是に課税云々に至りては意外も甚だしき事と存候

一、旅客減少と當業者の苦衷
財界の一般的不況は亦當市旅館業に尠なからざる打撃を與へ、近來入洛客の減少は毎月發表さるゝ新聞紙の統計に依つてもその一端を知らるゝ如く、當業者一同苦況に喘ぎつゝあるに、一方更に近來交通機關の發達と、各地に於ける新名勝の宣傳とは當市の觀光客を減少せしむる徴候顯著にして、例へば從來二三泊の旅客も一泊と云ふが如き、所謂客足早き傾向を生じて減収に脅かさるゝも、當市としては新名勝の選定など不可能なる以上、是が對策としてはせめて居心地よき設備を以て待遇上萬全を期するの外なく、然るに事情は前記の如く収入は減少し、支出は累加するの難況に際し、夏期屋内唯一の納涼設備たる扇風機に課税さるゝが如きは到底負擔に堪へざる處にて、自然その使用を阻止制限され歸する處は旅客に不便を與へ、隨つて客足愈よ遠く、旅館の苦痛は勿論當市繁榮策に悖ることと相成るべきは必定と存候

上記の如く吾々京都市旅館業者の如き特殊事情に促されて、不況に苦しみつゝも相當の經費を犠牲として、扇風機を使用しつゝあるものに取つて、此の上これに課税さるゝに至らんか、全く二重三重の負擔にて實際忍び難き所なるのみな

らず、一般的に見ても単に扇風機を贅澤物視して課税するが如きは、その適正を失すること甚たしきものと存候、現に東京大阪兩市の如き、先年當局に於て同じく課税の計畫有之候も結局時代錯誤の不良税源たるの故を以て遂に實現を見ず、幾多の論難ある折柄、何卒以上御賢察本府に於ても本税御取止め相成様御詮議に預り度、右事情を具して及陳情候他

一一二、物故役員追悼法要 (昭和六年十二月)

昭和六年十二月二十五日物故役員追悼法要を瑞泉寺に於て營む、その氏名左の如し。
岡崎 和助 西村 庄五郎 松谷 吉兵衛 木村 徳兵衛
松本 清次郎 稻垣 丑藏 村田 才藏

一一三、第九回全國組合聯合大會 (昭和七年十月)

昭和七年十月六日名古屋市内に開催の第九回全國旅館組合聯合大會へ本組合より左記諸氏出席せり。
組合長 城山 滿次郎 副組合長 山根 宗太郎
幹事 奥村 政次郎 會計 中澤 國三郎
會計 吉川 太市郎 議長 奥島 藤三郎

一一三、議員補選 (昭和七年九月—十一月)

昭和七年九月二十一日第二部議員澤田十九三郎氏逝去に依る補缺選挙の結果左の通り決定せり。
第二部議員 澤田 徳二

昭和七年十一月九日第一部議員岩鼻ノブ氏廢業、第十三部議員森川彌右衛門氏逝去に依る議員補缺選挙の結果左記兩氏當選せり。

第一部議員 竹内 辨造
第十三部議員 森川 秀

一一四、部長改選 (昭和七年十一月)

昭和七年十一月九日部長定期改選を行ひ左記諸氏當選せり。

竹内 辨造 木村 喜市 田中 筆吉 奥村 喜三郎
水島 梅吉 松本 賢次郎 大野 弘治 南 市治郎
高岡 長兵衛 小野 善二郎 八木 始次郎 青木 益三
鳥井 タミ 岡本 榮太郎 宇多 禎藏 田中 龜次郎
小島 コウ 林 テル 中尾 武次郎

一一五、役員改選 (昭和七年十一月)

昭和七年十一月十八日役員満期改選の結果全部重任に決す。

一一六、補遺 (部長並議員補選—昭和八年一月)

昭和七年十二月第十二部々長兼議員青木益三氏廢業辭任に就き昭和八年一月補缺選挙を行ひ左記二氏當選せり。
第十二部々長 石原 テル
第十二部議員 綱島 勘兵衛

一一七、歴代組合長氏名

明治二十六年組合創立以來昭和七年末迄に至る歴代組合長氏名左の如し。

西村 庄五郎氏	明治二十六年十月就任同二十八年十月任期満了
岡崎 和助氏	明治二十八年十月就任同三十五年十月任期満了
田伏六右衛門氏	明治三十五年十月就任同三十七年十月任期満了
澤田 文二氏	明治三十七年十月就任同四十二年十月任期満了
西村 庄五郎氏	明治四十一年十月再選大正五年十一月任期満了
岡崎 和助氏	大正五年十一月再選されたるも辭退
青木 宗五郎氏	大正五年十二月就任同十四年十一月辭任
城山 滿次郎氏	大正十四年十一月就任引續き昭和七年末現任

一二八、現行京都府宿屋營業取締規則

京都府令現行宿屋營業取締規則左の如し。

第一條 本則ニ於テ宿屋業トハ左ノ三種ノ營業ヲ謂フ

一、旅人宿 一泊ノ宿泊料ヲ契約シ人ヲ宿泊セシムルモノ

二、下宿屋 一ヶ月ノ賄料、座敷料等ヲ契約シ人ヲ寄寓セシムルモノ

三、木賃宿 泊料、飲食物ノ世話料、夜具ノ損料等ヲ契約シ人ヲ宿泊セシムルモノ

第二條 宿屋營業（以下單ニ營業ト稱ス）ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第二號第三號第五號ノ事項ヲ變更シ又ハ營業用家屋ヲ改築變更若クハ修繕セントスルトキ亦同シ

一、住所氏名年齢商號アルモノハ共商號、法人ナルトキハ其名稱及定款

二、營業ノ種類

三、營業ノ場所

四、營業用家屋ノ平面圖

五、營業ノ開始期日

前項ノ外必要ト認ムルトキハ圖面又ハ工事仕様書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第三條 左記各號ノ一ニ該當スル者ニハ營業ヲ許可セス

一、強窃盜詐欺ノ罪、贓物ニ關スル罪、猥褻姦淫罪、幼者ヲ略取誘拐スル罪、密賣淫又ハ其媒合容止ヲ爲シタル科ニ依テ刑ニ處セラレ改悛ノ情ナキ者

二、雇人口入營業、貸座敷、席貸、待合茶屋營業ト同一場所ニ於テ營業ヲナス者

三、他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認ムル者

四、性行不良ト認ムル者

第四條 未成年者、心神喪失者、心神耗弱者、聾者、啞者、盲者ニシテ營業ヲ爲サントスルトキハ營業代理人ヲ定ムヘシ

營業代理人ヲ定メタル者ノ營業上ニ關スル願届ハ營業代理人ト連署スヘシ

但營業者カ十四歳未滿ノ未成年者、心神喪失者ナルトキハ其連署ヲ要セス

第五條 營業者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一、第三條各號ニ該當スル事實ノ生シタルトキ

二、本則ニ違背シ又ハ宿泊人ニ對シ不正ノ行爲アリト認ムルトキ

三、秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ行爲アリト認ムルトキ

四、營業ノ開始期日ヲ過キテ開業セサルトキ

五、休業六ヶ月以上ニ涉ルトキ

第六條 營業者營業ヲ管理セサルトキハ管理人ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ
第七條 左ノ事項ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ 但營業者ノ死亡届ハ戶籍法第二百二十六條ノ届出義務者ヨリ爲スヘキモノトス

- 一、營業者ノ住所氏名又ハ商號ノ變更
- 二、法人ノ代表者(業務擔當ノ責アル代表者以下單ニ代表者ト稱ス)ノ選任又ハ其變更
- 三、法人ノ名稱、定款又ハ其代表者ノ氏名ノ變更
- 四、營業代理人又ハ其氏名ノ變更
- 五、休業又ハ廢業
- 六、營業者ノ死亡

第八條 營業者ノ相續人營業ヲ繼續セントスルトキハ相續確定ノ日ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ
第九條 本則第三條第一號第四號第五號第二號第三號ノ規定ハ營業代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス
第十條 營業用家屋ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一、客室ハ充分ノ光線ヲ採リ空氣ノ流通ヲ適當ニスルコト
- 二、二階以上ノ客室十五坪以上アルトキハ各階ニ二個以上ノ階段ヲ設ケ且其位置ヲ異ナラシムルコト
- 三、階段ハ幅三尺以上、傾斜四十五度以下、蹴上七寸、以下踏面七寸以上トシ兩側ニ堅牢ナル手摺ヲ設クルコト
- 四、客室ノ境界ハ壁若クハ襖板戸ヲ用フルコト
- 五、客室ニハ錠前付ノ押入又ハ戸棚類ヲ設ケ且錠前ハ各構造ヲ異ニスルコト
- 六、客室十二室以上アルトキハ客ノ共用應接室ヲ設クルコト
- 七、便所ハ飲料井戸ヲ距ル二間以上トシ且臭氣ノ客室ニ達セサル様設備スルコト
- 八、尿尿溜ノ周圍ノ縁石(石、煉瓦、漆喰)ハ地盤ヨリ高サ三寸以上トスルコト
- 九、尿尿溜ハ各別ニ設ケ且ツ内外ニ釉藥ノ施シタル甕其他不滲透質ノ材料ヲ用フルコト

十、尿尿溜ノ周邊ハ漏斗狀ニシテ厚サ三寸以上ノ「コンクリート」又ハ漆喰叩キトナシ「セメント」ニテ上塗ヲ爲スコト

前項第四號第五號第六號ノ規定ハ木貨宿ニ適用セス

第十一條 營業用家屋ヲ新築、改築、變更、修繕シタルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ得ルニアラサレハ使用スヘカラス

第十二條 營業用家屋ニシテ危險又ハ衛生上害アリト認ムル時ハ其使用ヲ停止シ又ハ改築、修繕ヲ命スル事アルヘシ
第十三條 所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ營業者ニ防火及人命救助ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 營業者ハ第一號様式ノ宿泊人名簿ヲ備ヘ宿泊人ノ發着毎ニ餘白ナク記入シ若シ誤記アルモ其紙葉除却スヘカラス 但邦語ニ通セサル外國人ニ對シテハ第二號様式ノ名簿ヲ示シ是ニ必要ノ事項ヲ記載セシムヘシ 宿泊人名簿ハ使用ヲ終リタル後一ケ年間保存スヘシ

軍隊學校生徒ノ如キ多數團體ノ宿泊ハ其引率者ノ氏名及人員ヲ記載シ又公務員、華族等ハ其官公職名、爵名、氏名ノミヲ記スモ妨ケナシ

宿泊人ノ投宿ハ第三號様式ニ依リ必要事項ヲ記載シ毎日午前十時午後十二時迄ノ二回ニ所轄警察官署又ハ巡查駐在所巡查派出所ニ届出ツヘシ、但郡部巡查駐在所ノ所在地以外ノ村落ニアリテハ此限ニアラス

第十五條 營業者ハ警察官署ノ區域毎ニ組合ヲ設ケシ 但土地ノ狀況ニ依リ數警察官署ノ區域ヲ通シテ一組合ヲ設ケ又ハ營業ノ種別毎ニ組合ヲ設クルコトヲ得組合ハ規約ヲ定メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ 數警察官署ノ區域ヲ通シテ一組合ヲ設ケタルトキハ事務所々在地ノ警察官署ニ届出ツヘシ 組合規約ノ條項カ秩序ヲ紊リ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官署ニ於テ其變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條 營業者ハ組合ニ加入セスシテ營業スルコトヲ得ス
第十七條 營業者ハ左記各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、客室ニハ其入口ニ番號ヲ標記スルコト
- 二、正當ノ理由ナクシテ宿泊ヲ拒絶セサルコト
- 三、宿泊料、賄料等宿泊人ニ關スル緊要ノ事項ハ帳場及客室ニ揭示スル事（賄料ト座敷料ト格別ニ定メアルトキハ其旨ヲ明記スルヲ要ス）
- 四、宿泊料、賄料等ニ等級アルトキハ豫メ宿泊人ノ選定ヲ求ムルコト
- 五、宿泊人ノ求メサル飲食物若クハ健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ供セサルコト
- 六、種々ノ名義ヲ附シ不當ノ金錢ヲ請求セサルコト
- 七、客室ノ内外及寢具飲食物器等ハ常ニ清潔ヲ保持シ且寢具ハ時々日光ニ晒スコト
- 八、浴室浴槽ハ時々掃除シ清潔ニスルコト
- 九、宿泊人ニ對シ物品ノ購買若クハ遊興ヲ勸誘セサルコト
- 十、賤合ヲ爲シ又ハ客引ヲ出シテ客ヲ誘引セサルコト
- 十一、宿泊人ノ許諾ナクシテ濫リニ他人ヲ其室ニ入ラシメ又ハ宿泊人ニ面會ヲ求ムル者アルトキ故ナク隠秘シ若クハ執次ヲ拒絶セサルコト
- 十二、双方ノ承諾ナキ者ヲ同室ニ宿泊セシメサルコト
- 十三、宿泊人疾病ニ罹リタルトキハ醫藥食物等其需メニ應シ懇切ニ取扱フコト
- 十四、宿泊人ノ變死傷又ハ紛失盜難アリタルトキハ速カニ警察官吏ニ届出ツルコト
- 十五、宿泊料ノ辨濟又ハ擔保トシテ宿泊人ノ所持品ヲ受領セントスルトキ又ハ宿泊人ノ依頼ニ依リ其所持品ヲ入買若クハ賣却セントスルトキハ警察官吏ノ承認ヲ受クルコト
- 十六、宿泊人ニシテ身分不相應ノ金品ヲ所持シ又ハ舉動不審ト認ムル者アルトキハ速カニ警察官吏ニ届出ツルコト
- 十七、宿泊人ノ求メタリトモ藝妓ニアラサル者ヲシテ之ニ類スル行爲ヲナサシメ又ハ夜間十二時後日出前ニ歌舞音

曲ヲ爲サシメサル事

- 十八、汽車汽船ノ發着時間ヲ詐ルヘカラサルコト
- 十九、肺結核、癩病、梅毒、疥癬、其他傳染性疾患者ヲシテ飲食物ノ調理ヲ爲サシメ又ハ客ノ接遇ヲ爲サシメサルコト

- 第十八條 宿屋營業者ニ非サルモノト雖旅人ニ對シ猥リニ宿引ヲ爲スヘカラス
 - 第十九條 營業者ハ警察官署ヨリ取締上ニ關シ命令アリタルトキハ之ヲ遵守スヘシ
 - 第二十條 旅人宿、下宿屋ハ一人ニ付一坪半ノ割合ヲ降シ宿泊セシムルコトヲ得ス
但宿泊人ニシテ同室ヲ希望スル場合ハ此限ニアラス
 - 第二十一條 旅人宿、木賃宿ノ宿泊人外泊シタルトキハ其旨ヲ宿泊人名簿ノ欄外ニ記シ置クヘシ 但外泊三日ニ及ヒ所
在不明ノトキハ警察官吏ニ届出ツヘシ 前項但書ノ規定ハ下宿屋營業者ニ適用ス
 - 第二十二條 下宿屋ハ其門戸ニ寄寓者ノ族籍氏名ヲ明記シテ掲出スヘシ
 - 第二十三條 木賃宿營業ハ京都市ニ於テハ上京區ノ内筋違橋町、若宮堅町、北中ノ町、若宮半町、姥ヶ西町、青龍町ノ
外之ヲ許可セス 但從來ノ許可地域ニ於テ現ニ營業スル者ハ繼續シテ營業スルコトヲ得
 - 第二十四條 本則ニ違背シタル者又ハ本則ニ依リテ發シタル命令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 第二十五條 營業者カ未成年者又ハ心神喪失者、心神耗弱者、聾者、啞者、盲者ナルトキハ前條ノ罰則ヲ營業代理人ニ
適用ス
- 營業者カ法人ナルトキハ前條ノ罰則ヲ其代表者ニ適用ス
營業者、營業代理人、法人ノ代表者ハ管理人其他ノ從業者カ營業上ニ關シ本則ニ違背シタル場合ト雖其實ニ任セシム
此場合ニ於テ其行爲ハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

附 則

第二十六條 從來ノ營業用家屋ニシテ本則ノ構造ニ抵觸スルモノハ改築又ハ大修繕ヲ要スルトキハ本則ニ依リ構造スヘシ小修繕ヲ要スルトキト雖所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムル部分ニ對シ本則ノ制限ニ從ヒ修繕セシムルコトアルヘシ

宿泊人名簿

到着 月日時	族籍又 ハ國籍	居 住 所	職業 生年月	氏 名	出發 月日時	行 先 地

第二號様式

氏名 Name	居住所 Domicile	族籍 Nationality	年齢 Age	職業 Profession	投宿日 Date and time of arrival

第三號様式

宿泊者届

京都市何區何町番戶
業名

氏 名 印

昭和 年 月 日

警察署 御 中

到着 月日時	族籍又 ハ國籍	居 住 所	職業 生年月	氏 名

- 一、族籍又ハ國籍ノ欄ニハ内國人ナルトキハ族籍、外國人ナルトキハ國籍ヲ記スヘシ
- 一、外國人ニシテ帝國內ニ居住所ヲ有セサルモノニ關シテハ外國ニ於ケル住所ヲ記載スヘシ

二二九、現行京都宿屋業組合規約

昭和七年末現在京都宿屋業組合規約左の如し。

第一章 總 則

第一條 本組合ハ京都府西陣、中立賣、五條、松原之各警察署所轄内ニ於テ宿屋營業ヲナス者ヲ以テ組織シ京都宿屋業組合ト稱ス

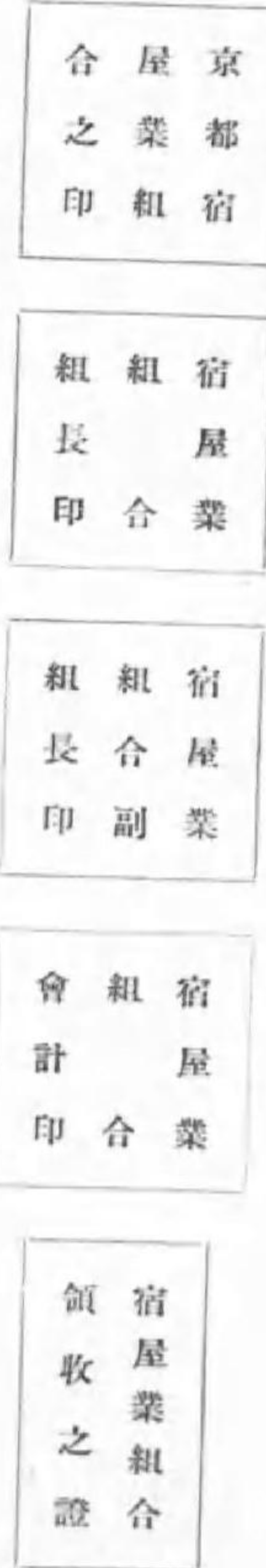
第二條 本組合ハ府令ニ準據シ同業者ノ統一並ニ向上發展ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ハ事務所ヲ當分中京區木屋町通三條南へ入ル瑞泉寺内ニ設置ス
但シ時宜ニ依リ出張事務所ヲ設クルコトアルヘシ

第四條 本組合ハ轄内ヲ貳拾部ニ區分ス

第五條 本組合ハ目的ヲ同シクスル他ノ組合ト氣脈ヲ通シ又ハ聯合會ヲ設置スルコトヲ得

第六條 本組合及ヒ役員ノ用ユル印章左ノ如シ



第貳章 加入及ヒ脱退

第七條 本組合ノ地域内ニ於テ宿屋營業ヲナス者ハ直チニ組合加入ノ手續ヲナスヘシ
組長ハ組合加入者ニ組合ノ規約ヲ示シ組合員名簿ニ登錄ス
加入セントスル組合員カ法人ナルトキハ代表者ヲ定メテ届出ツヘシ變更アリタル場合又同シ

第八條 本組合員ノ營業主變更改名及ヒ轉居等ノ異動アリタル時ハ直チニ組合事務所ニ届出ツヘシ

第九條 組合員ハ本組合ヨリ左ノ如キ證標ノ交付ヲ受ケ門戸ニ掲示スヘシ

京都宿屋業組合

京都宿屋業組合證

長六寸八分巾二寸八分

第十條 營業主ノ變更又ハ改名ノ場合若シクハ證標破損紛失シタル場合ニハ組長ニ申請シテ證標ノ書換ヲ受クヘシ

第十一條 本組合ニ加入セントスル者ハ規定ノ加入金ヲ納付スヘシ

第十二條 組合員ニシテ廢業又ハ地域外ニ轉居セントスル者ハ組長ニ届出デ證標ヲ返納スヘシ

第十三條 組合員ハ左之權利ヲ有シ義務ヲ負フ 但シ規定又ハ議員會ノ決議ニ依リ別段ノ定メアルトキハ此ノ限ニアラス

- 一、役員又ハ議員被選權
- 二、組合員相互間ニ生シタル營業上ノ爭議ニ關シ組合ノ仲裁ヲ求ムルコトヲ得
- 三、組合ノ事業又ハ會計財産等ニ關シ組長ニ對シ説明ヲ求ムルコトヲ得
- 四、役員會ノ決議ニ依リ定價表ヲ受クルコト
- 五、組合經費ノ負擔

第四章 役員其選舉並ニ其權限

第十四條 本組合ニ左之役員ヲ置ク

- 一、組長 壹名 一、副組長 壹名
- 一、幹事 四名 一、會計 貳名
- 一、相談役 五名以内 一、部長 貳拾名

第十五條 役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス

第十六條

役員タルヘキ者ハ左之資格ヲ具備スル者タルコトヲ要ス
一、本組合地域ニ住シ滿三年以上シ繼續シテ宿屋營業ヲナシ居ル者 但シ家督相續ニ依リ繼承シタル者ニ付テハ被
相續人ノ營業年限ヲ加算ス
二、年齢滿二十五年以上タルコト
但シ部長ハ此ノ限りニアラス

第十七條

役員ノ權限左之如シ
組長ハ組合ノ業務ヲ總理シ組合ヲ代表スルモノトス
副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス
幹事ハ組合一般ノ庶務ヲ整理シ各受持部内ノ事務ヲ處辨ス
相談役ハ役員會ニ參與シ諸般ノ事ヲ談議ス會計ハ組合經費ノ收支出納ヲ掌理シ組合ノ財産ヲ保管ス
部長ハ組長又ハ幹事ノ通牒ニ應シ便宜其事務ニ従事ス

第十八條

本組合ニ書記若干名ヲ置キ組長之レヲ任ス書記ハ組長ノ指揮命令ヲ受ケ諸般ノ事務ニ従事ス

第十九條

正副組長幹事會計ノ選舉ハ議員會ニ於テ組合員中ヨリ選舉ス 但シ幹事ハ各警察署部内ニ於テ各堂名トス
部長ノ選舉ハ各部内ニ於テ其部内組合員中ヨリ各堂名ヲ選舉ス 投票ノ數同數ナルトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキ
ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム 滿場異議ナキトキハ指名推選ノ方法ヲ以テ選舉ニ代ユルコトヲ得 相談役ハ組長ノ推薦ニ依
リ役員會ノ同意ヲ求ム

第二十條

役員ノ員數ニ缺員ヲ生シタル時ハ補缺選舉ヲ行フ補缺選舉ニ當選シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

第二十一條

役員ノ任期ハ滿三年トシ滿期再選スルコトヲ得
役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者就任スル迄其職務ヲ行フモノトス

第五章

會議及ヒ議員ノ資格選舉

第二十二條

議員會ハ定期會臨時會ノ二種トス
定期會ハ毎年拾壹月ニ開キ臨時會ハ議員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ又ハ組長ニ於テ必要アル場合ニ之レヲ招
集ス

第二十三條

議員會ノ招集ハ開會三日前ニ會議ノ目的タル事項日時場所ヲ示シ書面ヲ以テ組長ヨリ之レヲ通知スルコト
ヲ要ス 但シ臨時緊急ヲ要スル場合ハ此ノ限りニアラス

第二十四條

議員會ハ議員中ヨリ議長副議長各壹名ヲ互選ス
議長ハ會議ノ開閉シ議事ノ整理並ニ議場ノ取締ニ任ス
副議長ハ議長ノ事故アル場合之レヲ代理ス

第二十五條

議長副議長共ニ事故アルトキハ出席議員中年長者議長席ニ就キ假議長ヲ選舉ス

第二十六條

議員會ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テシ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル、但シ規約ノ變更改正
ニ關スル決議ハ議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決議スルコトヲ要ス

第二十七條

議員會ノ權限左之如シ
一、經費豫算並ニ賦課徵收法ノ議定

一、經費決算並ニ財産目錄ノ認定

一、組合財産ノ處分ニ關スルノ件

一、規約ノ改正變更又ハ制定

一、正副組長幹事會計相談役ノ選舉

一、組合利害ニ關係アル事項

第二十八條

議員會ノ議長ハ議事録ヲ作り左之事項ヲ記載シ議長及ヒ議員二名以上之レニ署名捺印スルコトヲ要ス

- 一、開會ノ日時及ヒ場所
 - 二、出席議員ノ氏名
 - 三、議事ノ要項
 - 四、決議シタル事項
 - 五、賛成ノ數
- 第二十九條 議員會ニハ役員並ニ組長ノ命ヲ受ケタル事務員ハ會議ニ參與シ議案ノ説明並ニ意見ヲ述フルコトヲ得
- 第三十條 議事細則ハ別ニ之レヲ定ム
- 第三十一條 組長ハ業務ノ執行上必要アルトキハ役員會ヲ招集ス
- 役員會ヲ左之ニ種ニ分ツ
- 一、第十六條ノ役員會
 - 一、正副組長議長幹事會計相談役
 - 一、役員二名以上ノ要求アリタルトキハ組長役員會ヲ招集ス
- 役員會ノ決議ハ過半數ヲ以テス
- 第三十二條 議員タルヘキ者ハ左之資格ヲ具備スル者タルコトヲ要ス
- 一、本組合地域内ニ住シ滿三年以上繼續シテ宿屋營業ヲナン居ル者 但シ家督相續ニ依リ繼承シタル者ニ付テハ被相續人ノ營業年限ヲ加算ス
 - 二、年齢滿廿五年以上タルコト
- 第三十三條 議員ハ各部ニ於テ壹名宛選出スルモノトス
- 第三十四條 當選ノ確定ハ投票ノ多數ヲ以テ當選者トス投票ノ數同シキトキハ年長ヲ以テシ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之レヲ定ム

- 第三十五條 議員ノ任期ハ三ヶ年トシ滿期再選スルコトヲ得
- 但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス
- 第三十六條 議員ノ選舉權ハ各組合員之レヲ有ス
- 第三十七條 未成年者ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得
- 其代理人ハ親權者又ハ營業管理人ニ限ル
- 第三十八條 組長ハ選舉ヲ要スル都度選舉ノ日時場所議員ノ員數等ヲ各部ニ通知スルモノトス
- 第三十九條 投票用紙ハ一定ノ様式ヲ以テシ選舉ノ前組長ヨリ各組合有權者ニ配付スルモノトス
- 第四十條 組長ハ選舉前組合員中ヨリ選舉立會人參名以上ヲ指名シ選舉ニ立會ハシム
- 第四十一條 組長自カラ選舉長トナリ選舉立會人ト共ニ選舉會ヲ開閉ス
- 第四十二條 選舉長ハ選舉ヲ終リ選舉錄ヲ作り選舉ノ顛末ヲ記載シ選舉立會人ト共ニ署名捺印スルモノトス
- 第四十三條 選舉長ハ當選確定シタルトキハ直チニ當選者ヘ書面ヲ以テ當選ノ旨ヲ通知スルモノトス
- 第六章 會計
- 第四十四條 本組合ノ會計年度ハ歷年ニ依ル
- 第四十五條 組長ハ歳入歳出豫算決算承認及賦課徴收法案ヲ調製シ議員會ノ決議ヲ求ムヘシ
- 第四十六條 豫算超過又ハ豫算外ノ費用ヲ要スルトキハ臨時議員會ヲ招集シ追加豫算ヲ提出ス若シ金高百圓未滿ナルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ支出スルコトヲ得
- 第七章 違約處分
- 第四十七條 左ニ掲クル行為ハ絕對ナスコトヲ得ス
- 一、同業者間ノ通稱家號商號類似ノモノヲ用ユルコト
 - 之レニ違反シタル者ハ役員會ノ決議ヲ經テ組長之レヲ譴責ス

一、京都府令第貳號宿屋業取締規則ノ違反

第四十八條 左ニ掲クル行爲アルモノハ役員會ノ決議ニヨリ其筋ヘ組合除名ノ申請ヲナスモノトス

一、再度規約違反ノ處分ヲ受ケ尙反省ノ情ナキモノ

二、同業者全體ノ信用ヲ害シ又ハ組合整理上障害ノ行爲アルモノ

三、組合經費ノ徴收ニ應セサルモノ

第四十九條 違反處分ノ決定ニ對シ不服アル者ハ其處分ノ通知ヲ受ケタル三日以内ニ其事由ヲ附シ書面ヲ以テ組長ニ再

議ノ申立ヲナスコトヲ得

組長ハ不服ノ申立アリタルトキハ役員會ノ再議ニ附スルモノトス

第八章 附則

第五十條 本組合ハ其目的ヲ達成スル爲メ必要アリト認ムルトキハ役員會ノ決議ニ依リ顧問ヲ置クコトヲ得

第五十一條 本組合ニ功勞アル者ニ對シ役員會ノ決議ニヨリ表彰スルコトヲ得

第五十二條 本組合員ノ雇人ニシテ滿十五年以上精勤スル者ニ對シ雇主ノ申請ニヨリ表彰スルコトヲ得 申請アリタルトキハ組長之レカ精査ヲナシ役員會ノ決議ヲ經テ組長之レヲ行フ

昭和六年拾壹月改正

III〇、京都宿屋業組合役員氏名 (昭和八年一月現在)

- 組合長 晴鴨樓 城山滿次郎
- 副組合長 千切家 山根宗太郎
- 西陣警察署部内幹事 小原館 小原由松
- 中立賣警察署部内幹事 終家 西村善三郎

五條警察署部内幹事 大文字家

松原警察署部内幹事 伏見屋 奥村政次郎

會計 吉岡家 佐々木吉造

同役 近岡太 中澤國三郎

相談 近又 吉川太市郎

議長 甲賀屋 鶴飼又八郎

副議長 依屋 奥島藤三郎

顧問 青木宗五郎

- | | | |
|------|-------|-------|
| 第一部 | 加茂川 | 竹内辨造 |
| 第二部 | 藤の家 | 木村喜市 |
| 第三部 | 近江亭 | 田中筆吉 |
| 第四部 | 榎垣亭 | 奥村喜三郎 |
| 第五部 | 山水館 | 水島梅吉 |
| 第六部 | 松水家 | 松本賢次郎 |
| 第七部 | 大野屋支店 | 大野弘治 |
| 第八部 | 秋田家 | 南野治郎 |
| 第九部 | 菱長 | 高岡兵衛 |
| 第十部 | 綿善 | 小野善二郎 |
| 第十一部 | 八木近 | 八木始次郎 |

第十二部部
第十三部部
第十四部部
第十五部部
第十六部部
第十七部部
第十八部部
第十九部部
第十部部
第九部部
第八部部
第七部部
第六部部
第五部部
第四部部
第三部部
第二部部
第一部部
議
第九部部

員

石利	岡タミ	いろは館	六花園	松の家	中の家	清水亭	喜樂館	加茂川	尾張屋	丹波亭	赤穂樓	山本館	依水屋	大津賀	大賀家	甲賀屋	綿賀屋	肥前屋
石原テ	鳥井タ	岡本太	宇多禎	田中龜次	小林コ	中尾テ	竹内辨	澤田德	岩本太	林清五	水島梅	岡崎和	三橋千	布浦彌	奥島藤	小野三	北川久	

第十二部部
第十三部部
第十四部部
第十五部部
第十六部部
第十七部部
第十八部部
第十九部部

八華樓	松華樓	いろは館	六花園	祇園中村樓	福田家	清水きた	喜樂館	綱島勘兵衛	森川兵衛	岡本榮太	宇多禎藏	辻重彦	菱田ウ	入江キ	中尾武次郎
-----	-----	------	-----	-------	-----	------	-----	-------	------	------	------	-----	-----	-----	-------

組合事務所

京都市中京區木屋町三條下ル

電話本局②一六三八番

囑書

託記

安川波英
佐々木

昭和八年七月十日 印刷
昭和八年七月十五日 發行

【非賣品】

編纂者 京都府中京區御幸町二條上ル 佐々木 猛
印刷者 京都府中京區御幸町二條上ル 佐々木 猛

發行者 京都府東山區問屋町五條下ル 城山 滿次郎

發行所 京都府中京區木屋町三條下ル 京都宿屋業組合事務所

終